

ISSN 0385-2148

研究所報

No.37

大内賞授賞記念シンポジウム

統計における官学連携

2007年4月

法政大学

日本統計研究所

大内賞受賞記念シンポジウム

「統計における官学連携」

日時:3月17日(土) 14:00~17:00

場所:法政大学(市ヶ谷)ポアソナードタワー26階 A 会議室

<プログラム>

14:00-10 挨拶

森 博美(法政大学日本統計研究所所長)

14:10-15:00 基調講演

「大内先生と日本の統計」

中村隆英(東京大学名誉教授・元統計審議会会長)

「統計品質論から見た日本統計」

伊藤陽一(法政大学日本統計研究所所員)

15:00 休憩

15:10-1700 パネルディスカッション

「統計における官学連携」

司会 森 博美

パネリスト

竹内 啓(東京大学名誉教授・前統計審議会会長)

松田芳郎(青森公立大学教授・前統計審議会委員)

菊地 進(立教大学教授)

予定討論者

清水雅彦(慶応義塾大学)、永山貞則(元早稲田大学)

溝口敏行(広島経済大学)、美添泰人(青山学院大学)

17:00~19:00 祝賀パーティ

ポアソナードタワー25階 B 会議室

法政大学日本統計研究所

挨拶 森 博美 (法政大学日本統計研究所所長)

基調講演
「大内先生と日本の統計」
中村隆英 (東京大学名誉教授・元統計審議会会長)

「統計品質論から見た日本の統計」
伊藤陽一 (法政大学日本統計研究所所員)

大内賞受賞記念シンポジウム **HOSEI**

「統計における官学連携」

日時：3月17日 (土)
14:00~17:00

場所：法政大学 (市ヶ谷)
ポアソナードタワー26階A会議室

<プログラム>

挨拶 森 博美 (法政大学日本統計研究所所長)

基調講演
「大内先生と日本の統計」
中村隆英 (東京大学名誉教授・元統計審議会会長)

「統計品質論から見た日本の統計」
伊藤陽一 (法政大学日本統計研究所所員)

パネルディスカッション 「統計における官学連携」
司会 森 博美

パネリスト 竹内 啓 (東京大学名誉教授・前統計審議会会長)
松田芳郎 (清泉学院大学教授・前統計審議会委員)
菊地 進 (立教大学教授)

予定討論者 清水雅彦 (東京理科大学)、永山真則 (元東国田大学)
渡辺政行 (清泉学院大学)、長瀬隼人 (東山学院大学)

法政大学日本統計研究所



パネルディスカッション 「統計における官学連携」

司会 森 博美

パネリスト 竹内 啓 (東京大学名誉教授、前統計審議会会長)
 松田 方郎 (横浜国立大学教授、前統計審議会委員)
 菊地 進 (位智大学教授)

モデレーター 清水 誠彦 (慶応義塾大学)、小山 貞則 (早稲田大学)、
 黒田 敏行 (筑波大学)、長谷川 久 (筑波大学)







大内賞授賞記念シンポジウム

統計における官学連携

目次

開会挨拶	森 博美	1
＜第一部＞		
基調講演		
大内先生と日本の統計	中村隆英	7
統計品質論から見た日本統計	伊藤陽一	11
＜第二部＞		
パネルディスカッション		71

「統計における官学連携」

司会 森 博美

パネリスト報告

竹内 啓
松田芳郎
菊地 進

予定討論

清水雅彦
永山貞則
溝口敏行
美添泰人

討論

開 会 挨拶

法政大学日本統計研究所長 森 博美

本日は、年度末のご多用な中、また季節が冬に逆戻りしたような寒い中、私ども法政大学日本統計研究所の大内賞受賞記念シンポジウムのために、かくも多くの方々にお集まり下さいまして心より感謝申し上げます。本日の会を開催するに当たりまして、本年度、研究所長を勤めさせています立場上、日本統計研究所のこれまでの歩みと本日のシンポジウムの内容構成について、ご挨拶を兼ねて簡単にご紹介させていただきます。

日本統計研究所は、昭和 21 年に、大内兵衛先生と当時は大蔵大臣をされていた渋沢敬三さんが協議され、戦時中に日銀に設けられていた国家資力研究所を母体に財団法人として設立されました。大内先生を始め、有澤廣巳、高橋正雄、美濃部亮吉、森田優三といった諸先生方がこの研究所に結集され、統計委員会として「統計法」の制定、統計機構の整備さらには、国勢調査や事業所統計調査を初めとする各種重要統計の指定統計としての指定など、わが国の戦後の統計再建の礎を築く上で大きな貢献をされました。統計委員会このような活動については、その後、本研究所から刊行されました『日本統計制度再建史』として、詳細な記録が残されております。そのようなわが国の戦後統計の再建に際して、本研究所が統計委員会の下で、事実上統計委員会事務局のような形で委員会の活動を支えてきたことは、わが国の統計にこれまで長く係ってこられた諸先生方は良くご存知のことでございます。

ただ、まとまった記録が残されておらず正確なところは必ずしもはっきりしませんが、研究所では、統計法が成立した昭和 22 年頃、研究員の待遇改善を巡って激しい労使紛争が発生し、大勢の研究員が研究所を去られたと伺っております。設立当時の研究所の実態などについては、折を見て所内に所蔵されている記録資料などを調べてみようかとも思っております。

日本統計研究所は、もともと渋谷の隠田というところにあった政経ビルに置かれていたようですが、その後水道橋近くの日本発送電の社屋の一部を借りて、日銀からの補助金や当時の行政管理庁統計基準部や経済安定本部（その後の経済企画庁）等の政府機関からの委託調査等を行うことで研究を継続していたといわれています。その後、昭和 28 年に研究所は法政大学内に移転してくることになりますが、本日基調講演をお願いしております中村隆英先生から先日そのいきさつをお伺いしました。

本日のシンポジウムの会場であるポアソナードタワー（通称 BT）と呼ばれる 26 階建てのこの建物が建っている敷地には、かつては大学院・研究棟という 6 階建ての建物がございました。この校舎は昭和 28 年（1953 年）に建てられたことから、学内では 53 年館とも呼ばれてきました。この 53 年館が竣工したときに、当時、本学の総長をされていた

大内先生の研究室として、研究室 2 つ分のスペースの研究室を大学側でしたところ、先生はそれをご自分ではお使いにならず、そこに財団法人日本統計研究所を入れた。法政大学に居を定めるようになった、いきさつは、大要、このようなことであったようです。

研究所が法政大学に来てから以降は、相原茂先生が中心になって研究所を運営され、『日本経済統計集』や『日本統計発達史』、さらには日本経済分析シリーズ等の刊行物が財団法人日本統計研究所から刊行されています。その後は、日銀からの財政面でのサポートも途絶え、政府からの委託研究もなく、主として総評調査部やエコノミスト誌からの委託研究などを、数人の研究員さらには法政での大内、有澤ゼミの院生などにより、統計あるいは経済の現状分析といった分野で研究活動が展開されていたようです。昭和 40 年代には研究所財政の更なる逼迫による研究員の相次ぐ転出、さらには折からの大学紛争により、研究所は一時、完全に閉鎖状態となります。

その後、激しかった大学紛争もようやく峠を越えた昭和 50 年に、喜多克己先生と伊藤陽一先生が中心になって、内外の統計制度研究を中心にして日本統計研究所の研究活動を再開されました。その頃から、わずかな額ではありますが、研究所は大学から予算補助をいただけるようになりました。ちなみに、現在 34 号まで刊行されている『研究所報』は昭和 51 年 3 月に創刊され、また本日、お手元の資料として第 95 号を同封させていただきましたが、『統計研究参考資料』もその年の 11 月に創刊されています。その後、昭和 56 年に財団法人を解散して、法政大学の附置研究所になることが認められ、統計研究者、政府統計関係者その他の方々のご協力をいただきながら、今日に至っております。

統計委員会の下で、日本統計の再建のいわば事務局として活動した時期を日本統計研究所の第 1 世代とすれば、その後、研究所の第 2 世代では、政府機関その他からの委託調査あるいは『日本経済統計集』等の刊行という形で研究が展開されてまいりました。法政大学日本統計研究所として昭和 50 年に研究活動を再開してから今日に至る時期は、いわば研究所の第 3 世代にあたります。今回、この第 3 世代の研究活動に対して、おかげさまで大内賞をいただくことができましたことから、今回の受賞させていただいたお披露目と、大学紛争以前の第 1 世代、第 2 世代の日本統計研究所についてよくご存知の先生方に対して、その後このような形で研究所が存続していたことのご報告を兼ねて、本日このような形でのシンポジウムを設定させていただいた次第です。

本日のシンポジウムは、2 部構成となっております。まず、第 1 部では、二本の基調講演を予定しております。最初は、かつて第 2 世代の日本統計研究所に一時期在籍された経験もお持ちの中村隆英先生から、「大内先生と日本の統計」という演題でご報告をいただくことにしています。また、日本統計研究所所員の伊藤陽一先生には、「統計品質論から見た日本の統計」というテーマでお話をいただく予定にしております。

改めてご紹介の必要もないことかとは存じますが、最初の報告をいただく中村先生は、有澤先生の下で学ばれ、東京大学で教鞭をとられ、退官後は御茶ノ水女子大学、東洋英和

女学院大学教授を勤められました。その間、統計審議会委員、さらには統計審議会長として長期にわたりわが国の統計行政に中心的に係ってこられました。特に中村先生は、平成3年（1995年）に出されました統計審議会答申『新中長期構想』をおまとめになられた時の審議会会長でございます。

<第一部>

基 調 講 演

大内先生と日本の統計

中村隆英(東京大学名誉教授)

統計品質論から見た日本統計

伊藤陽一(法政大学経済学部教授・日本統計研究所所員)

大内先生と日本の統計

中村隆英（東京大学名誉教授）

最近、めったに法政大学に来ることはなくなりましたが、私が日本統計研究所に関わりましたのは、昭和26年で、大学を卒業する頃でした。日本統計研究所というものは、戦後、大変大きな方向を持ってできたもので、所員も数十名おられたという話を聞いております。聞いているというのは、私が存じ上げない時期のことです。ただし、そういう遠大な計画を持って研究所は創設されたわけですが、当時は労働運動が盛んでありまして、あっという間に賃金引上げか何かで大ストライキが発生し、それでたちまち事実上閉鎖というか解散といえますか、とにかく研究所自体は潰れてしまいました。

その時分、研究所の再建ということで大内先生方が関わられたということだと思います。それで大内先生が日本統計研究所に縁があるということになっています。実際、日本統計研究所はその後、非常に細々と小さな組織で続いていたのですが、先ほどお話がありましたように、丁度、法政大学が6階建ての研究室棟を作りまして、その6階の隅に大内先生が2部屋続きの研究室を作って、そこに日本統計研究所が入ったわけです。いわば居候をさせてもらったわけです。とにかく金がなくて家賃が払えない。それでそこに私も行っていました。

研究所のトップの方々の顔ぶれはたいそう偉い人ばかりで、大内先生が理事でありまた所長でした。また、理事の顔ぶれは、有澤先生、美濃部先生、森田先生といった、当時の日本の統計学の大家ばかりですが、これが全く顔も出さなければお世話もしてくださらない。大内先生は法政大学の総長ですから、日本統計研究所の部屋を確保してくださったわけです。その点で、大内先生にたいそうお世話になったわけです。但し、日本統計研究所のことで一こと言っておかなければならないのは、実際に取り仕切っておられたのは誰であったかといいますと、相原茂先生という方でございました。皆さんはご存じないと思いますが、相原先生は昔の大内先生、有澤先生あたりのお弟子さんで、当時は東大に教養学部というのができて、その教養学部で経済学の教授になられて、研究所の方は無給でお世話をしてくださっていました。私が知っているのは、相原先生が取り仕切っておられた時代の日本統計研究所でございます。

大内先生と日本の統計ということになりますと、大内先生は統計学者であったということになるのでしょうかけれども、ご専門は財政学でありまして、東大でずっと財政学を講義しておられました。『財政学大綱』という教科書がございました。これは不思議なことに、上、中と2冊出ていて、下が出ていません。別のところで日本の租税論を書かれましたので、それが事実上下巻で完結していたということになるのだと思います。大内先生ご自身は、大正時代に東大でそれまで法学部の中に法学科と経済学科として存在していたものが

経済学部という一つの学部として法学部から独立した時に大内先生は財政学を担当されることになったわけです。しかし、それ以前から大原社会問題研究所に関係しておられて、そこで実証的な経済の研究が行われており、大内先生はこの大原社研に兼任のような形で入っておられました。統計を丁寧にお使いになっていたといういきさつがあったと思います。そういうわけで大内先生は統計に非常に詳しい財政学者であったわけです。

東大の経済学部の初代の統計学の教授は、糸井先生という方でした。この糸井先生がドイツに留学されていて留学中にお亡くなりになったということがございまして、それで当時、経済学の助手であった有澤先生が糸井先生の弟子であったということで、急遽、経済学をやめて統計学の担当ということになったわけです。そういうことだったと伺っております。ただ、有澤先生は、統計学の講義は行っておられたのですが、どうも統計をやるのはあまりお好きではなかったようです。講義の内容は、「大数の法則」というものを哲学的に基礎づけるというものでした。統計学の講義では、統計のいろいろな細かい問題には触れられず、統計学説史を中心とした話をされていました。ドイツにコンリングという人がいたとか、フランスにケトレーという人物がいたといったような話を4月から始めて11月頃までやっておられた。その後で、大数法則の哲学的基礎づけをやると大体1年間が終わる。そういう講義でありました。今の統計学とは随分違った統計学でした。

ただ、有澤先生はご自分ではそういうことをやっておられましたが、近代的な統計学に不熱心であったわけでは決してなく、増山元三郎先生とか北川敏男先生といったいろいろな方を次々に教室に招かれました。やがて、宮沢先生を迎えられまして、それで現在の東大の統計学ができたといういきさつがあります。

それで大内先生の話になりますが、大内先生はそういうところとの関わりがあったわけですから、大原社会問題研究所時代から、統計とか統計学にも大変熱心であられました。その門下に若くして亡くなられた糸井先生とか有澤先生がおられました。それで東大の経済学部で有澤先生が統計を担当しておられた。有澤先生よりも少し若いところで、美濃部亮吉先生あるいは阿部勇先生という方がおられ、同時にこういった方々が、日本における統計学ではなく統計の発達というものに相当関わりを持っておられました。それで、美濃部先生なんかの場合ですと、戦時中までは先生も左翼だということで捕まったりしておられたのですが、戦後になりまして現在の統計審議会、最初は統計委員会として戦後アメリカのスタイルをまねて常設の行政委員会として出来たときに事務局長になられたのが美濃部先生で、有澤廣巳先生や高橋正雄先生、森田優三先生が委員としてお出でになり、その上に大内先生が委員長としておられたわけです。それで戦後の日本の統計を再建されたわけです。大内先生はそういった意味で、戦後日本の統計の再建に中心的役割を果たされました。

統計の再建ということになりますと、従来からの統計を改善するというだけでなく、新しい統計を作るという話がどんどん出来てくる。昭和20年代の前半に新しい統計

がいくつか出来て現在に続いているということになると思います。その代表的なものを挙げれば、事業所統計調査、あるいは就業構造基本調査というような大規模統計が、大内先生の統計委員会のところで発足したわけです。そういう時代がございました。

それ以前から昭和初期には労働統計実地調査のような新しい統計が次第に作られてきたわけですが、国勢調査などにしましても、非常に大規模で全国民を調べるという調査であった。その他にサンプリングを付け加えましていろいろ細かいことを調べるようになったのは、やはり昭和 25 年頃からだったと思います。その前に昭和 22 年国勢調査というのがありますが、これは 20 年調査が出来なかった代わりに実施されたものです。昭和 25 年の国勢調査からは、サンプリングを付け加えた詳しい国勢調査が行われることになってきます。

それから、大内先生の統計への関わりということでは、大内先生ご自身は統計に非常に深い関心を持たれていたわけですが、お弟子さんには純粹の統計学者が何人か育ったわけでありまして、その筆頭が有澤先生でした。それから美濃部亮吉先生、あるいは阿部勇先生というような方が大内門下で統計をやられた。もちろんこういった先生方は、数理統計学をやられたわけではありませんで、統計数字を使って経済分析をするというのが主なお仕事でした。昭和初期に改造社という本屋があり、経済学全集全 60 巻というとてもない本を出したわけです。さすがにこの頃は古本屋に行っても余り見かけなくなりましたが、私が大学を出る時分には古本屋に行きましても経済学全集が山積みになっていました。ものすごく安くて、私も何冊か買って持っていたのですが、この頃はうちでも見かけなくなりました。

それはともかくとして、今話した大内先生のお弟子さんたちを中心にして、『世界経済図表』だとか『日本経済図説』というようなものが、その経済学全集の中に何冊も入っていました。これは、グラフでもって数字を挙げて日本と世界の統計を図で示すということが昭和 5 年前後の数年の間に行われました。これらは、それまでのより抽象的な経済分析とは違う新しいものを生み出した一つの例だったと思います。そういう所で澤先生などのお弟子さんたちが育ってきて、次第に統計を使った実証分析が行われるようになってきたわけです。

有澤先生のお弟子さんたちの中からお一人だけ例を挙げますと、向坂正男などを思い出します。向坂正男さんは向坂逸郎先生の末の弟さんですが、この方は経済安定本部の調査課に入られて、やがて『経済白書』を中心になって書かれたわけです。『経済白書』というのは今でもあることはあるのですが、あまり誰も相手にしなくなった。戦後しばらくは、そういった数字を使って日本や世界の経済を分析するというので大変評価が高かった。

それから、大内先生について是非とも申し上げておかなければならないのは、戦後になって現在の統計審議会の前身であります行政委員会としての統計委員会が出来た時に、その委員長になられたのが大内先生です。現在は行政機関ではなく審議機関になったのです

が、それからずっと統計審議会として継承されています。その初代が大内先生です。

そういう状況の下で、大内先生ご自身はあまり新しい統計技術に対する知識は深くなかったけれども、そういうものを利用して新しい経済統計を作るということについては、大変ご熱心でした。そこで、例えばサンプリングですとか、あるいは国民経済計算、産業連関表といった手法を統計機関がどんどん導入してきたわけです。私などが記憶しているのは、労働力調査とか就業構造基本調査といった調査が統計局を中心として、昭和 20 年代にいろいろな新しい統計が開発されるようになりました。それから、当時は経済安定本部と言っておりましたが、経済企画庁が国民所得統計というものを作るようになりました。また、例えば、労働力調査といったものを開始するに当たってアメリカから統計技術を導入して、標本理論が実用化されるようになった。そういう意味で昭和 20 年代というのは、大内先生を中心とした統計改革の時代であったわけですが、そこで新しい統計技術が日本の官庁統計の中にどんどん登用されるようになってきた時代でもあったわけです。それは、非常に重要なことではなかったかと思えます。

一言で要約するならば、大内先生は統計学者としても非常に重要なお仕事をなさった。そのお仕事というのは、大正半ば頃からずっと当時の第一線の新しい統計の問題を敏感に受け入れて、日本の統計を改善してこられた。戦時中、大内先生は捕まったりいろいろなことがあって大変でしたが、戦争が終わって一挙に重要な人物として政府の統計をリードするようになられた。その大内先生のリードの下で、戦後日本の新しい統計が開いた。その新しい統計という意味は、これまでなかった統計という意味で新しいと、それから統計技術の上で標本調査を初めとする新しい手法がどんどん政府統計の中に組み入れられるようになっていった。大内先生はそういうきっかけを築かれた。これが、大内先生の非常に大きな業績であったと断言したいと思います。

私は大内先生をちょっとだけ存じ上げております。大内先生はこの大学で総長をしておいでになりました。その時分、大内先生は和服で大学に来ておられていて、羽織袴で総長室に座っておられたことを記憶しています。決して体の大きい方ではありませんでしたが、とにかく風格があり、みんなが先生、先生と尊敬していました。大内先生は、晩年には多少いろんなものを書き過ぎられたようなところもあり、雑誌『世界』などの論文などを見ると、昭和 30 年代など必ずしも感心するような文章ばかりではありませんが、その一方で統計という分野では非常に重要な役割を果たされました。

「統計品質論」から見た日本の統計－ヨーロッパ統計実践規約を材料に－

伊藤陽一（日本統計研究所所員/ 経済学部）

はじめに

日本統計研究所の所員の伊藤陽一でございます。本日の統計研究所の大内賞受賞シンポジウムに、日本の統計界－政府統計家と学会－の重鎮や指導的位置にある方々をふくめて多数に御参加いただき、心から感謝申し上げる次第です。このような集まりに際して、統計研究所の側から、折から日本で進められているおよそ 60 年来の大きな統計改革を念頭において、なんらかの新情報を提供できればと考えました。それで、私がここしばらく注目している、いわゆる「統計の品質」論をめぐる国際動向の中から、特にここほんの 2・3 年の間の動きとして目立つ、ヨーロッパ連合における「ヨーロッパ統計実践規約」をとりあげることにしてみました。当初の予定論題は「統計品質論からみた日本の統計」という、いささか大きく漠然としたものでした。統計品質論について概略をお伝えした上で、特にヨーロッパ統計実践規約にしぼって、内容の概略をお伝えし、これに照らして、日本での『統計制度改革検討委員会報告』と目下国会で審議中の「新統計法案」をいっくらか検討してみようというものです。

当日は、以下の構成によって、パワーポイントによるプレゼンテーションで配布資料を参照しながら説明する形をとった。今回の『所報』の特集号へのこの報告の収録にあたって、内容を、論文形式に変え、当日は省略した幾つかの点を補強した。

報告の構成

1 統計の品質論とヨーロッパ統計実践規約

1.1 統計品質論の概略

- (1) 経過 資料 1 : p.1
- (2) 原則－枠組み 資料 2 : pp.2-3
- (3) 品質対象と品質構成要素 資料 3 : p.4

1.2 ヨーロッパ統計実践規約

- (1) ヨーロッパ統計実践規約本文 資料 4 : pp.5-8
- (2) 自己評価と調査票 資料 5 : pp.11-18
- (3) 同業者評価－評価点, 評価作業日程, 評価例 資料 6 : pp.19-24

2. 日本の現下の統計改革をめぐる

- 2.1 統計原則と統計基本計画 資料 7 : pp.25-26

- 2.2 今後の統計改革論議と改革に望まれること ⇒ 資料 4 : pp.5-8 下線, 囲い

1 統計の品質論とヨーロッパ統計実践規約

1 では、まず統計品質論の概略と経過を簡単に紹介して、その中で「ヨーロッパ統計実践規約」の位置を示し、この実践規約を少々詳しくみることにしたい。

1.1 統計の品質論の概略

統計の品質論については、筆者はこれまで幾つかの機会にとりあげてきている¹。この統計の品質論とは、1960年代前後までというべきであろうか、過去における「標本誤差+非標本誤差」といった統計データの狭い属性だけでなく、特に統計利用者のニーズをクローズアップして、その統計の入手可能性他の属性(品質構成要素あるいは品質基準)を広く問う論議である。最近の展開をみて、筆者が過去に紹介し論じたある部分については、若干の補強等が必要とも考える。しかし、ここでは基本的には過去の資料を再掲する形で、経過、論議の対象、品質評価枠組みと品質構成要素、品質評価と結果の公表、の順に、概略を説明するにとどめる。

1.1.1 経過 統計品質論の経過に関して表1を示したい。

この論議が盛り上がっている背景として、筆者は2000年に(伊藤:2002)以下のように書いた。

「この論議が盛んになった背景や要因としては次の点があろう。①社会・経済変化—特にアジアの経済危機—の中での統計データの立ち遅れが、ここ20年間ほど継続したことへの不信の拡大、②*The Economist*誌による1990年代初頭における各国統計制度の評価ランキング付け(92/9/7,93/9/11)²のショック、③統計利用者本位という考え方の拡大・深化、④統計活動をめぐる環境諸条件の変化—予算削減、(生活諸条件の変化に一部起因しながら)統計活動への国民的協力の低下、⑤「政府統計活動の原則」、「統計家の倫理」等の原則や綱領の1980年代後半以降の樹立・確認・重視、⑥政府情報の公開思想の拡大、⑦評価・点検・格付け思考の拡大、⑧IT活用の拡大:インターネットの普及、⑨1980年代後半からの国際統計界での相互交流の加速・強化—特に、ECE/Eurostat/OECD/UN、世界銀行グループ間、多国間および2国間交流—【全体として西欧先進国主導であり、問題によっては注意を要するし、日本からのかかわり方が問われる】・・・

・・・統計の品質論議は部分的には常にあった。現在の品質論議に関わってさかのぼって引用される文献には1950,60年代のものもある。①しかし、統計利用者サービス(顧客サ

¹ 伊藤陽一 1999, 伊藤陽一 2000, 伊藤陽一 2005。この他に水野谷(2006b)があり、水野谷(2006a)とともに統計品質論の文献サーベイをした上での論評である。2006b所収の水野谷論文がより詳しい。伊藤陽一の上記3冊と水野谷2006aの目次を本報告の最後に付録として示した。

² 伊藤陽一 2002, p.124

ービス)、利用者への統計データやその品質情報を公開する思想の拡大は1980年代、特に1990年代以降のものであり、1990年代に論議は加速している。②国別には、カナダ、オランダ、オーストラリア、北欧、イギリス、合衆国等が先導しており、これに各国が呼応している。」

筆者としては、現時点でこれに三点を付記したい。第一は、重要な要因として、1990年代に環境、人口、貧困撲滅、女性、人権などに関する国連の世界会議（ここにはNGOが参加した）が開かれ、各国が目標をふくめた行動計画に約束・署名をし、その後は国連の対応する担当機関が進捗状況を絶えず評価するという形が、広がりを持ったことがある。その後の推移を観察していて、特にそういえる。2000年のIAOS-モントレイ会議³は、人権・子ども・開発の諸問題に関する統計へのニーズに国際統計界がどう対応するかが問われ、ISI-IAOSが、世界規模の社会・経済問題に統計の側から真面目で本格的な取組みをはじめた会議であった。そして1990年代の国連諸会議の目標を集約した2000年の国連ミレニアム総会-サミットを経て掲げられた2001年の「ミレニアム開発目標」⁴は、数値目標と進捗状況を統計によって確認しようとして、特に開発途上国における統計の充実-統計能力の建設: Statistical Capacity Building-を求め、国際比較統計の重要性をアピールしている。世界的取り組みには、各国の統計とともに、国際比較が必要になっている点で代表的なケースであり、特に貧困削減に関して世界銀行による途上国統計の支援・強化の動きが目立った。

第二に、これらの統計の品質改革に向けての論議と運動では、様々な機関が時期ごとにリーダーシップの一角に現れているように思える。国別ではカナダ、オーストラリアや合衆国（の一部統計部署）や北欧諸国が先進的であった。1990年代の後半にEurostatが独自に取組みを強化し、さらにヨーロッパ統計システムの下でのEU加盟諸国の連携が、2001年にはじまる統計品質のヨーロッパ会議を開催し、EU諸国の統計の充実・強化と新加盟候補国への条件付け等で速い動きを重ねている。この間、国際機関としてのIMFが、次いでOECDが独自の統計品質ウェブサイトを提示し、IMFは経済統計の一部の充実を後押ししている。このうちIMFが統計品質サイトを開設して、これが国際的基準を示すウェブサイトの役割を果たした。IMFはその基準・規約を修正・具体化して、その加盟国の大半において国際収支・金融・物価等の各統計について検討報告書を公表してきている。とはいえ、国際統計レベルではQ2004サテライト会議以降CCSA(統計活動調整委員会)が全体としての調整を担当し、地域国際機関・各国統計機関に関しては、やはりEurostatがその急速な論議と活動によって先導しており、ここでカナダ他の経験が照合され、経験交流されているという構図のように見うけられる。

第三に、この統計品質論の経過に関してはQ2006⁵の冒頭でKeynote Speechを担当した

³ 伊藤陽一 2001a

⁴ 伊藤陽一 2003

⁵ 2001年以降のヨーロッパでの統計品質会議を、開催年次を付してQ2001、Q2004、Q2006と呼んでいる。Lars Lybergの報告は近刊の『統計研究参考資料』の統計品質(5)で訳出・紹介する予定である。

スウェーデン統計局の Lars Lyberg が品質概念の経過を振りかえり、また各国の状況を端的にまとめている。これについては近い機会に紹介する。

表1 統計品質論関連年表

年次	品質への取り組み事項	背景	文献（世界・日本）
	1970年代から例えば、合衆国統計では、Integrity その他統計品質の広い次元が個別的には論議されてきた。		
1985	8 ISI 専門家の倫理宣言		
1991		<i>The Economist</i> 国別統計制度評価ランキング	
1992	4 ECE 政府統計の原則	国連環境開発会議	
1993	11 ESCAP 統計委員会・基本原則検討 統計専門家 WG: ヨーロッパ原則の国際的採用を強調	▼ <i>The Economist</i> 国別統計制度評価ランキング ▼ 国連世界人権会議 ▼ 9 合衆国大統領実行令 12862(政府活動の顧客重視)	
1994	4 国連統計委員会が「政府統計の原則」を採択	▼ 国連人口開発会議 ▼ 94-95 国際金融危機 → IMF での統計重視	Eurostat, 統計品質研究に着手
1995	10 IMF の委員会 2 層の基準の設置を承認	▼ 国連社会開発サミット ▼ 国連第 4 回世界女性会議	Statistics Canada, <i>Quality Guideline, 1st ed.</i>
1996	3 IMF : SDDS 立ち上げ		
1997	12 IMF : GDDS 立ち上げ		
1998	9. IAOS 「統計の品質」セッション (アグアスカリエンティス, メキシコ)		6. IMF : <i>Guide to GDDS</i> 予備版作成・配布 Eurostat: <i>Standard Quality Report</i>
1999		11 PARIS21 設立	12. 伊藤陽一「『統計の品質』をめぐる一翻訳と論文」『統計研究参考資料』No.61
2000	▼ 5 IMF:GDDS ウェブサイト開設 ▼ カナダ統計家によるスイス連邦統計制度の Peer Review ▼ 12.6-8 統計の品質セミナー, IMF/ 勧告統計局共催, 濟州島	▼ 国連総会・サミット: ミレニアム開発目標 ▼ IAOS: 『統計, 開発と人権』	OECD 統計の品質ガイドライン
2001	▼ 5.14-15 「政府統計の品質に関する国際会議」(Q2001) スtockホルム ▼ カナダ統計家によるハンガリー統計制度の Peer Review ▼ 10.17-19 データ品質の達成に関する会議, オッタワ		
2002	▼ 9. 統計活動調整委員会 (CCSA) 発足。国際統計の調整	▼ 3. IMF: <i>Guide to GDDS</i> ▼ 10 SIAP/UNDP : Regional Seminar on Statistics for	9. 伊藤陽一「『統計の品質』をめぐる一翻訳と論文(2)」『統計研究参考資料』

	▼ SDMX タスクチーム設置	NHDRs ▼第13回 ESCAP 統計委員会	No.79
2003	▼10 OECD : <i>Quality Framework and Guidelines for OECD Statistical Activities</i> (Version 2003/1)	▼3. 国連統計委員会「政府統計の基本原則の実施状況」E.CN.3/2004./21 ▼UNSD: Hdb of St.Organization	
2004	▼5.24-26「政府統計における品質と方法に関するヨーロッパ会議-Q2004」、マインツ、ドイツ ▼5.27-28「国際機関のデータ品質に関する会議」(Q2004 サテライト会議) ドイツ、ウィスバーデン ▼9. カナダ統計家によるポルトガル統計制度の Peer Review	▼OECD 第1回統計委員会 ▼10 IMF : Guide to GDDS 更新 ▼OECD:World Forum on Key Indicators	7 ONS-UK : <i>The Guideline for Measuring Statistical Quality</i> (Version1.1)
2005	▼ 2.24 European Statistics Code of Practice	▼伊藤陽一『統計の品質-国際統計機関における統計の品質-Q2004 サテライト会議を中心に-翻訳と論文(3)』『統計研究参考資料』No.89	
2006	▼ 4.24-26「調査統計における品質についてのヨーロッパ会議」カーディフ、英国 ▼ ヨーロッパ統計システム, Peer Review 進行	▼水野谷『統計の品質(4)-IMF 品質サイトと Q2004 を中心に-翻訳と論文』『統計研究参考資料』No.93	
2007	▼1. 同上 Peer Review : INSEE を公表	5(予定), 伊藤・水野谷「統計の品質(5)-Q2006 とサテライト会議を中心に-翻訳と論文』『統計研究参考資料』No.96	

注 この表は 2005 年に作成した(伊藤 2005)ものに 2006,2007 年の出来事を書き加えた。

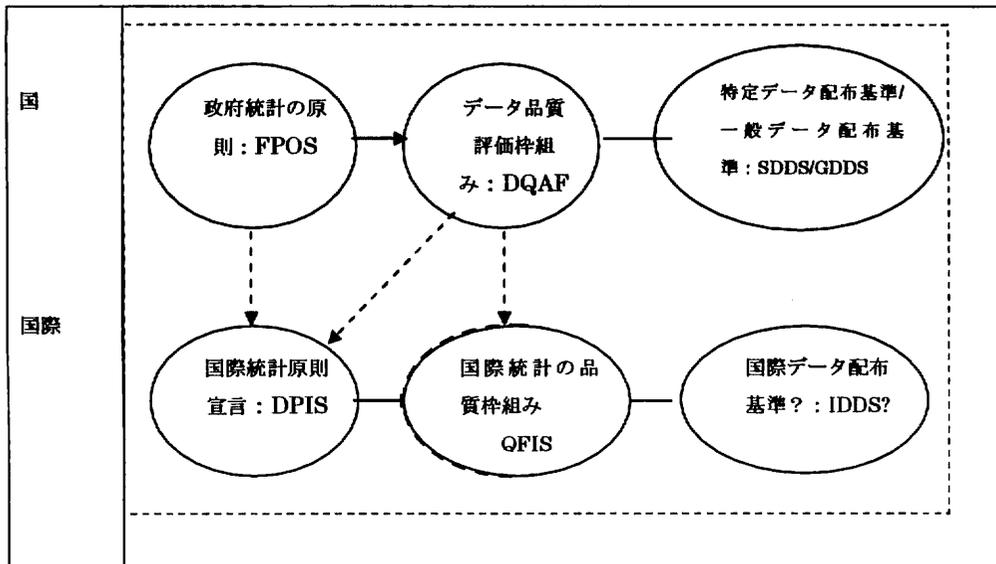
1.1.2 統計品質検討のための原則, 対象, 枠組み, 統計品質要素

筆者の理解では, 統計の品質論では, 統計活動の在り方全体をふくめて, 政府統計の原則が, 統計機関や統計家の明白なあるいは暗黙の前提になっていることは確かである。しかし, 統計品質論が展開されはじめた当初は, この政府統計の原則から品質基準等が論じられることは比較的薄かったように思われる。しかし, 統計品質を判断する数々の基準(統計品質要素)が多様に論じられ, 単にデータの正確性のみでなく, 利用者サービスをも品質要素として語られる中で, これら諸要素をまとめつつ, 全体の基礎になる原則として, 改めて(i)政府統計の原則(FPOS: Fundamental Principles of Official Statistics)が出発点におかれ, (ii)次いで品質評価枠組み(DQAF: Data Quality Assessment Framework)が整えられ, (iii)品質構成要素がとりあげられる形になってきている。

図1は, 国際統計の品質の検討の基準をうちたてようとする試みの中で, 政府統計の原則等を基礎にしようとする考えを示したものである⁶。

⁶ Ivo Havinga, Gisele Kamnou, Stefan Schweinfest and Willem de Vries(UNSD)(2004)

図1 政府統計原則－枠組み－品質諸要素の関係



(1) 政府統計の原則 この原則は10条からなり、1992年のヨーロッパでの決定を1994年に国連が採用した。日本の統計局のウェブサイトのトップページにも掲載されている。とはいえ、国際統計の品質評価基準をうちたてるために国連統計部を中心にした作業においては、この原則を単に国際的に転換する作業以上の検討があった。それは、政府統計の基本原則は「必ずしも簡潔ではなく、ありうるべき適切さを持たない」⁷という理解があったからだという。確かに政府統計の基本原則はいまいち性を残す。統計品質論の展開とともに、この政府統計基本原則の何らかの発展形態が要請される。そのひとつが、「国際政府統計の基本原則」であり、また2でとりあげる「ヨーロッパ統計実践規約」である。

(2) 品質評価対象と評価基準（品質要素）と品質評価枠組み 統計品質論が広がりはじめた1990年代初頭以降、その品質評価の対象は、統計データから統計基準等に、さらに統制制度に広がり、多くの統計品質構成要素が多様にまた並列的に語られていた。筆者は1999年に、品質評価対象を図2のようにまとめ、また、品質構成要素に関する論議においては、要素の並列的の列挙になっている点を批判的にとらえながら、品質構成要素を外的、内的と区分した表2によって一定の整理を試みた。さらに参考のためにQ2006の基調報告で示されたLars Lybergの図⁸も付録1としてかかげておこう。品質問題・概念の多様な脈絡を示すものである。

⁷ Ivo Havinga, Gisele Kamnou, Stefan Schweinfest and Willem de Vries (UNSD) (2004) 邦訳伊藤 (2005) p.13, p.18

⁸ Lars Lyberg (2006)

図2 統計品質論の対象図

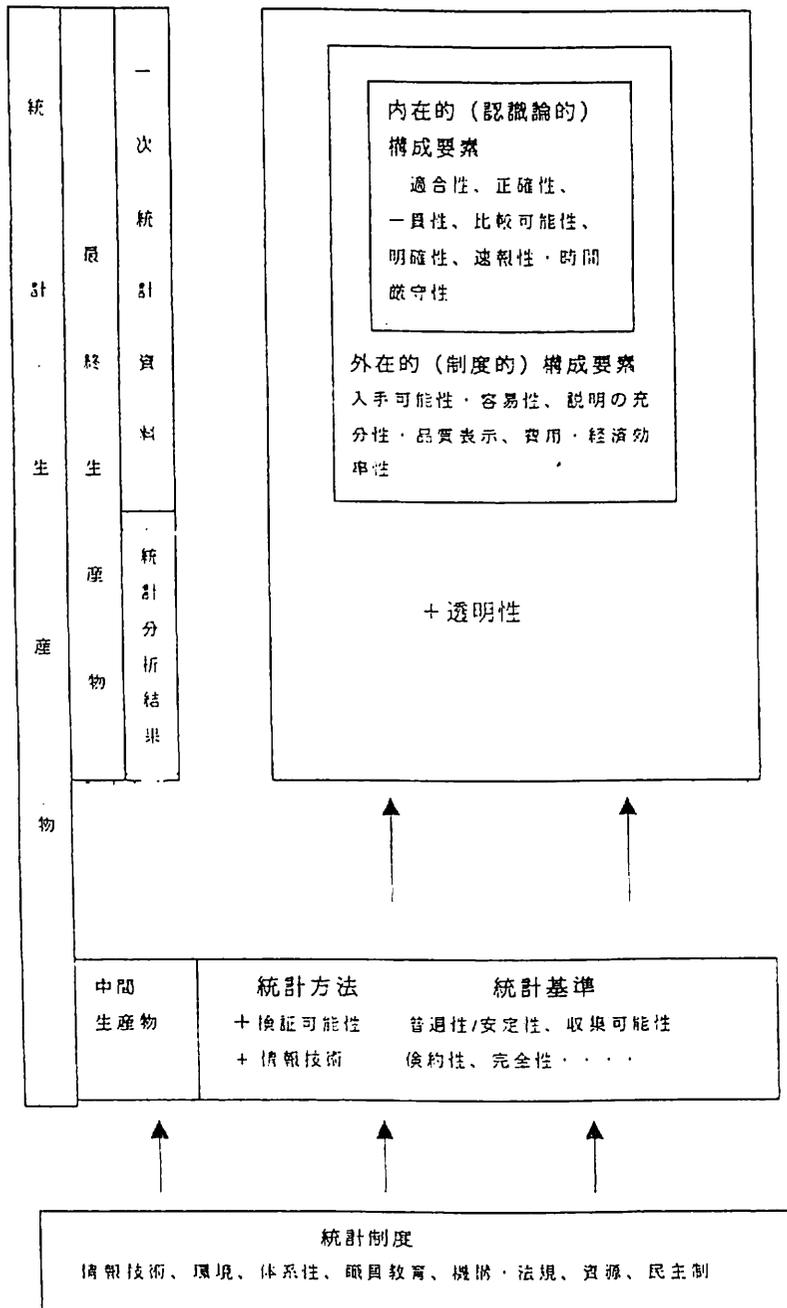


表2 統計品質の評価要素(基準)

	品質構成要素	統計生産物 (最終)				統計生産物 (中間)		統計制度
		国内統計		国際統計		統計方法	統計基準	
		一次統計データ	統計分析結果データ	一次統計データ	統計分析結果データ			
1	内在的(認識論的)要素 適合性(Relevance):階級・ 階層分析視角、ジェンダー分 析視角の重要性	○	○	○	○	○	○	
2	正確性(Accuracy)	○	○	○	○	○	○	
3	一貫性(Coherence)	○	○	○	○	○	○	
4	比較可能性(Comparability)	○	○	○	○	○	○	
5	明確性(Clarity)	○	○	○	○	○	○	
6	公平性(Impartiality)					○	○	○
7	速報性と時間厳守性 (Timeliness and Punctuality)	○	○	○	○			○
8	外在的(制度的)要素 入手可能性・容易性 (Availability and Accessibility)	○	○	○	○	○	○	○
9	説明の十分性と品質表示 (Sufficient explanation and Quality Presentation)	○	○	○	○	○	○	○
10	透明性(Transparency)		○		○	○	○	○
11	費用と経済効率(Cost and Economic Efficiency)	○	○	○	○	○	○	○
12	普遍性/安定性 (Universality/Stability)						○	
13	検証可能性(Verifiability)					○	○	
14	収集可能性(Collectability)						○	○
15	儉約性(Parsimony)						○	○
16	完全性(Completeness)						○	○
17	情報技術の導入・活用					○	○	○
18	(地球)環境問題への配慮							○
19	統計生産・貯蔵・配布分析の 体系性(重複、空白の排除)						○	○
20	職員教育							○
21	以上をふくむ統計革新を遂行 する機関や法規、必要な資源 の確保など							○
22	統計生産の企画・実施・蓄 積・配布における民主制 (Democracy in the Statistical Services)							○

さて、その後の経過の中でそして、これら品質構成要素を何らかの形で配列あるいは区分した品質評価枠組み、が幾つか提起された。IMF による「データ品質評価枠組」(DQAF:Data Quality Assessment Framework)み、Eurostat における枠組み、OECD の枠組みの他、幾つかの国の枠組みがある。これら枠組みには、品質基準を配列したに過ぎない Eurostat の枠組みと、品質構成要素に区分をつけたより包括的な IMF の枠組み等がある。ここで IMF の DQAF を紹介すると表 3 のとおりである。

表 3 IMF の DQAF (データ品質評価枠組み : Data Quality Assessment Framework)

品質次元	要素	指標
0 品質の前提条件	0.1 法律的・制度的環境	0.1.1 統計の収集, 処理, 配布の責任が明確に規定されている。
		0.1.2-0.1.4
	0.2 資源	0.2.1-0.2.2
	0.3 適合性	0.3.1
1 高潔性の確保	0.4 他の品質管理	0.4.1-0.4.3
	1.1 専門性	1.1.1-1.1.3
	1.2 透明性	1.2.1-1.2.4
	1.3 倫理的基準	1.3.1
2. 方法論的堅実性	2.1 概念と定義	2.1.1
	2.2 範囲	2.2.1
	2.3 分類/部門化	2.3.1
	2.4 記録づくり基礎	2.4.1-2.4.3
3. 正確性と信頼性	3.1 源泉データ	3.1.1-3.1.3
	3.2 源泉データの評価	3.2.1
	3.3 統計技法	3.3.1-3.3.2
	3.4 中間データと統計生産物の検証	3.4.1-3.4.3
	3.5 改訂の研究	3.5.1
4 利便性	4.1 周期性と適時性	4.1.1-4.1.2
	4.2 一貫性	4.2.1-4.2.3
	4.3 改訂政策と実践	4.3.1-4.3.3
5. アクセス可能性	5.1 データのアクセス可能性	5.1.1-5.1.5
	5.2 メタデータのアクセス可能性	5.2.1-5.2.2
	5.3 利用者の支援	5.3.1-5.3.2

原出所 IMF の Data Quality Reference Site の Data Quality Assessment Framework

注 この枠組みと指標各項目をふくむ翻訳は、水野谷(2006)

これを、国連統計部の Ivo Havinga 他は以下のように叙述している⁹。「DQAF が、(i) データの品質の意味と理解を明確にし、(ii) 自己評価と外部評価のいずれを通じてであれ、データ品質の評価と対話に向けて共通の構造と言語を提供したことについては一般的同意がある。DQAF に対する対称的な構造を選びながら、QFIS は 3 つの主な基礎的要素—すなわち、(i) 統計システムの統治、組織的、制度的調整、(ii) 収集、処理、配布という中核的統計過程、および (iii) 統計生産物の観察可能な特徴—を構成する。さらに、提案された包括的 QFIS は包括的 DQAF の直列的枠組みを仮定している。この DQAF は、5 つの広い次元とデータ品質評価の最初のレベルでの一連の前提からなる。すなわち、品質の前提(0)、高潔性の保証(1)、方法論的堅実性(methodological soundness)(2)、正確性と信頼性(3)、便利性 (serviceability) (4)、そしてアクセス可能性(5)、である。この前提と各次元は、第三のレベルでの十分に定義された指標によって測定できる第二のレベルでの構成要素によって記述される。DQAF の包括的枠組みは、これまで特定データ集合向けにさらに応用され具体化される中で、柔軟性を持つことが証明されている」。

とはいえ、この品質枠組みをもってしても、品質論議の基礎から、品質改善や評価実践の細部までを包含したものとはいえない。例えば、ここでの指標はまだ抽象的である。政府統計原則との対応も付け加えておくとよい。これらを十分にふくんだ品質枠組みづくり、さらに構成要素についても論議の余地があるが、これ以上は立ち入らない。

1.1.3 統計品質の道具だての実践への導入、品質評価結果の公表、統計過程の改善等

統計の基本原則にさかのぼって原点を確かめながら、品質評価枠組みを整え、品質評価要素ごとに評価を行う、というこれまで述べてきた点はいわば道具立ての紹介であった。問題は、この品質評価の仕組みによって統計活動の諸領域がどう評価され、評価結果はどうか、またこれによって各国あるいは国際機関の統計の内容はどう改善されたか、である。

統計品質論の推進委において大きな IMF の DQAF は、経済統計を中心としてデータの配布状況などをもふくむ 12 分野について、国ごとにはとりあげた分野の数（更新版をふくめて）は違うが、ROSCs(Report on the Observance of Standards and Code)を精力的に発行してきた。これは 2007 年 3 月の時点では、120 カ国にわたっている。日本については 9 報告が出ている。IMF のこの評価報告書も世界的に大きな影響を与えてきた。

カナダ統計局による 2000 年のスイス連邦統計制度、2001 年のハンガリー統計制度、2004 年のポルトガル統計制度の同業者評価の公表も大きなインパクトを統計品質にとりくむ国際統計界に与えた。これらが、2 で見るヨーロッパ統計実践規約のもとでの自己評価あるいは同業者評価の手続きの具体化と実践に影響を与えていることは確かだろう。

その他の幾つかの動向については、筆者によるこれまでの論文においてとりあげているので、たちいらない。

⁹Ivo Havinga, Gisele Kamnou, Stefan Schweinfestan dWillem de Vries (UNSD) (2004) 邦訳 伊藤(2005) p.13

1.2 ユーロッパ統計実践規約－新たな展開

1.1 で概略を示した統計品質論議と実践の経過の中で、ヨーロッパ統計システムに関わって「ヨーロッパ統計実践規約」(European Statistics Code of Practice)¹⁰が、ヨーロッパ評議会で2005年2月に採択された。これは統計品質論議を一段と進めた新しい展開と見てよいと考える。それは、上記の従来の統計品質論議をふまえて枠組みや評価要素を整理し、評価を実際に進める操作性を織り込み、統計品質の評価が実際に精力的に進められているからである。これを紹介し若干の特徴づけをし、後に日本の現状を論じる手段とした。

1.2.1 ユーロッパ統計実践規約そのもの

まずは、この規約そのものの全文は付録2に示した。この規約の概略と特徴をみておく。

(1) 概略

- ① 前文の後に、15条の原則からなっている。政府統計の基本原則が10個だったのに対して、より詳細化した。この15条が、制度的環境、統計過程、統計生産物という三大項目に区分されている。対応は以下のとおりである。

制度的環境 原則1：専門的独立性，原則2：データ収集の義務，原則3：十分な資源，

原則4：品質公約，原則5：統計的秘匿性，原則6：公平性と客観性，

統計的過程 原則7：堅実な方法論，原則8：適切な統計手続き，原則9：過重でない回答者負担，原則10：費用効率性

統計生産物 原則11：適合性，原則12：正確性と信頼性，原則13：適時性と時間厳守性，原則14：適時性と時間厳守性，原則15：整合性と比較可能性

- ② 15原則の各々について、より具体化した指標が与えられている。これは、優良な実践の指標(Indicators of Good Practice)を使って、定期的に、実施状態を検討することをめざした。

③ 目的

「この実践規約は二重の目的をもつ。すなわち、

－国家統計局とEurostatの両方の独立性、高潔性、説明責任、及びそれらが作成・配布する統計の信用(credibility)と品質、への信頼と確信を改善すること(外部的重点)。

－ヨーロッパ統計のすべての生産者による最善の国際統計原則、方法および実践の適用を促進して、統計の品質を向上させること(内部的重点)」

④ 実施の狙い

「この規約は以下の実施のために提出されている：

管理機関(すなわち、政府、省庁、委員会、協議会)に対して。その統計活動が、独立性、高潔性、説明責任を保証する形で、信頼できるヨーロッパ統計を生産するために、専門的に組織し、資源を付与することを確保するためのガイドラインを提供

¹⁰ Martina Hahn(2006) が Q2006 に続く国際機関のデータ品質会議で概略の報告をしている。

するため；

- 一統計機関とその職員に対して。高い品質の、調整されたヨーロッパ統計を生産し、配布する際の助けとなる統計諸原則、価値及び最善の実践についてのベンチマークを提供するため。

この規約は以下に対する情報のために提出されている：

- 一利用者に対して。ヨーロッパ統計と各国統計機関は偏りを持たず、生産・配布される統計は信頼に値し(trustworthy)、客観的で信頼できる(reliable)ことを示すため；
- 一データ提供者に対して、彼らが提供する情報の秘匿性は守られ、彼らに対して過大な要求を課しはしないことを示すため。」

(2) 特徴—他の枠組みとの比較において—

Eurostatは、この規約の制定に向けては、多面的な検討をしており、国連の統計基本原則、国連国際統計活動の原理、LEGの勧告、IMFのDQAFとを比較・検討した文書も出されている¹¹。諸文書に指摘されている事項は必ずしもすべては取り上げられず、また大項目ではなく指標に組み込まれ、また分野区分を移されるなどの変化がある。例えば、本稿の1.1で紹介したIMFのSNA向けDQAFとの比較に注目してみると、DQRFにあった高潔性の保証における、「統計の収集・処理・配布の委託事項と条件を公衆が入手できる(1.2.1—以下の番号はIMFの細項目番号)」、及び「スタッフの行動のためのガイドラインが存在し、スタッフが良く知っている(1.3.1)」、方法的堅実性において、IMFはSNAに特化しているからであるが、「市場価格はフローとストックを評価するために使用される(2.4.1)」、「記録は時下ペースで行われる(2.4.2)」、利便性における「周期性は配布基準に従う(4.1.1)」や「訂正の研究と分析は公表される(4.3.3.)」、アクセス可能性における「詳細さのレベルは意図した聴衆のニーズに対応SASERU(5.2.2)」と「各主題分野の連絡先が公表されている(5.3.1)」は含まれなかった。

他方で、IMFのSNAのDQAFには無いもので実践規約にもりこまれたものがある。原則2の「収集義務」、「行政記録を統計目的に使うことの法的参照」(指標2.2—これは実践規約の指標番号。以下同じ)、原則3の十分な資源の中の、「費用と優先度設定に対して必要性を評価し正当化する手続きの存在(指標3.3.3.4)」が独自に挿入されている。原則7の堅実な方法に関して、実践規約の原則は統計的概念と編集実践の両方をふくめているが、IMFの方は、概念を「方法論的堅実性」(次元2)に、出所データ、編集実践(統計技法)および評価を「正確性と信頼性」(次元3)に区分している。著者は「手続き」は評価されず、「手続き」の結果が評価されているからだをとらえている。更に原則9の回答者への過重な負担、「データ報告を促進するための電子的手段の利用への言及」、原則12の定時性と時間厳守性の「予備的データを使用することを勧告(指標13.5)」も新たであるという。

IMFとの比較だけであるが、実践規約が正当であると直ちに言えるかどうか。これら品質水準の向上の度合いを背景にして、何を大項目に提出して強調すべきかの検討も必要になってくる。

¹¹ Eurostat (2005b), (2006b) ; (2006c), Daniel Defays and Lucie Laliberte(2006)

これら諸点は日本においてこういった品質枠組みを用意する上で、検討すべき興味ある事項であるが、これ以上たち入らず、これら実践規約が、実際の評価として展開している点に注目する。

1.2.2 評価の方法と実際の評価

筆者がこの実践規約に注目したのは、品質要件をヨーロッパ統計システム傘下の各国統計に要求するにとどまらず、各国が実際にこれを遵守しているのかについて自己評価と同業者評価を実施するところまで進んでいるからであった。実践規約が持つ各原則について指標を付していたのも、実際の評価・審査に進むという実践的狙いを持ってのことであった。この指標とその具体化の中で、各統計機関が求められている点も明確になってくるからである。以下、自己評価と同業者評価について、評価方法と評価結果を中心にみておこう。

(1) 自己評価とその方法及び結果

〈自己評価の方法〉 2005年に実践規約を採択した後に、ヨーロッパ委員会は、規約の実施の第一年に、最初の自己評価報告を作成することを声明し、統計プログラム委員会のタスクフォースが2005年5月25日に設置されて、自己評価のための共通枠組みを作成することとなり、原則と指標を共通の調査票に具体化した。これは規約についての共同の読み、自己評価結果の一層の処理、そして規約の実施を監視する同業者評価への準備になるものとみなされた。調査票¹²は、規約の指標について、さらに質問項目として詳細化し、自由記入欄も一部に含んでいる。調査票の冒頭の解説部分と75ページにわたる質問部分の一部を示した例を付録3として収録した。

〈自己評価の結果〉 この調査票に基づいて2005年10-12月に、各国統計局とEurostatの自己評価が行われた。Eurostatの自己評価は、その国の特殊性にそくした形で、調査票を超えて行われた。自己評価結果全体の結果は、2006年4月24日の7ページの文書に簡単にまとめられ¹³、その後、2006年5月19日にEurostatによる25ページの評価報告書として公表された¹⁴。

報告書の要約部分を抜粋してみる。

「自己評価の予備的分析はESSが実践規約の次の原則が及びぶ領域において強い側面を持つことを示している。

- ・原則1 専門的独立性（現実のより完全な評価を必要とする諸問題に関しては幾つかの保留をもって）
- ・原則2 データ収集義務
- ・原則5 統計的秘匿性
- ・原則6 公平性と客観性
- ・原則7 堅実な方法

¹² Eurostat (2005a)

¹³ Eurostat(2006a)

¹⁴ Eurostat(2006d)

- ・部分的に原則 13 適時性と時間厳守性(配布実践と手続きに関する限りである。しかし、幾つかの領域のデータの定時性に関しての留保はあり、これについてはより多くの情報と分析が必要である)

大半の統計機関が、これらの領域で高い基準を報告しているが、改善は明確に可能であり、必要である。しかし、それらは、ESS 全体にわたってではなく、ひとつの統計機関にそして/あるいは特定の問題や統計分野に向けられるべきである。

規約の完全な遵守についてより大規模な行動が必要な領域には、原則 4 品質公約、と原則 8 適切な統計手続き、の一部と、原則 12 正確性と信頼性、がある。」(p.3)

ここに示した要約はごく簡単である。予備的まとめは、制度的環境、統計過程、そして統計生産物の三分野に関して、長所と短所を列挙しており、本報告の本文は整理した形で詳細である。個々では、以上の紹介にとどめるが、全体にわたってより詳細に検討して見る必要がある。

(2)同業者評価(Peer Review)¹⁵、その方法と結果

国家統計機関および Eurostat による自己評価を行うために、ヨーロッパ統計システムは一連の同業者評価を開始した。

<狙い> 同業者評価者へのガイドは以下のように語っている。「国家統計局の自己評価が基礎になるが、同業者評価は、この最初の試行からさらに進んで、同業者の見地からの諸問題を指摘し、必要な場合にはより詳細に立ち入り、国家統計局の状況をその国の脈絡の下に評価することによって価値をつけ加えることが、期待されている。自己評価で認定された改善および関連する行動の必要な分野が確認され、より具体的な方向づけを与えられ、同業者は必要な場合には優先度の付与に貢献する。

同時に、同業者から援助を受けた諸国は、規約の諸原則を遵守する程度や方法に関して、ヨーロッパ統計システムの中で自国を位置づけるこの最初のヨーロッパ統計システムの自己評価のより詳細な結果から、利益を受ける。この同業者評価は、このようにして、関連するすべての利害関係者がベンチマークを確認し、最善の行為を共有することによって利益をうることのできる、知識の移転を刺激することができる。したがって、同業者の評価者と参加する国家統計局は、ヨーロッパ統計システムの注意をひく優良な行為を強調することを求められている。この結果として、同業者評価は、評価された原則に焦点をおいた国レベルの報告をもたらす。この報告はまた、ヨーロッパ統計システムにおいて規約の実施を監視する過程を進めるために用いられている規約のすべての諸原則をふくむ洗練された一連の改善行為をふくんでいる。同業者評価は、ヨーロッパ統計システムのレベルで規約の遵守について、規約の遵守におけるすべての共通の困難や

¹⁵ Eurostat(2006f) Peer Review に「同業者評価」の訳語をあてた。すでに説明した自己評価は Self-assessment が原語であり、「自己評価」で良からう。Review には「再調査」、「論評」、「検査」、「審査」の訳語をあてることができるが、この review の内容は、今日の日本でいう自己評価—同業者評価—第三者評価に該当するので、「同業者評価」とした。

格差を認定して、そのより完全な姿に貢献する。これらの問題は統計プログラム委員会レベルでとりあげられることになる。」

<評価の範囲>同業者評価の受け持ち範囲は、原則の1～6と15に限られている。

<評価・チーム>チームは、国家統計局からの2人とEurostatからの1人による3人のチームから構成される。

<評価の日程>これも表4のように3日間にわたり詳細に定められている

<評価レベル>は、表5のように、4段階:すなわち、「完全に満たしている」(Fully met), 「かなり満たしている」(Largely met), 「部分的に満たしている」(Partly met), 「満たしていない」(Not met), かななる。

<同業者評価の報告書の構成>これも、表6のように定められている。

<ガイドブック>同業の評価者向け(バージョン1.1:31ページ)と評価を受ける国家統計機関向け(バージョン2.1:18ページ)がそれぞれ用意されている。目次を付録4に示しておいた。

表4 同業者評価の日程

1 st day	Discussion with internal stakeholders
09.30 – 10.00	Welcome and introduction of programme, organisational matters
10.00 – 11.30	Meeting with management and senior staff, Principles 1, 2, 3
11.30 – 12.00	Meeting with management and senior staff, Principle 5
12.00 – 12.30	Meeting with management and senior staff, Principles 6, 15
12.30 – 13.30	Lunch break
13.30 – 14.30	Interview with DG and Quality manager, Principle 4
14.30 – 15.30	Meeting with junior staff, principles 1-6, 15
15.30 – 17.00	For example: Meeting with management to review additional issues on request of NSI or Meetings with Directors from production units to review specific aspects in practice or Presentation of strategic master plan / results of user-satisfaction survey or Meeting with representatives from regional (branch) offices
2 nd day	Discussion with external stakeholders (could be grouped together)
09.30 – 10.30	Meeting other national data producers (Ministries, regional offices)
10.30 – 11.30	Meeting with main users / other national data producers (Ministries, National Central Bank)
11.30 – 12.30	Meeting with main users (representatives from Statistical Council etc.)
12.30 – 13.30	Lunch
14.00 – 15.00	Meeting with main users (representatives from university or other)
15.00 – 16.00	Meeting with media
15.00 – 17.00	Meeting with representatives of respondents
3 rd day	Conclusions
09.30 – 11.30	Meeting with management to sum-up and detailed review of list of improvement actions for all principles
11.30 – 13.00	Meeting with top management: conclusions, recommendations and follow-up (improvement actions)

表 5 同業者評価における評価レベル

Annex V: Eurostat Peer review reporting scale



EUROPEAN COMMISSION
EUROSTAT

Deputy Director-General
Unit 0-2: Statistical governance, quality and evaluation



08 June 2006

The scale below is intended to help the peer review team distinguish between different degrees to which the indicators of the Code of Practice are reflected in the NSI's practices. It should promote a common basis for the assessment across peer review teams and NSIs. The scale should be applied at the level of the individual indicator and be followed by a brief textual explanation giving factual proof by quoting references, including hyperlinks or giving examples. This text part should also address the degree to which the policies are actually implemented and subject to regular reviews.

In addition to the assessment of the individual indicators an overall qualitative and descriptive assessment per principle should be added reflecting the NSI's main strengths and remaining challenges.

Fully met

There is strong evidence that the subject of the indicator is fully reflected in the statistical authority's legal and policy framework and implemented in all instances of significance.

The text should provide factual proof for the assessment. It should further specify the extent to which implementation of the indicator has been validated and the extent to which implementation is monitored.

Largely met

There is evidence that the subject of the indicator is reflected to a significant degree in the statistical authority's legal and policy framework and implemented in the majority of instances.
The way to improve practices is straightforward and mainly involves deploying on a full scale what has already been broadly implemented.

The text should provide factual proof for the assessment. It should further specify the extent to which implementation of the indicator has been validated and the extent to which implementation is monitored.

Partly Met

There is evidence that the subject of the indicator is reflected in the statistical authority's legal and policy framework but that implementation is limited to a minority of instances only.
To improve practices, substantial efforts by the statistical authority (or other relevant actors) are needed. Improvement might concern both the further development of the legal and policy framework and implementation of what has already been established.

The text should provide factual proof for the assessment. It should further specify the extent to which implementation of the indicator has been validated and the extent to which implementation is monitored.

Not met

There is no, or only anecdotal, evidence that the subject of the indicator applies within the statistical authority both concerning the legal and policy framework and the implementation into practice.
Improvement actions will consist of both establishing the legal and policy framework and of putting the framework into practice.

Where applicable, the text could point to action underway to improve the situation.

表 6 同業者評価の報告書構成

Annex IV Outline of the structure of the peer review report

1. Executive Summary
2. Introduction
3. Findings
 - Principle 1: Professional Independence
 - Overall assessment
 - Assessment by indicator
 - Principle 2: Mandate for Data Collection
 - Overall assessment
 - Assessment by indicator
 - Principle 3: Adequacy of Resources
 - Overall assessment
 - Assessment by indicator
 - Principle 4: Quality commitment
 - Overall assessment
 - Assessment by indicator
 - Principle 5: Statistical Confidentiality
 - Overall assessment
 - Assessment by indicator
 - Principle 6: Impartiality and objectivity
 - Overall assessment
 - Assessment by indicator
 - Principle 15: Accessibility and clarity
 - Overall assessment
 - Assessment by indicator
4. Co-ordination role of the National Statistical Institute
5. Good practices to be highlighted
6. Recommendations of the peer review team
7. List of improvement actions by principle of the Code
- Annex A: Programme of the visit
- Annex B: List of participants

<評価結果>評価は、2006年3月のチェコ統計局、4月のオランダ統計局に対する試験的評価の後、2006年10月に本評価がイタリアをはじめとして取り組まれ、以後、オーストリア、エストニア、キプロス、アイルランド、フランスについて行われ結果がウェブサイト公表されている。

2007年3月時点で公表されている各国の評価報告書の要約部分を、付録5に収録した。これは、あくまで20から30ページに及ぶ報告書のあくまで1ページ前後の要約である。最初のチェコとオランダに関しては、なお試験段階の報告書として、評価の手続きや過程の説明部分が大きかったりしているが、時期がたつにつれて、内容的な指摘も増えている。とはいえ、要約部分は、厳しい表現は回避されており、本文での指摘にまで立ち入る必要がある。

さて、以上、ヨーロッパ統計実践規約の実施を促進するための自己評価調査票と評価の全体、そして同業者評価の諸道具と実際の評価結果をみてきた。一般に自己(点検)評価は、自己に甘くなる傾向がある。しかし、Eurostatでのこの作業では、実践規約の各原則の実施に関するチェック事項にあたる指標が添えられており、自己評価調査票では、これら指標をさらに具体的な質問の形で詳細化して、各国機関がこの調査票を使うことになっている。さらに、この調査結果は評価の次の段階の同業者評価員が資料として利用する。これらをふりかえると自己評価として一方的に自らに甘い評価に陥ることへの歯止めは、ある程度効いているといえよう。次のステップの同業者評価に関しても、Eurostatメンバー1名をふくむ3人のチームであること、その日程、会見すべき利害関係者、評価レベル等々が詳細に規定されている。したがって、評価チームが一面的に評価を甘く、あるいは辛くすることへの一定の歯止めもあるといえるだろう。問題は、自己評価結果と調査される統計機関からの提出文書を事前に獲得してのことであるが、3日間という短期間に深い評価を行いうるかである。ここで利害関係者へのインタビューが重要な意味をもとう。この代表者、例えば利用者からの代表者がどの機関からどう選出されているのか、という問題もあるが、評価結果においてはほぼほぼ少数意見も汲み上げられている。そして、そもそもEU内外では国際的統計会議がひんぱんに開かれていて、上級職員は顔見知りになっており、さらにお互いの統計事情も一定程度知っていることが、偏った評価を避ける条件になっていると思われる。

さらに、これら自己評価であれ同業者評価であれ、これらが実施されるのは、当該国家統計制度自体が、統計実践規約をふくめて統計の品質を向上させる気概を持って改善に取り組む姿勢に立っているかである。ヨーロッパ実践規約は、これらを刺激する上で大きな道具になっているとみうる。さらに問題の検討を深めるとすれば、この実践規約の基礎にある原則を十全なものとするかどうかがであろう。しかし、ここではそこまで立ち入らない。

ヨーロッパの統計システムにおける統計品質の向上をめざすこういった取り組みに照らして日本の現状をみるために、これらの動向を紹介し部分的にコメントしたのであった。

2 日本の現下の統計改革に寄せて—ヨーロッパ統計実践規約を材料に—

日本の政府統計に関しては、第二次世界大戦後の「統計制度再建過程」以来、約60年の間において、現在大きな改革が進行中である。詳細には立ち入らないが、2005年9月に発足した後、2006年3月の「中間整理」を経ての統計制度改革検討委員会の『統計制度改革検討委員会報告』（2006年6月5日）に基づいて¹⁶、統計法の大改訂が目下、国会で審議中である¹⁷。

ほぼ、法案の示す方向で新統計法が成立することが見込まれる状況の現在、国際的な統計品質論での論議の中から日本としてとるべきものがあるとすれば、この新統計法の基礎を確認し、不足点を統計法の具体的適用の中で生かしていくことであろう。

2.1 統計制度評価ランキング

まず、余談めいているが、国際的な統計品質論への刺激のひとつとなった英国の雑誌 *Economist* のランキングをふりかえてみる。1991年9月号での順位は、(i)カナダ、(ii)オーストラリア、(iii)スウェーデン、(iv)オランダ、(v)フランス、(vi)ドイツ、(vii)合衆国、(viii)日本、(ix)英国、(x)イタリア、であった。これに応じて英国が幾つかの改善をはかった形跡がある。1993年9月号では、(i)カナダ、(ii)オーストラリア、(iii)オランダ、(iv)フランス、(v)スウェーデン、(vi)英国、(vii)ドイツ、(viii)合衆国、(ix)日本、(x)スイス、(xi)イタリア、(xii)スペイン、(xiii)ベルギーであった。

このランキングは、この雑誌が依頼した統計専門家の意見を集約したもので、統計家の間にこの評価は表面的であるとの意見の一致があるとされる代物ではある¹⁸。今日流行の多くの国際的その他のランキングと同じように、各国事情をふまえてはおらず、客観的とはいえない点が多々ある。とはいえ、これをひとつの刺激にして一国の統計制度を評価する基準はどうあるべきかの論議が始まっており、統計品質論と実践規約もそういった刺激をふくんでのものである。

全く仮の話であるが、統計品質への取り組み等をもふくむより客観的な評価基準によって、2000年代に入った数年前に改めて行ったとすると、どういうことになるだろうか。日本は何位になっただろうか。ヨーロッパを中心とする継続的な品質向上の努力があるので、順位をかなり落としていた可能性がある。

そして日本では現在大きな統計改革が進行中である。この統計制度改革は、もし行われたとするなら低位にあったであろう日本の位置を回復する機会でもあり、改革への多くの契機をふくんでいる。筆者は統計関係者の研究や実践の蓄積を活用し、努力を集中すれば

¹⁶ 統計制度改革検討委員会(2006)『統計制度改革検討委員会報告』6月15日。関連文献として(2006)「特集 統計制度改革」『統計』(日本統計協会)8月号

¹⁷ 統計法制度に関する研究会(2006)『統計法制度に関する研究会報告書』6月15日。上記『統計』に特集号に概要が示されている。総務省(2007)『統計法案関係資料—第百六十六国会』

¹⁸ 上記 *Economist* 記事とランキング、および統計制度評価論議は、伊藤(2002)で紹介した。

地位を回復し、更に先へ進むことも可能だろうと考える。

2.2 民間開放をめぐる

これも本稿の流れからいささか脱線するかと思うが、統計改革をめぐる論議の中での将来に向けての筆者の大きな危惧についてはこの際、一言せざるをえない。それは、「統計調査の民間開放」である¹⁹。

制度改革検討委員会報告では「統計調査を受託した民間事業者に関して、秘密の保護、調査票等の適正管理等に係る統計法制上の規律が適切に適用されるように関係規定を整備すること」とあり、これは規制改革・民間開放推進の政府方針に基づいてのことだという。民間業者による公的統計(?)に、国民・世帯・企業は協力するのだろうか。秘密の保護や適正管理が危惧されるから、関係規定の整備が語られているのは当然である。何故あえて危惧されることを行うのか。法的規定の強化があっても、この点を補うことはできず、国民の協力は低下する可能性は高い。協力低下を前提すると、回収率の低い標本調査なり、何らかの代替的推定に依存することになって、統計の品質の悪化は不可避であろう。そもそも統計機関の管理者（上級の担当者）は、豊富な統計実践、国内外の統計学会や会議を長期的に経験して、統計について高い見識を持っていることがますます必要になってくる。民間機関にそういった人材の組織的養成を求めうるのか。

諸国の統計機関が、費用効率性をも品質の基準として、統計の品質の向上に集中し、これらが国際的に持ち寄られて統計品質に関わる国際的機運が高まっているときに、日本は、統計調査という基幹部分を民間に明け渡すのか？ 行政データの使用を委託先民間業者に許すのか？ 委託先をどう選択するのか？ 入札は「安かろう、悪かろう」にならないか？ 談合？ 癒着？ 開放を広げる道をとるとすれば、進行中の統計改革の根本をも崩しかねず、ランキングがあるとすれば、日本の地位低下をもたらすだろうというのが筆者の危惧なのである。

2.3 地方統計の強化

これは、パネル・ディスカッションの際に菊地進氏が指摘した点である。細々とではあるが、折に触れて地方統計関係機関に接触してきた筆者であるが、統計改革にとって地方統計の在り方は重要な点だと考えるので一言しておきたい。日本の地方統計組織は、歴史的に中央統計組織の「下請け機関」として経過してきており、実態は今もそうだとはいえるだろう。地方統計機関は、調査に当たって調査員とともに調査の現場を担い、住民や地方行政と統計の活用において接触する場をとりもち、統計に対する国民的な理解を広げる上で戦略的にも重要な位置にある。これまで一部地方自治体が独自の統計活動をしたり、また優れた地方統計家も一部には登場した。しかし、全体的に見るなら、地方の統計組織は、市区は都道府県を、都道府県は中央統計機関とのつながりを、重視し（これは現在の仕組みからして当然のことだが）、行政諸部署や住民に対して開かれているようには見えない。地

¹⁹ 大友篤(2005)

方統計データは、一方に中央統計機関が全国統計の中に小地域区分を入れて提供することで、かなりが満たされる型（アメリカ合衆国）と 地方統計機関が大きな力を持っている型（ドイツ。ヨーロッパでは自治都市の歴史を継承して「都市統計家」が活躍しており、これが ISI-IAOS の SCORUS の中心メンバーになっている）がある。日本は前者に近いといえよう。人口減少社会に入って、地域格差が問題視され、これに重なって「地方分権化」が語られている。ICT の発展と日本の現在の体制、そして統計の特殊性からみて、直ちに「統計の地方分権」を語るわけにいかないだろう。しかし、地方統計活動の充実の方向を何らかの形で示さなければ、国の統計の根本が弱体化し、これが統計の品質をおとしめ、国民の統計への理解を低下させるという悪循環に陥るのではないかと、この危惧をいだく。男女共同参画に関わる担当部署や住民は地方統計に熱い視線を投げかけて研修・学習活動が広まる気配がある。地方においても政策評価に数値目標が導入され、地方分権の方向の下で地方の独自性の発揮が求められるという状況は、地方統計の充実が望まれる事態でもある。筆者は統計改革の中で地方統計を充実させる問題は重要であると考えます。

2.4 統計の基本原則と日本との対比

本論に戻って、日本の現在の統計改革における統計原則のとりあげはどうか、制度検討報告委員会報告と新統計法案でみると、表 7 のとおりである。

表 7 統計原則の取り上げ

	制度改革検討委員会 報告第 2 の 3 : 基本原則	新統計法案	(参考)ヨーロッパ統計実践規約
1	中立性の原則。特定の利益や立場に偏ることなく、客観的に作成され、公表される	第一章 総則 (基本理念)第三条 公的統計は、 1. 体系的に整備されなければならない	原則 1 専門的独立性(1) 原則 2 データ収集のための義務 原則 3 資源の十分性—統計機関が利用可能な資源は、ヨーロッパ統計の要請に見合う十分なものでなければならない
2	信頼性の原則。現実を可能な限り忠実に反映させた、利用者に信頼されるもの	2. 適切かつ合理的な方法により、かつ中立性及び信頼性が確保される 3 広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供	原則 4 品質公約—すべてのヨーロッパ統計システムへの参加国は、ヨーロッパ統計システムの品質宣言に定められた原則に従って自ら活動し、協力する公約をしている
3	比較可能性の原則。	4 秘密保護	原則 5 統計的秘匿性(4) 原則 6 公平性(Impartiality)と客観性
4	秘密保護の原則。個々のデータ主体に関する秘密の保護	(基本計画)第四条 第二章 公的統計の作成	
5	透明性の原則。情報源、作成方法、公表時期等に関する情報の明示	基幹的調査の統計委員会による承認 (基幹的統計調査の承認) 九条二項	
6	適時性の原則。必要な品	八 調査結果の公表の方法及び期日	

	質を確保した上で、速やかに公表	(承認の基準)第十条	原則7 堅実な方法
7	効率性の原則。品質、適時性、費用及び報告者負担の観点から最も適切な情報源・作成方法	1. 当該統計の作成目的に照らして必要かつ十分 2. 統計技術的に合理的かつ妥当 3. 重複排除	原則8 適切な統計手続き(5) 原則9 過重でない回答者負担 原則10 費用効率性(7) 原則12 正確性と信頼性(2) 原則13 適時性と時間厳守性(6)
8	統計への容易なアクセスの原則。基本情報含めて、利用者の需要に応じた形で容易に入手・利用できる	(報告義務) 第十四条 第三章 調査票情報等の利用及び提供 第四章 調査票情報等の保護	原則14 整合性と比較可能性(3) 原則15 アクセス可能性と明瞭性(8)

ここでは、(i)制度検討委員会がとりあげた原則は十全なのか、(ii)検討委員会が掲げた原則が「新統計法」にどう組み込まれたのか、が検討されるべきである。その上で、(iii)国際的論議における妥当な原則等で新統計法に組み込まれなかったものを、統計法の執行の具体化や次項でふれる統計の基本計画の中に取り入れることが必要だろう。ここでは、これらは今後の検討事項として、表7に、統計品質に関わる国際論議として、既に見てきたように最も先に進んでいると思われるヨーロッパ統計実践規約との対比した欄を設けた。

この表に基づいて、またそれら原則の指標にも立ち入って、筆者なりに暫定的に対比しつつ、コメントを付すと以下ようになる。

A: とりあげられていない原則

- ① 原則3(資源の十分性),
- ② 原則4(品質公約)である。

原則3は従来の国際的な論議の中の原則にはなかったものと思われる。この数30年間ほどというべきであろうか、各国統計機関や国際統計機関の多くは、統計へのニーズが拡大し多様化する中で、さらに統計調査環境が悪化しているにもかかわらず、一方にICTの性能高度化・普及があることもひとつの口実になって、厳しい予算削減に直面してきた。資源削減によって、統計の品質への悪影響が危惧されるケースもある。そこで、優れた統計の提供をふくむ統計活動に十分な資源を必要とすること—もちろん、ニーズとこれに対応する資源量を評価し、あるいは予算削減の可能性等についても検討・評価する手続きを備えてのことであるが—を原則にうたいヨーロッパ委員会がこの原則を認めていることは、重要である。これは統計機関の専門的独立性に基盤を与えて保証することでもあるからである。

原則4、すなわち品質に関する言明は、日本では従来大きく不足していた。自らの生産する統計の品質に一定の自信を持っていたからし、現に持っているからであろうか。しかし、国際的論議と実践が現在のレベルにまで至っている中では、品質に関わるガイドライ

ン等を作成し、統計の品質や背景情報を利用者に分かりやすく明示すべきことは論を待たない。

B：新統計法での明文化では不十分な原則・指標、

- ③原則1（専門的独立性）である。ここでは指標1.1「統計の生産および配布における政治的その他の外部的介入からの統計機関の独立性が法律に明記されている」、指標1.2「統計機関の長は、政策機関や行政的公的機関への上級レベルのアクセスを保証する十分に高い位階的地位を持つ。彼/彼女は最高の専門的能力（calibre）を持つべきである」が弱い。
- ④ 原則5（統計的秘匿性）は、これまでの日本では嚴重すぎるといわれるほど守られてきてマイクロデータの使用の途を閉ざす硬直性を持っていた。その上で、一部の研究者に対しては利用の途があった。このマイクロデータ使用の途を開く手続きの具体化と、指標5.1にうたわれている「生産・配布過程での統計的秘匿性の保護についての指示とガイドラインが用意されている。それらのガイドラインは、文書に詳細に説明されており、公衆が知るところになっている。」はこれからのことである。
- ⑤ 原則6（公平性と客観性）は、基本的に確保されていると考えられるが、指標6.7「すべての利用者が統計の公表に同時に等しくアクセスでき、いかなる外部利用者に対する公表前の優先的アクセスも制限され、管理され、公表される。リークが発生したときには、公平性を保証するために、事前の告知体制が改定される。」には弱さがある。
- ⑥ 原則7（堅実な方法）はかなり維持されているが、「指標7.2 スタッフは、最善のものから学び、その専門性を改善するために、国際的な適切な訓練課程や会議に出席し、国際的レベルでの統計の同僚と連絡をとる。」「7.3 方法を改善するために科学界との協力が組織され、外部的評価が、採用されている方法の品質と有効性を評価し、実施可能なときには、より優れた道具を奨励している。」は不十分だろう。
- ⑦ 原則8（適切な統計手続き）はほぼ確保されているが、「指標8.3 調査企画、標本選択、標本のウエイトは、十分な基礎に立ち、必要なときには、定期的に評価され、改訂され、更新されている。」はどうであろうか。
- ⑧ 原則10（費用効率性）での指標「10.1 内部的と、独立した外部的手段が、統計機関による資源の利用を監視している。」はなお十分といえるか。「指標10.3 積極的努力によって、行政記録の統計的な潜在的な可能性を改善し、費用のかかる直接調査を避けている」は、今回の統計改革で大きく前進しようとしている点である。
- ⑨ 原則11（適合性）では、「指標11.1 利用者と協議し、既存の統計が利用者のニーズに対応する点での適合性と実際の効用を監視し、利用者の新たなニーズと優先度について助言する過程が整っている。」「指標11.2 優先度のニーズが満たされ、活動プログラムに反映されている。」「指標11.3 利用者満足度調査が定期的に行われている」には不足しているだろう。
- ⑩ 原則12（正確性と信頼性）では、日本はしっかり行っているとも受け取りうるが、指標「12.1 原データ、中間的結果および統計的生産物が評価され、確認されている。12.2 標本誤差と非標本誤差が、ヨーロッパ統計システムの品質構成要素

の枠組みに応じて測定され、体系的に文書化されている。12.3 改訂の研究と分析が定型的に遂行され、統計過程を通知するために内部的に使用されている」では、まだ改善の余地がある。

- ⑩ 原則15（アクセス可能性と明瞭性）では、「指標15.1 統計は、適切な解釈や意味のある比較を促進する形で提供されている。」、「15.3 実行可能な場合には、顧客の企画した分析が提供され、公表される。」、「15.4 研究目的のためにマイクロデータへのアクセスが許されることがある。このアクセスは厳しいプロトコルに従っている。」、「15.4 メタデータが標準化されたメタデータシステムにしたがって文書化されている。」、「15.5 利用者は統計的過程の方法とヨーロッパ統計システムの品質基準に関して統計的生産物の品質について常に知らされている。」において不十分である。15.5 は、もちろん日本の品質基準に関して、と読んでのことであるが、日本には品質基準がないことを含めての不十分性である。

C：これまで維持されていたし、新統計法に持ち込まれている原則

- ⑫ 原則2（データ収集のための義務原則）、
⑬ 原則9（過重でない回答者負担）、
⑭ 原則13（適時性と時間厳守性）、
⑮ 原則14（整合性と比較可能性）である。

以上は、統計改革の現在の論議と今後の具体化の中でどう扱われることになるか。新統計法の実施規則等、そして（統計）基本計画の中で具体化されることになるかと考える。そこで基本計画にふれておこう。

2.5 基本計画

- (1) 基本計画はどうとらえられているか。制度改革検討委員会報告はその第2の5で以下のように述べていた。

「(1) 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

- (2) 基本計画は、以下に掲げる事項について定めるものとする。

① 計画期間

②～④ 【下記の法案の2の一～三と同じなので略】

- (3) 制度所管大臣は、第三者機関の意見を聴いて、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。基本の案を作成するに当たって制度所管大臣は、広く国民の意見を求めるための措置を講ずるものとする。

- (4) 基本計画は制度所管大臣がフォローアップ（計画の進捗状況の把握・評価）を行い、その結果を第三者機関に報告するものとする。また、第三者機関は、制度所管大臣に対する計画の改定の勧告も含め、当該のフォローアップに対して意見を述べることができるものとする。」

(2)これが「新統計法案」では以下のものとなった。

「第四条 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針
 - 二 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 三 その他公的統計の整備を推進するために必要な事項
- 3 基本計画を定めるに当たっては、公的統計について、基幹統計に係る事項とその他の公的統計に係る事項とを区分して記載しなければならない。
- 4 総務大臣は、統計委員会の意見を聴いて、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 総務大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、総務省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 政府は、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。この場合においては、前二項の規定を準用する。」

すなわち、制度改革検討委報告書の(2)の①で定めるべき項目とされていた①が、法案四条の独自の第6項とされ、法案では、第3項が新設されて、計画において基幹統計とその他統計を区分すべきことが明記された。

内容的には、(i)基本計画を定めるべき、(ii)基本計画は公的統計の整備に関する基本的な方針、施策と必要事項を定める、(iii)計画は統計委員会の意見をきく、(iv)また、計画策定時には、国民の意見を反映させる措置を講ずる、(v)計画は施策効果の評価をも踏まえて五年ごとに変更する、ことがうたわれ、決定されようとしている。

国民の意見を反映すると法的に規定されているからには、インフォーマルではなくフォーマルな形で、当然公開の論議によつてのことになるだろう。このルート・措置が十分に施され、施策の効果の評価が組み入れられ、五年をめぐりとして計画が更新されるという方式は、日本においては新しいものである。

繰り返しになるが、統計法の規定には明確には定められるに至らなかった先に見た統計の諸原則、特にヨーロッパ統計実践規約の諸原則や指標等で、適切なものを積極的に取り入れることが今後強く期待される。今後の動向に注目したい。

2.6 その他の新しい動向への注目

日本の統計が大きな改革をとげようとしている中で、国際的な統計の品質論をウオッチしている者として、ヨーロッパ統計実践規約を紹介し、日本での改革の中で、採るべき点は考慮すべきことを述べてきた。

しかし、日本の統計改革は、国内的な諸懸案に対応するだけでなく、また国際的論議や実践水準 (good practice や best practice) をふまえるだけでなく、アジアの統計先進国として、アジアをふくむ世界の統計の前進に寄与することを展望しながらであるべきことはいうまでもない。この見地からいくつかの点への注目があって良い。

(1) 男女共同参画 (ジェンダー) 統計 この充実をめざし、アジアその他に範を示すことがある。この点では、国連統計部(2005)日本統計協会翻訳(2006)『世界の女性・2005—統計における進展』日本統計協会が、重要である。そのまとめで以下を指摘している。

「(1)国家統計システムの強化。

(2)統計作成のあらゆる側面でのジェンダー主流化：

戦略 5—政府統計の法的枠組み内にジェンダー統計の開発を規定する。

戦略 6—ジェンダー統計単位を支援・強化する、

戦略 7—統計局と女性団体を含む利害関係者との対話を育成する。

戦略 8—統計作成者に対してジェンダー視点を仕事に組み入れるように訓練する。

戦略 9—現存するデータ出所を使い、ジェンダー統計作成のための有用性を高める。

戦略 10—国別政府統計を国際的な報告システムに必要な構成要素とする。

(3)概念と定義の開発と改良：

戦略 11—国際・地域的な組織・機関、国家統計局、及び学術・研究機関の間の協働の推進」

日本においては、中央レベルから更に地方自治体の男女共同参画部署で、住民を交えた参画統計の学習が言っているの広がりを見せているし、JICA が関与しての途上国の共同参画統計研修も継続している。中国での共同参画統計の研修・研究も活発化しており、筆者をふくめて交流や研修会講師活動が進行中である。

(2) 地球環境問題に関わる統計 地球環境問題はますます抜き差しならない第一級の緊急な問題になっている。この問題を政府統計がどうとりあげるかは、単純ではないかも知れない。しかし、かつて「省エネ」で目覚ましい成果をあげ、国民の意識も高く、京都議定書に舞台を提供した日本である。日本と深い関係にあるアメリカ合衆国、中国そしてインドが、紆余曲折をはらみつつこの先を阻んでいるかに見える。個別問題別の調査・分析の他、経済環境勘定や環境問題の産業連関分析等、研究交流等必要と可能性はあると思われる。

(3) ミレニアム開発目標と社会的諸問題に関する統計 世界が結集して2000年の国連総会とサミットで、「ミレニアム開発宣言」を採択し、2001年に指標や数値目標が具体的に挿入された「ミレニアム開発目標」は、国際社会の合言葉になっている²⁰。国際機関・国際統計機関はウェブサイトのトップページに掲げ、専門機関は、これに対応する担当分野についてより問題を詳細にとりあげ、統計指標を開発し、進捗度を評価している。ミレニアム開発宣言や開発目標自体は、1990年代の国連を中心とする重要な会議—環境、人口、人権、女性、貧困等—での課題・目標を集大成したものなので、オリジナルの会議での重要事項が捨象されていたり、数値目標導入において指標選択等で不十分な点があったりして

²⁰ 伊藤陽一(翻訳・論評)(2003)

いる。とはいえ、地球・世界を考えるときの第一の文書であることに変わりはない。このミレニアム開発目標とさかのぼってのあるいは2000年代に入ってから入ったの諸会議での諸テーマ(人権・こども²¹・障害者問題・ICT他)は、統計作成や分析と深く関わっている。

しかし、筆者のみるところ、日本社会における関心は非常に低調である。統計界がこれらに敏感になって、国民を啓発すること、外国と連携することが必要である、統計機関ではどうなのだろうか。今後の統計界におけるこれら諸問題のとりあげにも注目していきたい。

〔参考文献〕

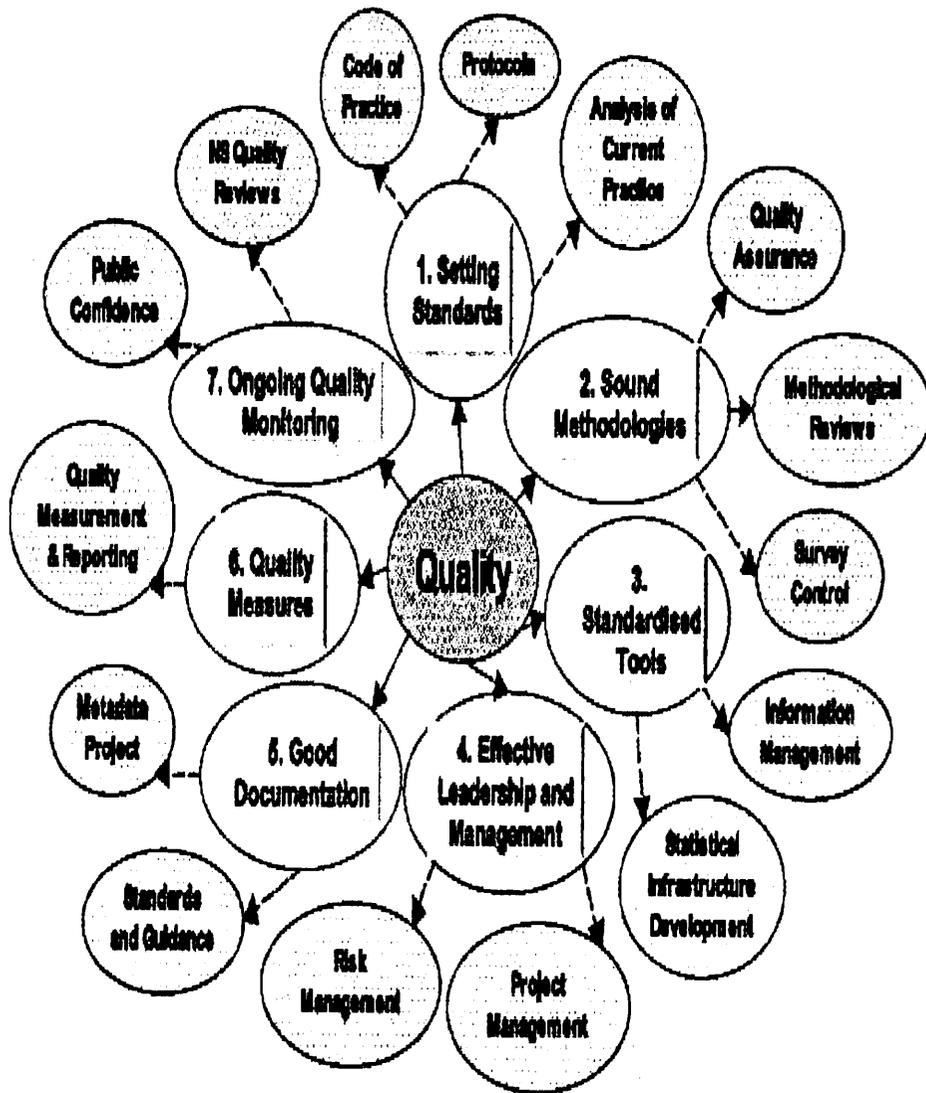
- 伊藤陽一(1999)「統計の品質(統計の真実性と関連諸要因)ー最近の国際的論議を参考にー」
伊藤陽一(訳・著)(1999)『統計の品質』をめぐってー翻訳と論文『統計研究参考資料』
(法政大学日本統計研究所) No.61 所収
- 伊藤陽一(2000)『統計の品質』論と統計制度の品質をめぐって 伊藤陽一・千葉敦士(訳)、
(2002)『統計の品質』をめぐってー翻訳と論文(2)『統計研究参考資料』No.79 所収
- 伊藤陽一(2001)「統計と人権および開発ーIAOS2000をめぐって」『研究所報』No.27
- 伊藤陽一(2003)「国連ミレニアム開発目標と統計」『研究所報』No.30
- 伊藤陽一(2005)「国際統計(機関)における統計の品質論について」伊藤陽一(訳・著)(2005)所収
伊藤陽一(訳・著)(2005)「統計の品質(3): 国際統計機関における統計の品質ーQ2004 サテライト
会議を中心にー」『統計研究参考資料』No.89
- 大友篤(2007)「政府統計業務の民間開放は慎重に！」『統計』2月号
- 総務省(2007)「統計法案関係資料ー第百六十六国会」
- 統計制度改革検討委員会(2006)『統計制度改革検討委員会報告』6月15日
- 統計法制度に関する研究会(2006)『統計法制度に関する研究会報告書』6月15日
関連文献として(2006)「特集 統計制度改革」『統計』(日本統計協会)8月号
- 水野谷武志(2006a)「統計制度改革の国際的動向と統計品質論」水野谷武志(訳・著)(2006)「統
計の品質(4): 翻訳と論文ーIMF・品質サイトと Q2004 を中心にー」『統計研究参考資料』
No.93 所収
- 水野谷武志(2006b)「統計制度改革の国際的動向と統計品質論」『統計学』(経済統計学会)No.90
- Daniel Defays and Lucie Laliberte(2006), "Extract of: Comparison of the IMF's Data
Quality Assessment Framework(DQAF)and European Statistical System Quality
ApproachesーAn Update"
- Eurostat (2005a) European Statistics Code of PracticeーSelf Assessment Questionire
- Eurostat (2005b) "Mapping of intersections between the European Statistics Code of
Practice,the LEG on Quality recommendations and the EFQM Excellence Model
Criteria "
- Eurostat(2006a) "Eurostat self-assessment against the principles and indicators of the

²¹ 伊藤陽一(翻訳・論文)(2001)

- European Statistics Code of Practice” 24 April
- Eurostat (2006b), “Comparison of the UN principles governing international statistical activities and the European Code of Practice”
- Eurostat (2006c) “Background information for and important elements of the principles of the CoP” Annex III of European Statistical System code of Practice Peer Reviews:The peer’s guide(Version 1.1)
- Eurostat(2006d) Report on the results of the first self-assessment carried out by the authorities of the European Statistical System against the principles and indicators of the European Statistics Code of Practice,19 May
- Eurostat(2006e)European Statistical System Code of Practice Peer Reviews:The National Statistical Institute’s guide (Version1.2) 4 December
- Eurostat(2006f)European Statistical System Code of Practice Peer Reviews:The peer’s guide (Version1.1) 7 December
- Ivo Havinga,Gisele Kamnou,Stefan Schweinfestan dWillem de Vries(UNSD)(2004)
 “Squaring the quality circle – towards a quality framework for International Statistics”
 邦訳伊藤(2005)所収
- Nartina,Hahn(2006) “Code of Practice peer reviews: first steps in defining a European Statistical System wide approach” Conference on Data Quality for International Organization
- Lars Lyberg (2006)“Quality in Official Statistics: Some Recent and Not so Recent Developments”
 Q2006のOpening Plenary Sessionの報告でありPPスライドの提示であった。

[付録]

付録1 Lars Lyberg の品質図



(07年3月：伊藤仮訳。指標の番号は、自己評価調査票で使われているもの)

ヨーロッパ統計実践規約(European Statistics Code of Practice)

2005年2月24日 統計プログラム委員会によって採択

前文

定義 この文書の目的のために

ヨーロッパ統計 (European Statistics) とは、条約285(2)条にしたがって、国家統計局と共同体の統計機関 (Eurostat) によって生産・配布される共同体統計に関する1997年2月17日の協議会規約 (EC) No.322/971に定義される共同体統計を意味する。

ヨーロッパ統計システム (European Statistical System) とは、以下ではESSとするが、Eurostat、国家統計局、そして加盟各国においてヨーロッパ統計を生産し、配布する責任を持つ他の国家統計機関から構成されている共同を意味する。

ヨーロッパ共同体を設立した条約、特に共同体統計に関する1997年2月17日の協議会規約 (EC) No.322/971、および1994年4月14日に国連統計委員会が採択した政府統計の基本原則にしたがって、この実践規約は二重の目的をもつ。すなわち、

- －国家統計局とEurostatの両方の独立性、高潔性、説明責任、及びそれらが作成・配布する統計の信用(credibility)と品質、への信頼と確信を改善すること(外部的重点)。
- －ヨーロッパ統計のすべての生産者による最善の国際統計原則、方法および実践の適用を促進して、統計の品質を向上させること (内部的重点)。

この規約は以下の実施のために提出されている：

管理機関 (すなわち、政府、省庁、委員会、協議会) に対して。その統計活動が、独立性、高潔性、説明責任を保証する形で、信頼できるヨーロッパ統計を生産するために、専門的に組織し、資源を付与することを確保するためのガイドラインを提供するため；

－統計機関とその職員に対して。高い品質の、調整されたヨーロッパ統計を生産し、配布する際の助けとなる統計諸原則、価値及び最善の実践についてのベンチマークを提供するため。

この規約は以下に対する情報のために提出されている：

- －利用者に対して。ヨーロッパ統計と各国統計機関は偏りを持たず、生産・配布される統計は信頼に値し(trustworthy)、客観的で信頼できる(reliable)ことを示すため；
- －データ提供者に対して、彼らが提供する情報の秘匿性は守られ、彼らに対して過大な要求を課しはしないことを示すため。

この実践規約は、15の原則からなる。ヨーロッパ連合の管理機関と統計機関は、この規約に定められた原則を自ら厳守し、一参照として使われる一15原則の各々についての優良な実践の指標(Indicators of Good Practice)を使って、定期的に、実施状態を検討することを言明する。

1989年6月19日に協議会決定89/382/EECによって設立された統計プログラム委員会は、この規約の実施を監視する同業者評価を定期的に遂行するものとする。

制度的環境

制度的・組織的要因は、ヨーロッパ統計を生産・配布する統計機関の効率と信頼性に大きな影響を与える。関連する問題は、専門的独立性、データ収集義務、資源の十分性、品質約束、統計的秘匿性、公平性および客観性である。

原則1 専門的独立性—統計機関が他の政策、規制、行政部門や機関から、また民間部門の取扱者からの専門的独立性は、ヨーロッパ統計の信用を保証する指標

- 1.1 統計の生産および配布における政治的その他の外部的介入からの統計機関の独立性が法律に明記されている
- 1.2 統計機関の長は、政策機関や行政的公的機関への上級レベルのアクセスを保証する十分に高い位階的地位を持つ。彼/彼女は最高の専門的能力(calibre)を持つべきである。
- 1.3 統計機関の長、そして適当な場合には、統計諸部門(statistical bodies)の長は、ヨーロッパ統計が独立した形で生産され配布されることを保証する責任を持つ。
- 1.4 統計機関の長、そして適当な場合には、統計諸部門の長は、統計方法、基準、手続き、統計公表の内容と時期の決定について唯一の責任者である。
- 1.5 統計活動プログラムが公表され、定期的報告がその進捗状態を叙述している。
- 1.6 統計の公表は、政治的/政策的声明とは明確に区分されて、別個に発表される。
- 1.7 統計行政は、適用な場合には、政府統計の批判や誤用をふくめて統計問題に公的にコメントする。

原則2 データ収集のための義務—統計機関は、ヨーロッパ統計目的のための情報の収集のための明確な指令(mandate)を持たなければならない。行政、企業、世帯および一般公衆は、統計機関の要請によって、ヨーロッパ統計目的のためのデータへのアクセスあるいは配布を許すことを法律によって強制されることがありうる。

指標

- 2.1 政府統計の生産と配布のための情報の収集の指令が法律に明記されている
- 2.2 統計機関は行政記録を統計目的に使うことを国家的立法によって許されている。
- 2.3 法律に基づいて、統計機関は、統計調査への回答を強制することがある。

原則3 資源の十分性—統計機関が利用可能な資源は、ヨーロッパ統計の要請に見合う十分なものでなければならない。

指標

- 3.1 ヨーロッパ統計のニーズに見合う量と質の両方において、十分なスタッフ、資金およびコンピュータ資源が獲得可能である。
- 3.2 ヨーロッパ統計の範囲、詳細および費用がニーズに対応している。
- 3.3 新しいヨーロッパ統計に対する需要を、その費用に照らして評価し、正当化する手続きが存在する。
- 3.4 すべてのヨーロッパ統計に対する継続的なニーズを評価し、いずれかを停止しあるいは資源を解放するために縮小することができるかを検討する手続きが存在する。

原則4 品質公約—すべてのヨーロッパ統計システムへの参加国は、ヨーロッパ統計システムの品質宣言に定められた原則に従って自ら活動し、協力する公約をしている。

指標

- 4.1 生産物の品質は、ヨーロッパ統計システムの品質構成要素にしたがって定期的に監視されている。
- 4.2 統計の収集、処理、配布の品質を監視する手続きが整えられている。
- 4.3 品質内部のトレードオフをふくめて品質の検討を扱い、既存のおよび新しい調査の計画をガイドする手続きが整えられている。
- 4.3 品質ガイドラインが文書化されており、スタッフは十分訓練されている。これらのガイドラインは、文書に詳細に説明されており、公衆が知るところとなっている。
- 4.4 適当な場合には外部の専門家を使った主要な統計生産物の定期的で全面的な評価が行われている。

原則5 統計的秘匿性—データ提供者(世帯、企業、行政その他の回答者)のプライバシー、彼らが提供する情報の秘匿性、統計目的のためだけの使用は、絶対的に保証されなければならない

指標

- 5.1 統計的秘匿性は法律によって保証されている。
- 5.2 統計行政のスタッフは就任に際して、法に定められた秘匿性の誓約に署名する。
- 5.3 統計的秘匿性のいかなる意識的な不履行に対しても、重い刑罰が課せられる。
- 5.4 生産・配布過程での統計的秘匿性の保護についての指示とガイドラインが用意されている。それらのガイドラインは、文書に詳細に説明されており、公衆が知るところとなっている。
- 5.5 統計データベースの安全性と高潔性を保護するための物理的・技術的装置が整えられている。

5.6 研究目的で統計的マイクロデータにアクセスする外部利用者に対しては厳重な議定書(protocols)が適用される。

原則6 公平性(Impartiality)と客観性—統計機関は、ヨーロッパ統計を、科学的独立性、客観的、専門的、かつすべての利用者が同等に扱われる透明な方法で、生産され、配布されなければならない。

指標

- 6.1 統計は、統計的配慮によって決定される客観的基準にたって作成される。
- 6.2 出所と統計的技法の選択は、統計的配慮によって通知される。
- 6.3 公表された統計において発見された誤差は、最大限速やかに訂正され、公表される。
- 6.4 統計機関が使用した方法と手続きについての情報については、公衆が入手できる。
- 6.5 統計の公表日と時刻は事前に告知されている。
- 6.6 すべての利用者が統計の公表に同時に等しくアクセスでき、いかなる外部利用者に対する公表前の優先的アクセスも制限され、管理され、公表される。リークが発生したときには、公平性を保証するために、事前の告知体制が改定される。
- 6.7 記者会見での統計の公表と声明は、客観的であり、党派的でない。

統計的過程

統計機関が政府統計を組織、収集、処理、配布するために用いる過程において、ヨーロッパおよび他の国際的基準、ガイドライン、優良な実践が十分に注目されるべきである。統計の信用は、優良な管理と効率性での名声によって高められる。関連する側面は、堅実な方法、適切な統計手続き、過重でない回答者負担、および費用効率性である。

原則7 堅実な方法(Sound Methodology)—堅実な方法は統計の品質を支える。これは、十分な道具、手続き及び専門性を必要とする。

指標

- 7.1 統計機関の全体的な方法論的枠組みは、ヨーロッパと他の国際的基準、ガイドライン、優良な実践にしたがっている。
- 7.2 統計的概念、定義、分類が統計機関の全体を通じて一貫して適用されていることを保証する手続きが整えられている。
- 7.3 ビジネスレジスターと人口調査のフレームは、高い品質を保証するために必要に応じて定期的に評価され、調整されている。
- 7.4 国の分類と部門の体系と、対応するヨーロッパのシステムとの間に細部の一致がある。
- 7.5 大学の適切な専攻からの卒業生が採用されている。
- 7.6 スタッフは、最善のものから学び、その専門性を改善するために、国際的な適切な訓練課程や会議に出席し、国際的レベルでの統計の同僚と連絡をとる。
- 7.7 方法を改善するために科学界との協力が組織され、外部的評価が、採用されている。

方法の品質と有効性を評価し、実施可能などときには、より優れた道具を奨励している。

原則8 適切な統計手続き—データの収集から確認までに採用されている適切な統計手続きが、統計の品質を支えなければならない。

指標

- 8.1 ヨーロッパ統計が行政データに基づいているところでは、行政目的に使われる定義や概念は、統計目的に要求されるものに良く近似しているものでなければならない。
- 8.2 統計調査の場合には、調査票は、データの収集に先立って組織的にテストされている。
- 8.3 調査企画、標本選択、標本のウエイトは、十分な基礎に立ち、必要なときには、定期的に評価され、改訂され、更新されている。
- 8.4 フィールド活動、データ入力およびコーディングが定常的に監視されており、必要なときには改訂される。
- 8.5 適切なエディティングとインピュテーションのためのコンピュータシステムが使用されており、定期的に評価されている。
- 8.6 改訂は、十分に確立された基準と透明な手続きに従っている。

原則9 過重でない回答者負担—報告負担は、利用者のニーズに釣り合っており、回答者に過重な負担となってはならない。統計機関は回答者負担を監視し、時とともにそれを削減するための目標をたてている。

指標

- 9.1 ヨーロッパ統計からの要求の範囲と詳細は、絶対的に必要なものに限られている。
- 9.2 報告負担は、適切なサンプリング技法を通じて調査母集団全体に可能な限り広げられている。
- 9.3 ビジネスから獲得される情報は、可能な限り、その勘定から容易に入手可能であり、電子的手段が、その回答を容易にすることが可能なところで使用されている。
- 9.4 最善の推定値や概算は、厳密な詳細が容易には入手できないときに許されている。
- 9.5 行政的出所は、情報への要求の重複を避けるために可能ときはいつも使用されている。
- 9.6 統計機関内のデータの共有が、調査の増加を避けるために一般化されている。

原則10 費用効率性—資源は有効に使用されるべきである。

指標

- 10.1 内部的と、独立した外部的手段が、統計機関による資源の利用を監視している。
- 10.2 定型的な事務的作業（例えば、データ捕捉、コーディング、確認）は、可能な限り自動化されている。
- 10.3 情報とコミュニケーション技術の生産性の潜在的可能性が、データ収集、処理および配布のために最大限に活用されている。
- 10.4 積極的努力によって、行政記録の統計的な潜在的可能性を改善し、費用のかかる

直接調査を避けている。

統計生産物

入手できる統計は、利用者のニーズに見合うべきである。統計はヨーロッパ品質基準に従い、ヨーロッパの機関、政府、研究機関、ビジネスの関心や大衆一般のニーズに役立つべきである。重要な問題は、統計が適合性をもち、正確で、信頼でき、適時的であり、整合的で、地域と諸国を越えて比較可能であり、利用者が容易にアクセス可能であるという度合いに関するものである。

原則11 適合性－ヨーロッパ統計は利用者のニーズに対応しなければならない。

指標

- 11.1 利用者と協議し、既存の統計が利用者のニーズに対応する点での適合性と実際の効用を監視し、利用者の新たなニーズと優先度について助言する過程が整っている。
- 11.2 優先度のニーズが満たされ、活動プログラムに反映されている。
- 11.3 利用者満足度調査が定期的に行われている。

原則12 正確性と信頼性－ヨーロッパ統計は正確かつ信頼できる形で、現実を描くべきである。

指標

- 12.1 原データ、中間的結果および統計的生産物が評価され、確認されている。
- 12.2 標本誤差と非標本誤差が、ヨーロッパ統計システムの品質構成要素の枠組みに応じて測定され、体系的に文書化されている。
- 12.3 改訂の研究と分析が定型的に遂行され、統計過程を通知するために内部的に使用されている。

原則13 適時性と時間厳守性－ヨーロッパ統計は適時的かつ時間厳守的な形で配布されるべきである。

指標

- 13.1 適時性はヨーロッパおよび国際的な最高の配布基準にそっている。
- 13.2 ヨーロッパ統計の公表に向けて基準になる日の時間が定められている。
- 13.3 ヨーロッパ統計の周期は可能な限り利用者の要求を考慮している。
- 13.4 配布時間の予定からのいかなる乖離も前もって公表され、説明されて、新しい発表日が定められる。
- 13.5 受け入れ可能な総合的品質をもつ予備的結果が、有効と考えられるときには配布されてよい。

原則14 整合性と比較可能性－ヨーロッパ統計は、時間の経過においても内部的に一貫

しており、地域と国の間で比較可能であるべきである。異なる出所からの関連するデータを結合し、つなぎ合わせた利用が可能であるべきである。

指標

- 14.1 統計は内的に整合的かつ一貫している（例えば、算術的および計算的同一性が認められる）。
- 14.2 統計は合理的な期間にわたって、整合的でありかつ調整されている。
- 14.3 統計は、異なる調査や出所の範囲、定義、単位および分類に関して、共通の基準に基づいて作成されている。
- 14.4 異なる調査や出所からの統計は比較され、調和されている。
- 14.5 データの国家間の比較可能性が、ヨーロッパ統計システムと他の統計システムとの間の定期的交換を通じて保証されている。方法論的研究が加盟国とEurostatとの間の緊密な協力の下に遂行されている。

原則15 アクセス可能性と明瞭性－ヨーロッパ統計は、明瞭で理解可能な形で示され、適切で便利な形で配布され、支援となるメタデータとガイダンスを伴っており、公平な基準で入手可能でアクセス可能であるべきである。

指標

- 15.1 統計は、適切な解釈や意味のある比較を促進する形で提供されている。
- 15.2 配布サービスは、現代的な情報・通信技術を、適切な場合には伝統的なハードコピーを使う。
- 15.3 実行可能な場合には、顧客の企画した分析が提供され、公表される。
- 15.4 研究目的のためにマイクロデータへのアクセスが許されることがある。このアクセスは厳しいプロトコルに従っている。
- 15.5 メタデータが標準化されたメタデータシステムにしたがって文書化されている。利用者は統計的過程の方法とヨーロッパ統計システムの品質基準に関して統計的生産物の品質について常に知らされている。

EUROPEAN COMMISSION
EUROSTAT

Deputy Director: General
Unit 0-2: Statistical governance, quality and evaluation



European Statistics Code of Practice

Self Assessment Questionnaire

Guidelines for the use of the Code of Practice Questionnaire

What is the Code of Practice Questionnaire?

The Code of Practice (CoP) has been developed by a Task Force of the Statistical Programme Committee in consultation with the quality managers of the European Union national statistical institutes to provide a common tool for a self-assessment against the principles and indicators of the European Statistics Code of Practice. At the same time it will provide the basis for the reporting on the European Statistical System adherence to the principles of the Code.

Who should fill in the CoP Questionnaire?

The questionnaire has been designed in a way that – in general – most parts can be filled in centrally, i.e. by horizontal services of the statistical authority, the major addressee being the quality manager of the organisation. Other units involved are the strategic planning and policy unit, the personnel and financial unit, the press office and the dissemination and metadata unit. However, depending on the organisational set-up and in particular on the degree to which information on statistical production processes is centrally available, it might be necessary to involve as well statistical production units. A final review of the results, in particular of the part on the institutional environment and on the follow-up parts for each principle by the head of the statistical authority may promote validity of the results.

The objectives of the CoP questionnaire

In the framework of the implementation of the Code of Practice, the European Statistical System will review the Code's implementation periodically by the use of the indicators of good practice for each of the 15 principles. The Statistical Programme Committee will carry out peer review monitoring of the implementation of the Code. With the indicators of good practice varying in terms of detail, the CoP questionnaire is meant as a common basis and help for these reviews.

While organisations may feel free to deviate to some extent from this questionnaire, it benefits a common reading of the principles and facilitates the further processing of the results of the self-assessments.

At the same time it serves to identify at national and – as far as possible – at European Statistical System level, areas for further development and improvement, thus providing the basis for national and Community Code of Practice improvement plans.

Finally this questionnaire will be useful as a kind of checklist for the peer reviews and in communicating the ambition of the Code to national statistical authorities other than the national statistical institutes.

The structure of the CoP questionnaire

The CoP questionnaire follows the structure of the European Statistics Code of Practice. It is subdivided into 15 principles and the 3-7 indicators for each of the principles. For each principle the questionnaire concludes with a follow-up part in which particular issues can be highlighted and statistical authorities are requested to reflect upon improvement actions and a time frame towards full implementation of the Code's principles. Room has been foreseen as well to provide additional information and comments on the replies to the questions relating to that principle. Finally, suggestions for improving the questionnaire are invited.

Some questions are highlighted to be answered collectively by the SPC, some of them to require in addition some kind of user consultation. They are to be considered experimental as further reflections will be required to arrive at a meaningful assessment for the European Statistical System. Nevertheless, they have been retained in this questionnaire for reasons of completeness but as well to encourage input to this assessment.

How to use the CoP Questionnaire

Take the CoP Questionnaire as a basis when reviewing your organisation's position vis à vis the Code of Practice. It may help to raise the right questions, stimulate discussion – including on the pertinence of possible additional follow-up questions or different questions tailored to the organisation's specific situation - and provides a common structure for the results and the identification of improvement actions.

For some questions, the reply "yes" or "no" may seem to need some follow-up information. At the same time, questions for which percentages over the organisation are requested may be difficult to reply to given the heterogeneity of the organisation's processes and outputs. Again, here the questionnaire is intended as a first indication only to flag potential areas for follow-up questions, improvement actions or further discussion, e.g. in the framework of peer reviews.

While completing the questionnaire, the glossary at the end of the questionnaire may prove useful in explaining some technical terms and concepts used as well as standards referred to in the questionnaire. Most entries have been taken from the DESAP Self Assessment Checklist for Survey Managers.

1. Professional Independence

The professional independence of statistical authorities from other policy, regulatory departments and bodies, as well as from private sector operators, ensures the credibility of European Statistics.

Indicator 1.1:

The independence of the statistical authority from political and other external interference in producing and disseminating official statistics is specified in law.

1. a Is, in your country, the independence of the statistical authority from political and other external interference in producing and disseminating official statistics laid down in law?

Yes.....
No

Indicators 1.2, 1.3 and 1.4:

The head of the statistical authority has sufficiently high hierarchical standing to ensure senior level access to policy authorities and administrative public bodies. He/She should be of the highest professional calibre.

The head of the statistical authority and, where appropriate, the heads of its statistical bodies have responsibility for ensuring that European Statistics are produced and disseminated in an independent manner.

The head of the statistical authority and, where appropriate, the heads of its statistical bodies have the sole responsibility for deciding on statistical methods, standards and procedures, and on the content and timing of statistical releases.

2. Is the hierarchical level of the head of the statistical authority comparable to
- ... Minister (or senior political position)
... Highest (non-political) public servant.....
... Other authority (please specify below)

3. a Is the appointment of the head of the statistical authority based on a fixed term contract?

Yes.....
No Skip to 4

- b If yes, is it renewable?

Yes.....
No Skip to 4

- c If yes, have the last three heads of the statistical authority completed their appointments according to the fixed terms?

Yes..... Skip to 4
No

- d If no, please, specify below.

4. Is the content of statistical press releases subject to Ministerial approval?
- Always
- Sometimes.....
- Never
5. Is the timing of statistical press releases subject to Ministerial approval?
- Always
- Sometimes.....
- Never
6. Is the choice of statistical methods, standards and procedures subject to Ministerial approval?
- Always
- Sometimes.....
- Never

Indicator 1.5:

The statistical work programmes are published and periodic reports describe progress made

7. a Has your organisation a statistical work programme?
- Yes.....
- No Skip to 8
- b If yes, is the statistical work programme made public?
- Yes.....
- No
8. Is the progress status of the statistical work programme made public?
- Yes.....
- No

Indicator 1.6:

Statistical releases are clearly distinguished and issued separately from political/policy statements.

9. a Are statistical releases (e.g. press releases, reports, etc) clearly identified as products of the statistical authority?
- Yes.....
- No Skip to 10
- b If yes, how can statistical products be recognised?
- Logo.....
- Design.....
- Copyright
- Other (please, specify below).....
10. Are statistical releases issued separately from political/policy statements?
- Always
- Sometimes.....
- Never

Indicator 1.7:

The statistical authority, when appropriate, comments publicly on statistical issues, including criticisms and misuses of official statistics.

11. As the statistical authority, do you have a specific policy to intervene publicly on statistical issues, in case of
- a ... criticism of official statistics
Yes.....
No
 - b ... misuses of official statistics
Yes.....
No
 - c ... misinterpretation of official statistics
Yes.....
No
 - d If yes, please state briefly the policy

Follow up:

12. Which is the main area of strength with regard to professional independence of your organisation? Please state below.
13. Which is the main area of weakness with regard to professional independence of your organisation? Please state below.
14. On basis of the above mentioned indicators, which actions would you like to take which are suited to further promote your organisation's professional independence? Please, list the actions below and give the time frame.
Actions and time frame
15. Which possible improvement actions at European level are suited to promote your organisation's professional independence? Please, list the actions below and give the time frame.
Actions and time frame
16. Would you like your organisation to have a peer review in the area of professional independence?
Yes.....
No
17. Do you have comments regarding the principle of professional independence? Please provide these below.
18. Do you have suggestions for improving the questions on professional independence? Please provide these below.

15. Accessibility and Clarity

European Statistics should be presented in a clear and understandable form, disseminated in a suitable and convenient manner, available and accessible on an impartial basis with supporting metadata and guidance.

Indicator 15.1:

Statistics are presented in a clear and understandable form.

1. Does the website of your organisation comply with the W3C Web Content Accessibility Guidelines?
 - a Yes.....
 - No Skip to 2
 - Don't know Skip to 2
 - b If yes, which priority (for more information, please refer to the glossary)?
 - 1.....
 - 2.....
 - 3.....
2. Do you regularly test the usability of your website for different groups of users?
 - Yes.....
 - No
3. Is a statistical table usually accompanied by an explanation (explanation on how the statistics should be used, pointers to related statistical information, etc.)?
 - Yes.....
 - No
4. a Do you invite user comments on the content and presentation of your statistical outputs?
 - Yes.....
 - No Skip to 5
 - b If yes, do you have active procedures in place to follow-up these user comments?
 - Yes.....
 - No
5. Do you offer training for your staff in ...
 - a ... writing press releases?
 - Yes.....
 - No
 - b ... dealing with the media?
 - Yes.....
 - No

Indicator 15.2:

Statistics are disseminated using modern information technology

6. What percentage of your statistical outputs is available via the internet?

	> 75%	25-75%	< 25%	none
Share of output	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Indicator 15.3:

Custom-design analyses are provided when feasible.

7. a Do you provide tailor-made analyses of your statistical output upon request?
 - Yes.....
 - No Skip to 8
 - b If yes, do the results of the analysis become generally available?
 - Always
 - Sometimes.....
 - Never

Indicators 15.4 and 15.5, please refer as well to "Statistical Confidentiality":

Existence of strict protocols to access micro data for research purposes.

Metadata are documented according to standardised metadata systems.

8. a Do you have a standard metadata format for your statistical output?
 Yes.....
 No Skip to 9
- b If yes, do you follow an international metadata standard?
 Yes.....
 No
- c If yes, which one? (multiple choice possible)
 SDDS (IMF, Eurostat).....
 OECD manual
 Other (please specify):

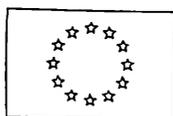
9. Can your metadata objects be mapped onto the Dublin Core (for more information, please refer to the glossary)?
 Yes.....
 No
 Don't know.....
10. Do you apply any measures of metadata quality?
 Yes.....
 No

Indicator 15.6:

Users are kept informed on the methodology and the quality of statistical processes and output. Please refer to "Quality Commitment" and "Impartiality and Objectivity".

Follow up:

11. Please state below the main area of strength with regard to your organisation's approach towards accessibility and clarity of your products:
12. Please state below the main area of weakness with regard to your organisation's approach towards accessibility and clarity of your products:
13. On the basis of the above mentioned indicators of the European Statistics Code of Practice, please list below actions you would like to take which are suited to further improve accessibility and clarity of your products:
 Actions and time frame
14. Please identify below possible actions at European level suited to improve accessibility and clarity of your products:
 Actions and time frame
15. Would you like your organisation to have a peer review in the area of accessibility and clarity of your products?
 Yes.....
 No
16. Do you have comments regarding the principle of accessibility and clarity? Please provide these below.
17. Do you have suggestions for improving the questions on accessibility and clarity? Please provide these below.



EUROPEAN COMMISSION
EUROSTAT

Deputy Director-General
Unit 0-2: Statistical governance, quality and evaluation



Luxembourg, 7 December 2006

European Statistical System Code of Practice Peer Reviews:

The peers' guide

(Version 1.1)

1	Introduction	2
1.1	How to use the peer review guide?	2
1.2	What is the background of the European Statistical System peer reviews?	3
2	Framework for the ESS peer reviews	4
2.1	What is the purpose of the peer review?	4
2.2	What is the scope of the peer review?	4
2.3	Composition of the peer review teams	7
2.4	The role of the chair of the peer review team	7
2.5	Eurostat peer review desk	8
3	ESS peer review methodology	8
3.1	Information basis	8
3.2	Assessment basis	10
3.3	Peer review report	12
3.4	Mechanics of the peer review	13
	Annex I: Indicative timetable for the ESS peer reviews	15
	Annex II: Questions by interlocutor, proposed for the CoP peer review teams	15
	Annex III: Background information for and important elements of the principles of the CoP	25
	Annex IV: Outline of the structure of the peer review report	29
	Annex V: Eurostat Peer review reporting scale	30
	Annex VI: Peer review programme - proposal	31



EUROPEAN COMMISSION
EUROSTAT

Deputy Director-General
Unit 0-2: Statistical governance, quality and evaluation



Luxembourg, 4 December 2006

European Statistical System Code of Practice Peer Reviews:

The National Statistical Institute's guide

(Version 1.2)

Introduction	2
What is the background of the peer review?	2
What is the purpose of the peer review?	3
What is the scope of the peer review?	4
Preparation of the peer review	5
Eurostat peer review desk	5
How do I contact the peer review team?	5
What kinds of documents are needed?	5
What about the user satisfaction survey?	7
What shall the programme of the visit comprise?	7
Peer review visit	8
How do I inform internal/external participants?	8
Peer review report	9
What is the NSI role in finalising the peer review report?	9
What will happen after the peer review report has been finalised?	9
Peer review checklist for NSIs	9
Annex I: Indicative timetable for ESS peer reviews	10
Annex II: Peer review programme - proposal	11
Annex III: User survey on key quality aspects	12
Annex IV: Description of the National Statistical System	18

付録5 ヨーロッパ統計実践規約に基づく同業者評価の要約(Executive Summary)部分の翻訳 【いずれも Eurostat ウェブサイトの quality-Peer review reports by country から取り出すことが出来る】

I チェコ統計局 2006年3月29-31日

2006年7月5日

最初の同業者評価(試験)は、2006年3月29-31日にチェコ統計局(CzSO)で行われた。同業者評価の狙いは、CzSOの自己評価調査票を出発点として利用しながら、ヨーロッパ統計実践規約の実施を追跡し、同時に、同業者評価をヨーロッパ統計制度全体で開始するに先立って、その方法論をテストするものであった。

評価チームのメンバーは、Ms.Martia Harn(Unit0-2, Statistical Governance, quality and evaluation, Eurostat),Mr.Richard Laux (Director,Statistics Policy Division,ONS),Mr.Staffan Wahlstrom (座長:Senior Adviser, Excutive office,Statistics Sweden)であった。

チェコの同業者評価の期間に、評価チームは CzSO の管理者、地方事務所の代表者をふくむ CzSO の中間スタッフと会った。チームはまた、チェコ共和国の統計の他の生産者の代表、利用者と回答者の代表と会った。会合への参加者と機関のリストは付録2を参照。

主な知見とすぐれた実践

チェコ国統計業務法は、チェコの統計機関の専門的/政治的独立性を保証している。CzSOの局長は生産と配布の事項における独立性を保証されている。局長は内閣の会合に参加でき、参加している。我々の印象では、国家統計制度における CzSO の調整役割は、一法律に示されているように政治から独立して—チェコ共和国では現実のものであるということであった。しかし、この調整役割は、さらに発展させることができる。

CzSO は、十分発展した統計局である。CzSO は、チェコの同業者評価の間に取り上げられたヨーロッパ統計実践規約の原則をかなりの程度遵守している。この遵守は幾つかの進行中の開発活動があるので、将来一層改善されるだろう。重要な一例として、チェコ共和国の統計調査システムの再設計プロジェクトは、チェコの統計の品質をあらゆる次元において改善することを狙った戦略的開発プロジェクトである。このプロジェクトのワーキング・グループのメンバーとプロジェクトの指導者たちは、CzSO の「若手統計家」である。このプロジェクトを通して彼らは、自らの将来の統計活動への関与を形成する戦略的役割を与えられている。

検討チームはチェコの同業者評価の間に幾つかの観察をした。彼らは、最後の会合で、

CzSO 局長の Mr. Jan Fischer と会った。Mr. Fischer と討議し、同意した我々の観察と改善点はこの報告書の第 3 章に示した。改善の活動も付録 3 にまとめられている。

II オランダ統計局 2006 年 4 月 4-6 日

Jay Byfuglien(Statistics Norway)座長, Daniel Defays(German Statistical office),
Gunter Kopsch (Eurostat)

要約

これは 2 つの試験的同業者評価の第二番目のもので、2006 年 4 月 4-6 日にオランダの中央統計局で行われた。この評価は次の 2 つの目的を持つ。

- オランダ統計局に対して真の同業者評価として行動し、そうすることによって自己評価を検証し、(オランダ統計局が提案したことから出発して) 改善のための領域を確認すること；
- 実践規約タスクフォースが企画し、チェコ統計局にける第一の試験期間に練り上げられた方法をテストすること。

チームの 3 人 - Mr. Jan Byfuglien(ノルウェー統計局)座長, Gunter Kopsch(ドイツ統計局)および Daniel Defays(Eurostat) - は、この訪問に先立つ 2 週間の(メンバー間および CBS の窓口担当者との間での)集中的なメール交換を通じて評価を準備した。彼らは会合前の 1 週間に評価を仕上げるための電話会談を行った。最初の試験評価からの簡単な情報が、チェコにおいて何が達成されかについての蓄積をとりあげ、最初の評価チームの勧告を採用することを可能にした。これによって、原則 1 ~ 6 と 15 の各指標についての全体的評価に集中し、CBS が提案する一連の改善行動を仕上げるのが合意された。

この訪問は相対的に短い準備時間なので、利用者調査に備える時間はなかった。会合に参加した人々は、背景と訪問の目的、そして用意された質問についての情報を前もって受け取っていた。外部のパートナーは、自己評価の結果を受け取っていない。

この評価は CBS の管理者の代表者とスタッフおよび中央統計委員会 (CCS) の委員長、他のもう 1 つの生産者 (オランダ中央銀行、これは同時に利用者)、および何らかの利用者とのインタビューとして行われた (付録 A 参照)。

前もって用意され配布された質問は限られた程度でだけ使用された。その代わりに質問は、状況により適合しており、明確で適切でない問題に時間を使うことを避けるようなものが採用された。

チームが採用したアプローチは、最初の試験調評価について同意されたものに近かった：

- チーム内での作業の分担、各メンバーは原則の一部に責任を持ち、ある特定の質問の既存の資料の学習によって備える；
- 最初の日には、CBS の管理者（局長、CCS 委員長、データ秘匿性の責任者、データ配布およびマクロ経済統計に責任を持つ監督者、品質管理者）とのインタビュー
- 主な利害関係者（財務省、経済問題省、社会問題省、中央計画局、科学界が処理する保護されたマイクロ・データを提出する CBS との仲介者である Dans、オランダ中央銀行、および何人かの中堅スタッフ）
- チームは、結論を共有し、次のインタビューに備えるために予定された会合外に時間をすごした：最初の報告原稿は第 2 日に作成された。

主な知見としては：

CBS はオランダで政府統計の主要な部分の責任を持っており、強い独立した基礎をもっていること、特に CBS に別個の法的人格を与えている 2003 年 11 月からのオランダ統計局法によってそうである。こうして、独立性とデータ収集義務に関連する原則を高いレベルで遵守している。CBS はまた幾つかの分野で強固な方法的基礎を持ち、統計的秘匿性の分野でも非常に高度に遵守している。以上に述べた原則に関しては、CBS は参照される実践を示していると考えられることができる。また評価した他の原則との関連でも遵守ノレベルは優れていたし、最善の実践からの深刻な乖離は見つからなかった。とはいえ、改善に向けて勧告はいくつかある。行動のリストが用意されている（付録 B）。

III イタリア統計局 (ISTAT) 2006 年 10 月 23-25 日

2006 年 12 月 14 日

Jean-Etienne Chapron(座長 INSEE France)

Antonio Baigorri(Eurostat), Jan Byfuglien (Statistics Norway),

要約

これは、2つの試験的同業者評価の後の、「正規の」同業者評価であり、2006 年 10 月 22-25 日にイタリアの国家統計局(ISTAT: National Institute of Statistics in Italy)で行われた。

この検討の目的は、ヨーロッパ実践規約の原則 1-6 と 15 に ISTAT を遵守している程度を検討することであった、

同業者評価の間に会合に出席した人には、前もって、背景と訪問の目的、およびガイドラインに含まれている標準的質問に関する情報を受け取った。外部のパートナーは、自己評価の結果を受け取っていない。訪問の後に、ISTAT は同業者評価チームに、この同業者評価の結果を配布するための行動を既に開始していることを通知した。これは、イタリア統計制度におけるヨーロッパ統計実践規約の実施に関する ISTAT の計画の一部である。

この評価は以下との面接として行われた。すなわち、ISTAI の管理者とスタッフの代表者、統計情報の保護委員会（CPSI: Commission for the protection of statistical information）の座長、統計情報の調整委員会（COMSTAT: the Coordination Committee for Statistical Information）のメンバー、省庁、地域、市、イタリア国有銀行からの代表者、研究・科学界、および産業企業の専門団体からの代表者、との面接である。（付録 A の訪問プログラム参照）。残念にも、技術的理由で、メディアの代表者との予定された会合は中止された。メディアを代表するジャーナリストには、e メールを使って同業者評価チームから意見を求められた。

主な知見の幾つかは以下の通りである。

- 専門的独立性、データ収集の義務、秘匿性の保護を許容する堅実な法的枠組み
- ISTAT だけの資源は相対的に小さいが、これは、高度に分散化した国家統計制度、制度の単位間の分業という背景を考慮しなければならない。他方で、ISTAT がほとんどのヨーロッパ統計の生産に完全な責任を持っていることは注意すべきである。
- 困難で費用のかかる調整、これは品質次元（費用効率性、回答者負担）に幾つかの意味を持ちうる。
- 品質統計は強力であるが、より利用者向けのアプローチ、および TQM 政策がなお実施されるべきである。
- 一般的に ISTAT は、公平性と客観性との関連では適切な法的枠組みを持っている。主要な課題は、より体系的な利用者向けであり、国際社会にとってアクセス可能な（英語）の文書の開発。
- ISTAT は、広い範囲への配布政策を持っているが、データとメタデータに関連する利用者の要求により一層見合う改善が必要である。

IV オーストリア 2006 年 11 月 22-24 日

Richard Laux(座長-ONS,UK),

Hilkka Vihavainen(Statsitics Finland), Martin Harn(Eurostat)

要約

2000 年はオーストラリアの政府統計にとっては、連邦統計法の施行をもって分水嶺の年であった。これは、ヨーロッパ統計実践規約の実施に関わって以下のような主要な特徴をもつ。

- ・ 国連政府統計基本原則と一致する包括的統計原則を明確に述べ、オーストリア統計局の総管理（TQM）アプローチを埋め込んでいる。
- ・ ガバナンスの整備は、(新しく創設された)オーストリア統計局の専門的独立性と堅実な事業管理を強化するよう企画された。
- ・ ヨーロッパの規制-2003 年に成立した法律の修正の結果として、予算を削減できない一の実施を含めて、「新しい」仕事について省庁に負担を負わせる条項を伴って(こ

の時点で開始される統計を行うための) 定められた年次予算に基づいて資金を用意すること。

オーストリア統計局は、ヨーロッパの指導的国家統計局の1つにあるという抱負を反映して、野心的な機関である。それは、非常に良く管理され、治められているようにみえる。それは、品質への強く効果的に傾倒しており、仕事のすべての側面に及んでおり、近年特に効果的になった—2004年の新しい設備への移動は、現代的、十分な施設を持った組織という印象を強める助けとなった。それは、相対的には若い(そして、ますます高度な資格を持つ)労働力を有しており、それは十分に訓練され、熱心に見える。調査回答者の代表者は、データ収集事項に影響を与える機会を持っている。局とその生産物/サービスは、最近の利用者満足度調査に基づいて、利用者から良く見なされているし、メディアの批判は最小である。

オーストリア統計局は、(現在の同業者評価で取りあげられている)原則1-6と15の指標の大半で「完全に」従っている。他のすべての場合は「かなり」従っている。それはまた、事実上、すべてのEUの統計規制に従っている。これを基礎にして、それは、その戦略的抱負を達成する方向で大きく速やかな前進をとげつつある。

オーストリア(連邦)統計制度は高度に集中されている。その国家統計局、オーストリア統計局は、オーストリア内部で生産されるヨーロッパ統計の大部分に責任を持っている。それは、他の連邦統計部署と連携を持つが、それらは現在は十分は発展しておらず、あるいは体系的でない。「調整」が連邦統計法では要求されていないことは注目すべきである。

V キプロス 2006年12月13-15日

2007年2月19日

キプロス共和国統計庁(CYSTAT: Statistical Service of the Republic Cyprus)はキプロスの統計問題における真の機関である。この地位は2000年以来統計法で強く支援されている。CYSTATは強く信頼されている。これは、統計の収集、方法と配布において統計制度の独立性を支援する統計法規に基づいて、スタッフの強い倫理に支えられている。CYSTATの管理とスタッフは、法の意図の実現に成功している。これは、高いレベルの専門的独立性、データ収集の強い義務、統計的秘匿性に対する十分に発展した規則、を意味する。これはまた、CYSTATがキプロスの統計制度における強い調整を意味する。

統計の配布は、CYSTATのウェブサイトCYPRUS-Statistical Service of Cyprusを経た現代的方法で行われている。

CYSTAT は非常に優れた事業の文化を持っている。同業者評価チームは、利用者が提供される優れたレベルのサービスについて述べている多くの証拠を見出した。

高い回答率は統計の品質にとって不可欠である。CYSTAT が行う調査における回答率は、例外的に高く、通常 90%以上である。

キプロスは EU 加盟国になって以来、キプロスの統計制度は劇的に発展した。短期間のそのような変化は、CYSTAT のスタッフにとっては、真の挑戦と非常な仕事量を意味した。EU 加盟国としての最初の数年には、CYSTAT においては、分析的作業、品質作業での体系的アプローチ、そして活動の専門化の余地はわずかしかなかった。これらの見地は、今後の数年においてより高い優先度を与えられるべきである。

スタッフ数のレベルと仕事量のバランスを取り上げられるべきである。幾つかの異なる方法が試みられるべきである（3 章の原則 3）。

同業者評価チームは、キプロス（および他の小さな EU 諸国）は、ヨーロッパ原則の第一に基づいて、幾つかの EU 規制での統計報告要求について削減を受けることが許されるべきという意見を持った。

VI エストニア 2006 年 11 月 6-8 日

2006 年 12 月 22 日

要約

主な知見（国家統計局の調整役割の評価をふくめて）

- (1) 同業者評価チームは、エストニア統計局のパフォーマンスと専門性について非常に良い印象を持った。これは局が、特に近代的独立国のニーズに対応して自らを再構成するためにわずか 15 年前に作業を出発させなければならなかったかなり若い機関であるという点から見ると、大きな達成である。ヨーロッパ統計プログラム、古い加盟国の統計局が数 10 年間にわたって従事していた課題を、相対的に短期間にわたって管理しなければならなかった。
- (2) 同業者評価は、合意されているとおり、実践規約の一定部分に限られており、エストニア統計局の制度的環境と統計情報の配布をとりあげる。しかし、エストニアの政府統計の利用者とのインタビューと、エストニア統計局が 2006 年 9 月に行った利用者調査の結果から、規約のすべての原則に及ぶ優良な実践の指標からみて、大きな前進が非常に速やかになされていることが確認された。しかし、ある利用者は顧客のニーズを考慮に入れて、顧客により大きな焦点をあてることを見たいとのことであった。

- (3) エストニアでは2つの機関、すなわち、エストニア統計局とエストニア銀行だけが、政府統計を作成している。両機関とも非常に良く協力しあっており、その分業は法律にうたわれている。
- (4) 政府統計法に従いながら、エストニア統計局は、専門的独立性、公平性、客観性および統計的秘匿性の原則の実行を重んじながら、ヨーロッパ統計を生産し配布している。チームは、この法律のいくつかの修正を勧告したい。修正は、特に、エストニア統計局に、統計公表の時点と内容の問題で独立性を与える明白な条項を含める必要と、局の方法上の独立性とは乖離するように見うる年次計画の採用に関するある条項（すなわち、統計調査を実施する際に収集し、使用するデータのリストの承認）を削除する必要に向けてのものである。さらに、エストニア統計局長の地位と役割をめぐっても法的な明瞭性が追求されるべきである。
- (5) エストニア統計局は、データ収集義務に関する原則2には完全に従っている。行政データを使用する権利に関しても強い条項を持っている。しかし、税務データの使用に関しては、技術的ならびに組織的困難がなお存在する。政府統計が実施される過程での個人データ保護法の類 k 等に関する異なった解釈が問題を生んでおり、これは直ちに解決されるべきである。
- (6) 現在エストニア統計局が使用できる資源は、ヨーロッパ統計の要求に応えるためには十分であると考えられる。しかし、エストニア統計局がますます競争的になっている労働市場環境の中で、熟練したスタッフを獲得し、維持し続けることができることを保証するためには、追加的資源が要請されるだろう。
- (7) 高い質の生産物を保証することは、エストニア統計局の主要な目的の1つである。それにもかかわらず、品質に向けた体系的枠組みを導入し、そういった枠組みの中に多くの既存の品質手段を含めることが計画されている。
- (8) 一般の利用者は、エストニア統計局が生産している統計情報へのアクセス可能性と明瞭性に関しては肯定的意見を持っている。標準化されたメタデータの計画的導入と電子的配布の一層の発展が、現在の状況を大きく強化するだろう。
- (9) エストニア統計局の管理者は、実践規約の遵守を一層改善するための明確な解決策を表明した。同業者評価チームは、この報告書の第7章で述べられている改善行動についての野心的なリストを論議し、完全に支持した。

VII アイルランド 2007年1月22-24日

2007年3月15日

要約

アイルランドの中央統計局（この報告書では CSO と呼ぶ）は、統計事項に関するその独立性を保証するために、Taoiseach(首相)府に付属する別個の局として1949年に設置された。1926年と1946年の統計法は、1994年まで統計の編集のための法的基礎を提供した。1993年の統計法（1993年21号）は、アイルランドの政府統計の作成と配布

に現代的な法的基礎を提供している。

同業者評価チームが抱いた印象は、CSO は公的行政組織の間では高く尊敬されており、その統計的ならびに作業的な業績は、国全体で、政府、メディアおよび利用者にとって認められているように見えるというものであった。

統計法の法的枠組みと CSO によるその実践と手続きについての提示によって、同業者評価チームは、CSO はヨーロッパ統計実践規約の原則によってガイドされていることを確信した。CSO は原則 1-6 と 15（現在の同業者評価で評価される原則）の大半の指標で「完全に」従っている。他の幾つかの場合、特に品質保証の分野で、規約の指標は、かなり対応している、あるいは部分的に対応している、である。統計生産物の現在の品質とスタッフの品質は非常に良いであったが、操作手続きの品質保証は、実施の過程にあるだけである。

統計法は、実践規約の幾多の見地において、基本的資産であると考えられている。さらに、ガバナンスの点で、それは、1986 年依頼活動してきた国家統計委員会（NSB:National Statistical Board）を設置した。委員会は戦略的な助言機関であり、CSO に対する幅広い制度的つながりにリンクしている。

アイルランドの統計制度は、中央統計局が大半の政府統計に責任を持っており、高度に集中化している。現在の CSO の戦略的計画は、NSB の統計 2003-2008 年戦略報告に導かれている。この戦略は政策立案の基礎になる証拠としての情報とデータ要求に応じるために、統計への「全システム」アプローチを発展させることに焦点を置いている。それが強調しているのは、CSO が、すべての公的システムに対して専門的統計事項に基づくガイドを提供する際に、強力な中心的役を果たす必要である。それはまた、政府統計を補足する源泉として行政データを一層取り上げることがを主張している。CSO はこの戦略を発展させ調整しつつあり、税務データや、より最近では警察による犯罪登録情報といった幾つかの領域で、すでに取り決めを行っている。

評価の会合は適切に準備され、我々はすべての関連する人々に会う機会を得た。唯一のケースであったが、事前に CSO との同意があったにもかかわらず、外部的要因によって、回答者の代表は、そのための会合に 1 人だけしか出席しなかった。

VIII フランス 2007 年 1 月 24-26 日

Adrian Redmond(座長 : CSO,Ireland),

Marc Debusschere(Statistics Belgium),Pedro Diaz Murioz(Eurostat)

要約

同業者評価の目的は、Insee(Institute National de la Statistique et des Etudes Economiques)が、ヨーロッパ統計実践規約の原則1-6と15に従っている度合いを評価することである。評価チーム-Adrian Redmond(CSO,Ireland)が座長で、Pedro Diaz Murioz(Eurostat)と Marc Debusschere(Statistics Belgium)からなる-は2007年1月24-26日にInseeを訪問した。インタビューは、Inseeとその地方事務所の管理者とスタッフ、省庁の統計部門の長、CNIS(Conseil National de l' Information Statistique)とその小委員会(利用者、生産者およびデータ提供者を代表する)のメンバー、主要な利害関係者およびメディアと行われた。

主要な知見は以下のとおりである。

- Insee は統計的問題における法的独立性を持っていないが、実践においては、専門的独立性は、その文化の強固な部分になっている。しかし、その独立性がメディアにおいてときどき疑問視されているという事実は、独立性が常に保たれてはいないという理解がある者にはあることを示している。
- フランスの統計業務においては、データ収集に関して強固な法的基礎を持ち、また行政データへの優れたアクセスを持っている。
- スタッフの数と質は、統計的要求を満たす上では十分である。財政的資源は、改善の余地を幾つか残しながらも、十分であり、新しいLOLF(Loi Organique relative aux Lois de France)法はInseeに幾つかの柔軟性を与えている。
- Insee における品質手続きは、十分に総合化された品質管理システムを使ってはいないが、高いレベルにある。最近開発された品質行動計画が目下実施中である。
- 統計的秘匿性は、国のある特殊性にもかかわらず、法律によって十分に守られており、この機関の価値としてしっかりと備わっている。企業と世帯に関して異なる扱いをふくむ二重の法的枠組みは、ある複雑さをもたらしている。
- Insee は公平性と客観性に関して優れた基準を持ち、メディアをふくめてインタビューされた利用者は、Insee とその生産物を客観的で党派的ではないと見なしていた。
- Insee は、多数の広く利用されている配布生産物を有しており、これらは利用者によって高い品質を認められている。現在は、ウェブサイト上での一連の文書を増加させることと、サイトのユーザーフレンドリネスを強化する必要がある。
- 機能と地理において高度に分散しているにもかかわらず、この統計システム、制度的にも技術的にも強く調整されている。主な調整役割は、CNIS が果たしており、このCNIS は広い義務を持っており、また、生産者、利用者および他の利害関係者の間の対話の場となっている。Insee 自体は、概念、調査、技法、分類を調整する上で重要な役割を果たしている。それは、省庁の統計部署の活動を調整し、CNIS の秘書として活動し、個人と企業のレジスターを管理し、政府統計のオンラインの窓口を維持し、フランスの政府統計システムを国際的に代表している。Insee はまた訓練とキャリア開発の中心的責任を持っている。
- 報告書で強調されている優良な実践としては、Insee が管理している十分に開発されたスタッフの異同システム、構造的事業統計の体系の根本的な再設計であるむ野心的

な RESANE(REFonte des Statistiques ANnuelles d'Entreprises)プロジェクト, および Insee と 諸省庁の統計部署が公表する政府統計へのアクセスを与える便利なウェブ入口である。

同業者評価チームの勧告を要約すると

- Insee は, 実行可能な限りで速やかに, 統計事項での法的独立性を与えられること
- Insee の統計活動をその行政的活動と分離することの実行可能性が検討されるべきであること
- Insee がその品質報告を事業統計の全体的領域に拡大するプロジェクトを終えるときに, 品質報告は, すべての世帯調査に及ぶよう更に拡大されるべきであること
- 事業と世帯のマイクロデータの扱いが非対称であること, および研究者がマイクロデータにアクセスする Insee の前提についての安全センターを創設することの実行可能性とを検討するべきであること
- 全体的な統計的秘匿性規則と手続きを説明する文書を作成し, Insee のウェブサイト上で利用可能とすること
- 政府機関と新聞への事前発表についての Insee の政策が Insee のウェブサイトでもっと容易に入手できるようにすること。

付録 6 日本統計研究所『統計研究参考資料』における「統計の品質」論のとりあげ—目次の提示

統計研究参考資料 No.61 (1999.12)

「統計の品質」をめぐる—翻訳と論文

目次

翻訳

1. Eurostat(1998) 統計の品質についての標準報告書
Eurostat/A4/Quality/98/General/Standard Report/(Proposal) 1
2. Eurostat(1998) 統計における品質の定義
Eurostat/A4/Quality/98/General/Definition 16
3. Eurostat(1998) 統計の品質に関する用語説明
Eurostat/A4/Quality/98/General/Glossary 24
4. Raoul Depoutot(1998) 統計規範の品質 33
5. Eurostat, Sub-Group(1998) 規範の品質：最終報告 42
6. Raoul Depoutot(1998) 国際統計機関の統計生産物の品質 68

論文

7. 伊藤陽一(1999) 統計の品質 (統計の真実性と関連諸要因)
—最近の国際的論議を参考に— 80

訳者 (執筆者) あとがき 96

統計研究参考資料 No.79 (2002.9)

「統計の品質」をめぐって—翻訳(2)

目次

翻訳—(伊藤陽一:1, 3, 4, 5, 6 千葉敦史:2, 8, 9)

IMFの「データ品質参考文献」サイト

1. データ品質参考文献サイト 1
2. C.S.Carson and C.Liuksila (2001), データの品質評価の枠組みに
向けての更なる諸手段 10

政府統計の品質に関する国際会議(2001年5月)から

3. LEG (2001), 品質に関するリーダーシップ・グループからの要約報告 30
4. M.Haworth, M.Bergdahl, M.Booleman, T.Jones and M.Madaleno (2001),
ヨーロッパ統計システムのための品質枠組みの章 60
5. L.Japac (2001), 国家統計機関における品質実践の調査 72
6. M.Bergdahl, M.Booleman, R.v.Brakel and W.Grudewald (2001),
異なる品質管理メインフレームの相互関係 80
7. Q2001会議報告一覧 88

その他から

8. J.Charlton and S.Bailey (2001), データの品質を向上させる
最良の方法とノウハウの分かち合い 95
9. W.Bier and H.Ahnert (2001), 速報性と正確性の間のトレードオフ 116

論文

10. 伊藤陽一(2000)「『統計の品質』論と統計制度の品質をめぐって」
(経済統計学会第44回全国総会配布論文) 123
11. 伊藤陽一(2001)「統計の品質に関する総合的な枠組みの提示—政府
統計における品質に関する国際会議(The International Conference
on Quality in Official Statistics)—ストックホルム,2001年5月14~15日—」
(『統計学』No.80) 137
12. 訳者解説 140

統計の品質(3): 国際機関の統計の品質—Q2004サテライト会議を中心に—

目次

翻訳

1	国連統計部提供(2004)統計活動の調整委員会 国際機関のデータ品質に関するQ2004サテライト会議への追加 ドイツ、ウイスバーデン。2004年5月27-28日	1
2	Ivo Havinga, Gisele Kamanou, Stefan Schweinfest, Willem de Vries (国連統計部) 品質問題に挑む—国際政府統計のため品質枠組みに向けて	10
3	Enrico Giovannini and Denis Ward – Statistics Directorate, OECD OECD 統計の品質枠組みを整える	35
4	Haishan Fu, Human Development Report Office, UNDP データの不一致、統計の信用性、および人間開発報告	49
5	Neil Fantom, Development Data Group, World Bank MDG指標との関連で国際統計システムについてのPARIS21の研究「ミレニアム 開発目標の監視:現在の弱点と可能な改善」を紹介する	59
6	Enrico Giovannini, OECD主任統計官 国際統計の品質を改善するための国際機関の共通戦略に向けて	69
論文		
7	伊藤陽一(2005) 国際統計(機関)における統計の品質論について	93
	訳者あとがき	127

統計の品質(4): 翻訳と論文
—IMF・品質サイトと Q2004 を中心に—

目次

第 I 部 国際通貨基金(IMF)によるデータ品質に関する参考サイト(翻訳)

1. データ品質に関する参考サイト	1
-------------------	---

第 II 部 Q2004 提出論文(翻訳)

2. Johann Hahlen (ドイツ統計局長) 歓迎挨拶	23
3. Pedro Díaz Muñoz (Eurostat 部長) 歓迎挨拶	25
4. Svante Öberg (スウェーデン統計局長) 欧州統計システムにおける品質の課題	29
5. Johanna Laiho (フィンランド統計局)・Anja Nimmergut (ドイツ統計局) データ品質管理のために自己評価を使う—DESAP の経験	43
6. Håkan Lindén (欧州委員会)・Haralambos Papageorgiou (ギリシャ大学) 標準品質指標	61
7. Martin Karlberg and Laurent Probst (Eurostat) 品質への道—ESS における品質に関する LEG 勧告の実行—	87
8. 付録: Q2004 報告一覧	117

第 III 部 研究論文

9. 水野谷武志 (2005) 国際的な統計改革と統計品質論	133
-----------------------------------	-----

訳者(執筆者)あとがき	159
-------------	-----

<第二部>

パネルディスカッション

「統計における官学連携」

司会 森 博美

パネリスト

竹内 啓(東京大学名誉教授)

松田芳郎(青森公立大学)

菊地 進(立教大学)

予定討論者

清水雅彦(慶応義塾大学)、永山貞則(元早稲田大学)

溝口敏行(広島経済大学)、美添泰人(青山学院大学)

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
DIVISION OF THE PHYSICAL SCIENCES
DEPARTMENT OF CHEMISTRY

MEMORANDUM FOR THE RECORD

DATE: 1964-11-10

TO: [Name]

FROM: [Name]

[Faint, illegible text body]

統計における官学連携

司会 森 博美（法政大学日本統計研究所）

1. パネリストによる報告

パネリスト

竹内 啓（東京大学名誉教授）

松田芳郎（青森県立大学教授）

菊地 進（立教大学教授）

〔司会〕皆様よくご存知のように、わが国では、諸外国の統計制度の現状や新たな展開を紹介するものとして、通称<赤本>と呼ばれる『諸外国における統計の制度と運営』が、行政管理庁統計基準部時代から今日まで貴重な情報提供を行ってきています。私ども日本統計研究所研究所では、この赤本などで行われている情報提供のいわば周辺部分を多少なりとも埋められるような制度研究をこれまで一貫して行ってまいりました。そのような仕事を行ってきた中から何となく見えてきたのは、海外の多くの諸国では、学と官との間にかなり良好な関係が構築されているのではないかとということです。そこでは、官も学もそれぞれの立場を認め合いながら、お互いに活かしあっているという、そういった関係が作り上げられているように思われます。

ところで、わが国の場合、どうも全体的に学は官によってあまり信用されていないようです。昨年度、統計制度改革検討委員会での議論の中でも、官と学との間の連携の仕組み構築の必要性が取り上げられ、委員会の最終報告にもそのことは盛り込まれていたように記憶しております。この点で、本日のテーマであります「統計における官学連携」というのは、時宜に合ったテーマであると同時に、私どもの研究所がこれまで統計制度研究を中心に研究活動を行ってきたことから、意味のあるテーマ設定ではないかと主催者側では考えております。これからの議論を一つの契機とすることで、今後、統計関連の各学会でもその構築に向けて、学会内での研究体制や研究組織、さらには連携の内容や形態といったこと等を巡って活発な議論が開始されることを期待している次第です。その意味では、本日の討論は、そのためのkick off的なものであると企画者としては考えております。

本日は、3名の先生方にパネリストとしてお出でいただきました。改めてご紹介するまでもないとは存じますが、竹内先生は長く統計審議会委員としてわが国の政府統計の発展に第一線で活躍してこられ、前統計審議会議長でもございます。また、松田先生も同じく統計審議会に長く関わってこられ、特に内外の統計事情にも詳しく、多少辛口的な表現も含め、折々にわが国の政府統計に対して常にインパクトのある発言を行ってこられた方です。菊地先生は、私も所属しておりますが、経済統計学会の中で特に政府統計に強い関心をお持ちの方で、昨年度、学会内に政府統計研究部会という研究グループを立ち上げる際に中心的に活動され、現在もその部会長をしておられ、どうすれば学と官とが相互にとって意

味のある関係を築くことができるかということに関心をお持ちの方です。

パネリストの先生方は、恐らくこのテーマに関連してご報告されたい事柄を山ほどお持ちだと思われま。ただ、本日のセッションでは予定討論者の先生方、さらには本日も参加いただいたフロアの方々からもできるだけ多くのご発言をいただくことが出来るように、パネリストの先生方の報告時間を、敢えてお一人当たり15分に限定させていただきました。お話切れなかった部分については、最後に、討議で出された質問等への回答を含めて補足いただければと考えております。

それでは、竹内先生からご報告をお願いします。

<竹内報告>

竹内です。統計における官学連携という話ですが、私は大変結構なことだと思っています。私自身、申し訳ないのですが、統計審議会の委員になる以前は、あまり官の統計のことは知りませんで数学みたいなことばかりやっていた。統計審議会の委員になってからいろいろ勉強して大変面白いと関心を持った次第です。11年ぐらい統計審議会の委員をしたのですが、その任期が終り辞めて、それから別のことに関心が移り、しばらくまた政府統計のことにあまり関心を持っていなかったわけです。それからもう一度引っ張り出されて、4年間統計審議会の会長をやらせていただきました。それでまたこれは重要だと再認識したわけです。何だか私自身が on and offみたいで、申し訳ないと思っています。だんだんと統計における官学の提携というのが重要であると感じるようになりました。私としてはもちろん、学から官へという枠組みでお話したいと思っています。

学から官庁統計あるいは政府統計への関わり方については、簡単に言えば三つぐらいのタイプがある。一つは、消費者あるいは統計の利用者としての関わり方がある。その場合に、いろいろな実証分析などを手がけるときにももちろん統計を使うわけで、利用者として統計のお世話になるわけです。そうすると、この消費者としての立場から政府統計に対していろいろと注文をつけるという話が起こってまいります。これはこれで統計を有意義に使うために結構なことなのですけれども、私が統計審議会委員をやっていた時なども、それはそれとして良いとしてもそれだけでは困る面もございます。時々、いろいろな注文をおつけになる学者の方がお出でになり、統計というのは政府と国民のためにあるのでありあなたが論文を書かれるためにあるのではない、と言いたくなることもあります。つまり、論文が出来るのは結構ですが、先生方が論文をお書きになったり学位をおとりになったり本をお出しになるために政府はお金を使って統計を作る必要はあるのかということになります。それで単に利用者の立場から、自分がこういった統計が欲しいからという観点だけで言うのは如何なものかと思うこともあります。

それから、消費者の立場と少し似ているのですが、もう一つ、批評家としての関わり方があります。いろいろと官庁統計について、高踏的な批判をする。昔ははやっていた、特にマルクス主義の立場から、日本の政府統計はブルジョア統計だからだめであるという論評を加えるというのがそれです。そういう話は昔話で、中村隆英先生などはご存知ですが、若い方はご存じないかもしれません。それはどうでもいいですが、最近では別の方から流行っています。アメリカの何とかいう学者が日本の統計はだめだと言っている、といっ

て批判したつもりになっている。これも困ったもので、ご自分でここがだめだということが分かって言っているのなら良いけれども、アメリカの誰かがそう言っているからだめで、アメリカの統計はこういう方式で、日本の方式はそれと違うからいけないといったそういう高踏的なことを言う人がいて、いわば頭ごなしに批判する。それが日経新聞に出たりすることがあり困ります。

私はだんだん生産者側に同情的になってきていて、これはまた伝統的な立場の方たちから批判されることになるかもしれませんが、もう少し生産面で統計を作る対場に立って統計学を語る必要があるのではないか、あるいはそれを非常に積極的にやる必要があるのではないかということを感じています。それは別に何も政府統計を弁護せよとかあるいは統計族になれとか御用学者になれと言っているわけではなく、実際に現実の社会の中で、どういうふうにすればより良い統計を作っていけばいいのかという立場から関わっていくことが非常に大事ではないかということです。それで、先ほど統計の品質についてのお話がありました。その中で一番大事なことは、いかにして最も relevant な統計を、しかも信頼できる統計を作っていくかということが一番大事なことだと思います。つまりそれは場合によったら、現に存在する統計についてだけではなくて、まだない統計についてそれがぜひ必要であるというようなことを考えることをもちろん含んでいるわけです。統計体系がどうあるべきであるか、そういった中で信頼できる統計を作るにはどうすれば良いのかといったことをやはり学者として、統計研究者としての立場から真面目に考える必要があるというのが第二点です。

それからもう一つは、先ほど伊藤さんも触れられたような統計の品質の問題です。現在の日本の統計の品質についていろいろと吟味して、批判すべきところは批判して、それから改善の道があればそれを提案するということが望ましいと考えます。そういうことに関して、やはり統計をいかに作って、それをいかにまとめて発表するかということを含めて統計のあり方をいろいろと議論するという点について、もっと学の側からも関心を持ってもらっているいろいろと議論する必要がある。

最近、ここ数年、いろいろと統計のあり方に関する議論が急に起きてきて、政府の方でも経済財政諮問会議の中に統計に関する委員会が出来たり、またその後、政府の方で統計法の改正に向けての取り組みが行われたり、統計審議会に代わり統計委員会が発足するといったようないろいろなことが現在進行中であります。私はそれ自身は大変結構なことだと思っているのですが、どうして急にそうなったのかなと思議に思わないわけでもありません。そう申しますのは何故かといえば、小泉改革をはじめ世の中総じて改革ばかりでして、もし小泉改革の延長線上にこの統計改革が出てきたら、相当大変なことになりそうだと内心危惧していたのですが、先ほど伊藤さんが困ると言われていた統計の民間開放もその一つです。私は民間開放を全部否定は出来ないと考えています。現在の状況の下では、ある場合には業務の一部を民間業者に委託することは、今後ある程度やむをえないことだと思っています。その場合にも、それをきちっとしてやるべきだと思いますが、開放ということはやはりおかし。統計というものは、頭から民間にやらせるべき性格ものではないという気がします。そういうことについても、しっかりとした理論的な武装をすることも統計に関心を持つ学者側の義務ではないかと私は考えています。それでも、いかにして統計のコストを削減するか、いかにして民間に業務を委託するか、抵抗勢力を排除して統

計局なんか廃止して民营化するかといったような方向に議論が行かなかったのは大変結構だと思うのですが、そういう方向に議論が展開する危険性が全くなかったわけでもない。なぜかまともな方向に議論が行ってしまったなど不思議に思っているのですが、その中で私などもいろいろと議論に関わらせていただくことがあって、いろいろな先生方と討論しましたし、日本学術会議などでもいろいろやっておられました。これは、そういう点からすれば、学の官への関与ということになります。その点では、統計学を専攻しておられる方々がもっと政府統計にもっと関わる関わり方が深くなるきっかけが最近出来てきたのではないかということで、それは大変いいことです。

ただ、ものごとはまだ始まりであり、今後どうなるかということが大切です。基本計画というものを今後きちんと作ることになりました。これは統計審議会の折にもかつて統計委員会の折にも「中長期構想」ということで森口先生が会長であった時と中村先生が会長をしておられた時に二回にわたって出されました。実は森口先生が提案された時、もともとは「中長期計画」という言葉でした。ところが、「計画」というものを審議会が提案するのはおこがましい、つまり「計画」という言葉を使ってはならないということでやむを得ず「構想」ということに変更したのですが、しかし事実上は「中長期計画」にかなり近いものが出来たと思います。それは、その時に関わられた審議会委員の方々の努力で出来たのです。その「中長期構想」は、その後、中村先生時に「新中長期構想」が出来た。それで、「基本構想」は今度、「基本計画」という形でもっと正式にやれることになったわけで、大変結構なことです。ついでに申し上げますと、審議会は私が会長の時にそういうことは一切やってはならないことになってしまった。その前まではそれをやってもよかったのですが、私の時に「法施行型」の審議会に変わってしまい、それを一切やってはいけないことになってしまった。行政改革によって審議会が縮小され、伝統ある経済審議会などはなくなってしまいました。統計審議会も危うくなくなるところだったのですが、何とか形だけは残してやろうということで、一切そういう「計画」などを作ってはならないとなった。ところが幸いにして今回、統計委員会として名前も変わるようですが、そこで「基本計画」というものも議論できるようになった。

ということで、これは大変結構なことですが、長期計画の作成は基本的に政府がやることですが、それに際しては、皆さん学会の方々も大いに関心を持って頂きたいと思います。「基本計画」の決定は政府が行うわけですが、その方向づけを与えるためにいろいろな研究をして提案を行っていただきたいと思っています。

統計委員会というものが出来てこれはどういうものになるのかはまだ分かりませんが、大内兵衛先生の時のような行政委員会で人事権もあるような強力な委員会には到底ならないとは思いますが、しかし審議会ではなくて委員会という名前になったら、多分少しはいろいろな権限が実質的に出てくると思います。当然、統計委員会のメンバーにも学者の方が何人かなられると思いますが、そうでない方も含めてやはり「基本計画」というものを作るということについて、いろいろと少なくとも参考になるような点について研究をして意見を述べていただきたいという気がします。

そういう意味で政府の統計制度にも関わりやすくなりますが、もう少し学界としても、制度的にそれに関われるような、少なくとも意見を言えるような仕組みを作っておいたほうがいいのではないかと思います。これが私が提案したい一つです。

それからもう一つは、学者の中で政府統計に関心を持っている人がどれだけいるかということ。私などは後から立場上それに関心を持つようになったわけですし、他の人のことをとやかく言えた義理ではありませんが、現在、統計審議会委員をやっておられる方の中で私から見ると若い世代に属する方もおられるわけですが、伺ってみると皆さん、50代の終りから60歳くらいの人ばかりです。皆さんもういいお年です。私が最初に統計審議会の委員になった時、私はその時随分中年になってから統計審議会の委員になったと思ったのですが、その時確か40歳代後半でした。ですから、もっと若い方が入ってこられないと困る。このことは皆さんにお願いしておきたい。私の目の届くような人ではなく、ここにおられる若い先生方がより若い世代から政府統計に関心を持つような研究者を育てていただきたいと私は思います。まあ、政府統計に関心を持つといっても、それで学位論文を書くとか、外国のジャーナルに投稿して受理されるということはなかなか難しい。今の若い学者というのは、そういうことが唯一の出世の方向だと思っている人が多いようです。全員がそうとは言いませんが、そういう人がかなりいるので、なかなかそういう人を政府統計に引っ張り込むのは容易ではない。けれども少なくとも助教授くらいになって正式なポストにつくことができたら、日本の政府統計にもまともに関心を持っていただくという方向にいていただきたいと思っています。そういう研究者をわれわれは育てないと、官学協働大いにやろうとしても良く見たらみんな70歳以上だったりということになりかねません。その辺りを良く考えていただきたい。それが私からのお願いです。そろそろ持ち時間の15分が来たようですので、私からのお話はこれくらいにさせていただきますと思います。

<松田報告>

松田でございます。それでは、ご報告をさせていただきます。

実は森先生から官学連携という非常に難しい課題を与えられまして、あれこれ考えました。今、スクリーンに掲げておりますスライドに何故現職だけでなく、あえて一橋大学名誉教授というものも載せたかといいますと、一橋大学では、付置経済研究所の中の、私の古い所属機関の名称である日本経済統計文献センター（その後日本経済統計情報センターと改称し、現在は社会科学統計情報研究センターとなっています）というのに言及したかったからです。この附属施設に勤務して居りました時期に、その名称から判りますように、私は古い統計資料を集める勉強もしておりました。それで、多少、統計調査の制度的な側面を研究したといえるかと存じます。その関係で、先ほど中村隆英先生がご報告されたような話についてもいろいろと勉強する機会がありました。今日は、そのようなわけで少し古い話をさせていただこうと思っています。

ポイントは、官学協同という時に、日本の常識と国際常識とは多少乖離しているのではないだろうかということです。欧米では、統計学の世界と統計行政の間の距離はもう少し近いのではないかと思います。ただ、明治のわが国の統計の創世期を見ますと、そのところは少し違うようである。その乖離したり、近かったりといろいろな状態で、必ずしも一様ではない。それで、今は果たしてどうなのだろうかということを考えてみたいと思います。

明治の統計の創世期には、学者と行政との間の境界というものはないようで、杉亨二が一所懸命スタチスティックと読ませる難しい字を漢字で造って導入した。また、もう少し後でその弟子の呉文聡が農商務通信規則の大改革を行って個票調査による商工統計の元祖を設計しておられた。他方、学者の世界では、社会政策学会が中心になって福田徳三教授が工場法制定のために活躍しておられた。社会政策学会はともかくとして、統計学社と東京統計協会、これは戦時中にいろいろなものが強制的に合併させられまして現在、竹内啓先生が会長をされておられます日本統計協会になったのですが、これらがそれぞれ発足した頃、各々機関誌を持っていたのです。それらを見ますと、この頃は学者と行政との距離は近かった。高岡熊雄教授は当時、北海道帝国大学農学部で勤務されてましたが、道庁に働きかけられて、札幌区勢調査（明治42年3月1日）を手がけられました。それから1920年（大正9年）に第1回国勢調査が実施されたわけですが、そのすぐ後、大正13年9月1日に関東大震災が起きました。福田徳三教授は、政府に働きかけて関東大震災時に人がどう動いたかを東京市の「震災人口調査」として11月15日に実施されました。（福田徳三『復興経済の原理及若干問題』大正13年、同文館参照）また戸田貞三、当時若い東京帝国大学文学部助教授は、統計局との関係は調べても分からなかったのですが、第1回国勢調査の時に速報集計に使用した、1000分の1抽出の個票を用いて職業分類・家族構造を分析されています。これは当時の所帯のなかにどのように非親族所帯員がいたかを明らかにしたもので、当時の家族構造を示す重要なデータとして知られています。残念ながら、その後はその様な集計はされず、第2次大戦後にならないと、家族構造の分析が出来るような集計は行われませんでした。これら二つは、学者が協力すると政府統計にとっても良いこともあるという事例になるかと思えます。

ところで、わが国で最初の国際統計協会（I S I）の東京大会が1930年に開催されるわけですが、この頃は、どうも学界と行政の世界とが少し分離していた。多分行政がかなり自分のやっていることに自信ができてきた。学者などの手を借りなくともいろいろなことが出来ると考えたのではないかと想像しています。ご存知のように、I S Iそのものは発足以来、学者と行政の双方が参加する形で行われていましたが、第1回の東京大会は、日本では学界からの参加者は非常に少数でした。中川友長は統計局勤務ですから、蛭川虎三、岡崎文規、郡菊之助、有澤広巳といったほんの一握りの統計学の先生が参加されただけで、その他の統計学者として知られていた汐見三郎も中山伊知郎も水谷一雄も森田優三もみんな蚊帳の外でした。

そういうことでは困るということで、1931年（昭和6年）に日本統計学会が作られたわけです。【表1】ところが非常に特徴的なことには、日本統計学会の第1回総会出席者の所属機関は、スライドに示したような状況【表2】になっています。これを見ますと、北海道帝国大学は農学部です。東北帝国大学からの出席者の中には、林鶴一という数学の先生が珍しく入ってらした、東京帝国大学では地震研究所の寺田寅彦ぐらいで理工学部系は帝国大学でほとんどおられなかった。大学の会員は、その殆どが財政学とか経済学の先生が中心です。帝国大学で27人の学会員がおられましたが、大学としては商科大学系の会員が大勢おられたわけです。また、私立大学は、法政大学など一部の大学だけで、学会員はわずかでした。従って、会員の大部分は、いわゆる高等商業学校という実業学校の先生方でした。それで官庁は、14名です。この他に、大原社会問題研究所のようなところか

らの会員もおられました。結局、創立当時の数学会員名は、わずかに7名で、そのなかで統計数学の専門家は3人ぐらいと言われてます。

その頃は、統計を作成することの中身に関してもかなり関心があったということが出来ると思います。いろいろな先生方が、実際のデータを改善するための努力をされていた。財政学の汐見一郎とか労働問題の山中篤太郎といった先生方のお仕事については、皆さんも良くご存知だと思います。

ところで、第二次世界大戦の頃になってきますと、再度、学界と行政との距離が縮まってまいります。高野岩三郎教授が、先駆的な家計調査である月島家計調査をおやりになったことは皆様よくご存知だと思いますが、その後の全国的な家計調査のために川島統計局長が、戦時中、東京産業大学と名前を変えさせられていたかつての東京商科大学の杉本栄一、山田勇に家計調査の企画に協力を求められました。ですから、その頃は、ある意味で官と学とがより強く連携していたわけです。しかし、一方では、先ほど大内兵衛先生のお話が出ていましたが、多くの先生が大学から追放され窒息していた時代でした。

この時、高野岩三郎がこのままで統計が全部軍事機密としてマル秘になる。これでは将来のことが慮られるとして皆さんを説いて、第11回の日本統計学会総会で「中央統計文庫設立ニ関スル意見書」という建議をお出しになりました。(実際にこの趣意書の大部分を起草されたのは高野先生とのことですが、文章はどうも大内先生のもののように言われています)。しかし、この統計をきちっと集めて戦時中を凌ごうということは、結局、実現しませんでした。

敗戦後、これが先ほど中村隆英先生が詳細にお話になった時代です。東大の近藤康男教授であるとか森田優三教授といった学者が統計の実務の世界に局長として落下傘のように降りてきた。一方では、標本調査という新たな統計技術に基づく調査を導入しなければならないということで、農林省とか総理府統計局に、後に大学に戻られたような数理統計の専門家の先生方、奥野忠一先生、津村善郎先生、浅井晃先生という専門家が来られることになるわけです。【表3】

さて、その後、もう一度行政が力をつけて、学者の言うことに耳を傾けなくてもやって行けるというという時代が続いたわけです。

それでも、本当にそうなのかというのを考える仕組みが統計基準行政です。その中でご苦労されたのが、先ほど中村先生がおっしゃっていました統計審議会だとか、それから竹内啓先生が紹介されていた森口繁一会長の統計審議会答申『統計行政の中長期構想』とか中村隆英会長のおまとめになった答申『統計行政の新中長期構想』です。ところで、行政は本当に学を尊重する気があるのか、これは先ほど森博美先生が統計法の改正のためにいろいろ努力された中で苦労されたことだと思います。

それで欧米の動向はどうなっているかを少し古いところから思い起こしてみると、イギリスではJ. M. ケインズ (Keynes) がR. ストーン(Stone)を統計局に送り込んで、国民経済勘定の整備をさせた。戦後ですと、アメリカの場合には、R. ラグルス(Ruggles)がイェール大学と兼務のような形で、センサス局で現在のマイクロ・マクロ・リンケージ統計の発展のための様々なプロジェクトをこころみた。ティンバーゲン(Tinbergen)がオランダに居たことは皆様よくご存知のことですし、先ほどの伊藤陽一先生の報告にもありましたように、マランボウ(Malinvaud)はINSSEEを指導した。また、インドではマハラビ

ノス(Mahalanobis)のような学者が、政府は頼りにならないということで、私財を投じて National Sample Survey Institute というのを設立するわけです。

問題は、竹内啓先生もおっしゃっていましたが、次の世代に一体何を残すことが出来るのだろうかということだと思います。官と学との調和というのは、果たして可能なのか。その問題を考える時に、やはり統計行政というのは一般の行政とは違う側面があるであろう、その部分をやはり考えてみる必要があるのではないか。伊藤陽一先生の基調報告の中で、一般行政からの独立というのが国際的な標準になりつつあるというお話がありましたが、それに照らして果たして日本はどのようなのだろうか。

一方では、行政からの独立を過度に強調すると社会の変動に即時的に対応するというのが難しくなる。先ほどお話しました東京商科大学と戦後の一橋大学との落差に関して申しますと、阪神淡路大震災の時に丁度私は統計審議会の委員の一人でしたが、その時の国勢調査の調査票の印刷に間に合う時期でしたので、地震の時の現住地情報を調査事項に加える調査票の変更を提案しました。もしこれを調査できれば、地震に伴う人口の流動を把握することが出来たはずですが、公式に統計審議会の議題に上る前に、これについて考えてみられないかと当時の統計局の責任者にいろいろと交渉致しました。そういうことは、この時点では、出来ないといつてにべもなく断られました。それで、これが統計審議会の統計行政に対する発言力の限界だと認識したわけです。東京商科大学の福田徳三教授は、きちんと関東大震災の後で、震災後の人口の流出に関しての調査を実行するように働きかけて実現できた。この落差は、どうしようもないというのが、私の率直な感想でございます。この次にはこのようなことがないように、有事には対応できるようにというのが、本日の私の話のポイントでございます。

表 1. 日本統計学会の発足：1937年設立の発起人

蜷川虎三、財部静治、汐見三郎 京都帝国大学
有沢廣巳 東京帝国大学
中山伊知郎、藤本幸太郎 東京商科大学
水谷一雄 柴田銀次郎 神戸商業大学
宗藤桂三 同志社大学
小林 新 早稲田大学
郡 菊之助 名古屋高等商業学校
森田優三 横浜高等商業学校
中川友長 内閣統計局

(出典) 森田優三『統計遍歴私記』(日本評論社、1980)

表 2. 会員所属機関別分布 (発足総会・第 1 回)

帝国大学	25	京城高等商業学校	1
北海道帝国大学	2	大倉高等商業学校	1
東北帝国大学	2	関西学院高等商業部	4
東京帝国大学	8	県立神戸高等商業学校	1
京都帝国大学	11	横浜商業専門学校	2
九州帝国大学	1	東京高等蚕糸学校	1
京城帝国大学	1	横浜高等工業学校	1
商科大学	23	官公庁	15
東京商科大学	7	内閣統計局	7
神戸商業大学	7	簡易保険局	1
大阪商科大学	9	資源局	1
私立大学	9	農林省統計課	1
早稲田大学	4	北海道庁長官官房	1
慶應義塾大学	1	千葉県学務部	1
法政大学	1	東京市役所統計課	1
同志社大学	3	大阪市役所	2
高等商業学校等	28	各種研究所等	9
小樽高等商業学校	2	大原社会問題研究所	3 (高野・森戸・大林)
福島高等商業学校	1	倉敷労働科学研究所	1
横浜高等商業学校	2	汐見理化学研究所	1 (小倉金之助)
彦根高等商業学校	1	三菱合資会社	1
名古屋高等商業学校	3	協調会	1
和歌山高等商業学校	2	東京市政調査会	1
高岡高等商業学校	1	所屬不明 (権田保之助)	1
松山高等商業学校	1	合計	117
山口高等商業学校	1	組織会員	2
高松高等商業学校	1	大阪商科大学研究所	
長崎高等商業学校	1	柳沢統計研究所	(柳沢保恵)
大分高等商業学校	1		

[注] 『日本統計学会年報』第 1 年所収の昭和 7 年 1 月末の会員名簿から作成。

表 3 : 官学の交流年表抄 (本表は報告時のスライドに手を入れたものである)

明治の統計創生期：学者と行政の境界が定かでない。

杉 亨二 太政官政表課に勤務>共立統計学社を作り統計学の導入を試みた。

呉 文総 (杉の弟子) 農商務省農務通信規則を發展させた*。

* 会社票、工場票を明治 27 年改正で導入。個票調査の全国的規模の最初。

学者の協力期

工場法制定 = 社会政策学会・・・福田徳三 (明治 7 年—昭和 5 年)

・ 社会政策学会： 福田徳三の活躍の場

・ 統計学社 (明治 9 年=1976 年)【「統計学雑誌」刊】

・ 東京統計協会 (明治 11 年=1978 年)【「統計集誌」刊】・・・第 2 次大戦時に

合併：日本統計協会【「統計」(現在)】

国勢調査創生期：学者の提起：官学一致期

各種市勢調査等を経て、大正 9 年国勢調査が実施・この年中央統計委員会創設*

この間多くの統計学関係学者の協力があつた。

* 背景：「統計の進歩改善に関する件」大正 5 年 5 月 10 日内閣訓令第 1 号

高岡熊夫 札幌区勢調査 = 北海道帝国大学農学部教授

福田徳三 東京市、[関東大] 震災人口調査 = 東京商科大学教授

戸田貞三 第 1 回国勢調査職業分類を設計

(自分の社会学者としての関心で家族構造分析)

内閣統計局囑託? = 東京帝国大学文学部助教授

高野岩三郎 月島家計調査>大正 15 年家計調査 = 東京帝国大学教授

国際統計協会東京大会：乖離の時代>行政が自信をつけた時期

第 19 回大会昭和 5 (1930 年)：他の諸国と異なり、政府の統計関係者だけ参加

学者の参加：少数 (蟻川虎三、岡崎文規、中川友長、郡菊之助、有沢広巳)

日本統計学会の発足：昭和 7 = 1937 年設立

官と学の交流の活発化

汐見三郎 税務統計を通じて所得分布の研究 = 京都帝国大学経済学部教授

上田貞次郎・山中篤太郎 工場統計・労働統計 = 東京商科大学教授

第 2 次世界大戦期

第 11 回の日本統計学会総会：「中央統計文庫設立ニ関スル意見書」(建議)*

*高野岩三郎の問題提起

杉本栄一・山田勇 家計調査の改定計画＝東京産業大学
川島統計局長の依頼

第2次世界大戦後：統計改革と官学一致：標本調査の導入期

森田優三 総理府統計局長＝横浜高等商業教授

近藤康男 農林省統計局長＝東京帝国大学教授

他にも多くの統計学者が行政の長に就任

標本調査の導入期の官庁統計研究者とその後の大学への転出

奥野忠一 農林省＞東京大学教授、

津村善郎 農林省、

浅井 晃 総理府統計局＞千葉大学教授

<菊地報告>

立教大学の菊地でございます。よろしくお願ひ申し上げます。まずは、日本統計研究所の大内賞受賞、心よりお慶び申し上げます。

統計研究所には、私が所属しております経済統計学会の本部事務局がおかれておりまして、その面で常日頃大変お世話になっております。その御礼の意味を込めまして、本日の報告テーマに入る前に、経済統計学会のことについて少し触れさせていただきます。

経済統計学会、当時は経済統計研究会という名称でしたが、社会科学としての統計学を研究目的として1953年に創立され、1955年に『統計学』を創刊しています。1975年に創刊20周年記念号を刊行し、その後、ほぼ10年毎にその間の学会活動を総括するものとして記念号を出しております。昨年出しました50周年記念号では、私が編集委員長を務めましたが、そこでは従来の記念号とやや編集方針を変え、21世紀に出す最初の記念号ということで、現在の統計あるいは統計学が直面する課題についてジャンル別に展望論文を書いてもらい、特にどのような点について今後われわれの研究の重点を置くべきであるかを積極的に問題提起してもらいました。

また、経済統計学会では政府統計の研究にこれまで以上に積極的に取り組むということから、学会員以外で本日の会にご出席の松田先生、舟岡先生、清水先生といったわが国の政府統計に深く関わってこられている先生方、さらには官庁で統計を企画、作成されておられる方々をお招きしていろいろとお話を伺い、勉強させていただいております。

さて、本題の統計における官学連携というテーマですが、本日はまさにそれを牽引しておられる先生方が多数ご出席ですので、私から何かを申し上げる点などほとんどないわけでございますが、テーマを「統計における官学連携」から「官学公連携」という具合に少

し広げさせていただいて、むしろ先生方をお願いをするという視点からお話をさせていただければと思います。

2月13日に統計法改正案が国会に出され、衆院での審議に入っておりますが、これがゴールということではなく、問題はこれからなのであると思います。上程された統計法では、公的統計の整備に関する基本計画の問題、統計委員会の問題、行政記録の活用等さまざまな触れられていますが、その実効性は、統計への国民の関心、理解がどうなるかによって大きく変わってくるのではないかと思います。また、統計への国民の理解はほうっておいて身につくものではないように思います。では、どうすべきか。そのポイントの一つは、地方での統計の利活用ではないかと思います。

行政記録の活用や民間委託が進められるといっても、地方自治体による実査の部分は残るわけでありまして、その状況は直ちには変えられないと思います。そのことを前提して考えますと、社会の情報基盤として統計が使われるためには、地方自治体が統計の実査を担うというだけでなく、それを活用する最大の部隊とならなければならないと思います。それが統計の役割を国民に浸透させていく基本のルートであるように思います。統計充実を目指す側で、そうした戦略戦術が明確になっているかどうかの問題になってくると思います。

これまで地方自治体の統計課は総務部に置かれ、大変地味な部署であったように思います。それがこのところかなり変わってきているように思います。まだ変わっていない地域もありますが、基本的な方向としては企画政策部におかれるようになってきている。実査を担いながらも、機敏に各部署へ統計情報を提供しなければならなくなってきている。

実査を超える独自の活動部分として、県民経済計算の作成、地域IO表の作成、景気動向指数の作成、地域統計情報の提供がありますが、それをさらに超え、地域経済動向分析を公開型の政策会議・景気会議で報告するようになってきている。すなわち、表舞台での役割を求めるケースが出てきています。これは大変大事なことでありたいと思います。

統計課にスポットライトが当てられないで、国民の統計に対する理解が進むはずがないわけでありまして。統計課を政策企画部に移し、PDCAサイクルの担い手として明確に位置づけ、活躍の表舞台を用意する。こうしたことを全国的に進めるということは決して不可能ではないように思います。

しかし、そうはいっても統計専門の職員が不足しており、頻繁な人事異動もあり、それをどうするかという問題があります。これはもうあきらめるしかありません。どうあきらめるか。簡単です。みんなが統計を使えるようにならなければならないと割り切っていたくことではないでしょうか。全員統計力の時代であるということです。

異動で統計課の実査担当についたならば、統計の癖を知るいい機会と考える。キャリアアップの大事なステップと考える。そのように割り切って仕事をしたら、次の部署に行ってから関係する政策課題を考えていく上で、統計の独自利用ができ、市民に示せる問題提

起ができたので、統計課を経験してよかったという話を聞いたことがあります。学生時代に統計学とはまったく無縁だったという方の話です。こういうものの考え方が全国的に広まっていった欲しいなと思います。

しかし、全員統計力の時代といっても、統計加工や統計分析において専門知識の必要なこともあります。統計課の人数が減少傾向の中でその役割の増大に応えていくには、方法はひとつしかないように思います。学との連携です。各地に統計学の研究者が必ずいます。もっと協力し合ってよい。そのことによって、研究者の問題意識もより豊富化されるように思います。

行政の方は、大学の研究者と連携するには予算を用意しなければならないと思い、シュリンクしてしまいます。しかし、大学へは第三のミッションとして地域貢献・社会貢献が課されており、いろいろな形で研究費の捻出が可能となっているように思います。その一部を統計における連携に役立てることは十分可能ではないかと思えます。

その上で地方自治体に望みたいのは、地域の抱える諸課題・諸論点を、統計を使って捉え、市民と共有できるようにすることです。三鷹を考える論点データ集などは大変参考になる。市の全課の職員が協力して作成しています。統計を使って、市の抱えるさまざまな問題について市民の共通理解を得ようとしています。

統計系の位置づけを大きく変えたという三鷹市での取り組みは ESTRELA ですすでに 2004 年に報告されています。三鷹市は地域コミュニティ作りで有名で、そちらのほうには引きもきらずヒアリングが入っています。あまりに多くて、整理券を出しているということですが、統計係りの方へはヒアリングはまったくないということです。先月 7~8 人でお邪魔したのですが、聞きにこられたのは初めてですよということでした。統計の世界、これではいけないのではないのでしょうか。良い取り組みについては、貪欲に吸収しようとする、そんな雰囲気のみなぎってくるのでなければならぬように思います。

そうした方向に切り替えるためにも、学との連携がやはり模索されるべきではなかろうかと思えます。統計法改正以降、統計の基本計画策定に向けた取り組みが始まっていくと思えますが、そうした計画が社会の支持を得て、国民の統計への認識をいっそう深めていくためにも、地域での統計利用が常にセットで考えられていくのでなければならぬ。そして、そのためにも地域における統計活用をめぐる学との連携が大事なポイントになる。その意味で今必要な「統計における官学連携」とは、中央から地方までの重層的な官学連携でなければならぬだろうと思えます。すなわち「統計における官学公の連携」であろうと思えます。

私からはお願いという意味をこめて、以上の点を強調させていただきたいと思えます。

2. 予定討論

予定討論者

清水雅彦（慶応義塾大学教授）

永山貞則（元早稲田大学教授）

溝口敏行（広島経済大学教授）

美添泰人（青山学院大学教授）

〔司会〕以上のパネリストの先生方からのご報告に引き続いて、予定討論者の先生方からご発言をいただきたいと思ひます。本日は、清水先生、永山先生、溝口先生、そして美添先生という4名の先生方に予定討論をお願い致しました。4名の先生方は、いずれも統計学者として所属しておられる日本統計学会等で中心にご活躍されておられるとともに、官との関係においても現職の統計審議会長あるいは審議会委員、また以前に統計審議会委員さらには審議会長経験者、あるいは元統計局長として官における統計を文字通り牽引しておいでの方でございます。

本日は、そのようなこれまでのご経験を踏まえつつ、統計における官と学との連携ということでご発言をお願いしたいと思ひます。なお、先生方には、先ほどのパネリストの先生方のご報告に対するコメントというよりもむしろ、ご自身が普段からお考えの連携の内容あるいは今後の連携の在り方など広い視野からのご意見をいただき、パネリストの先生方、さらにはこの後フロアから頂戴するご発言と合わせて、今後、統計関連の諸学会で官との連携の在り方を具体的に検討する際の出発となるような論点の提供をお願いしたいと思ひます。

持ち時間各10分ということで恐らくお話になりたい内容あるいは私どもがお伺いしたい事柄を尽くすことは到底無理ではないかとは存じますが、宜しくご協力をお願いしたいと思ひます。それでは、五十音順に清水先生からお願いします。

<清水報告>

清水でございます。今日、このようなディスカッションが行われることについては、相当前に森先生からお知らせいただけてはいました。ただ、非常に簡単な説明書きのメールを下さっただけで、一体何がなされるのか全く見当がつかないままに、私ども討論者として予定されている者は何を題材にして討論したら良いのか、今日初めてパネリストの先生方のご報告をお聞きして考えたことであります。従って、私などは十分整理が出来ておりませんが、お三人、とりわけ竹内先生、松田先生のお話につきましてはこれまでも伺っていたことであり、多少私も同じ思いをしているものですから、まともな討論が出来るかどうか大変危うく思ひます。菊地先生の話も大変興味深くて、お二人の先生とは多少違った

視点から捉えられておられたということで、この点についてももしも時間がありましたら、あとの討論の場で発言させていただきたいと思っています。

さて、ところで、先ほど松田先生に歴史的な経緯の中で、ここで連携の対象になっている官と学との乖離を日本の常識と国際的な常識との乖離という形に置き換えて、日本の中での統計行政および統計の作成の歴史の過程でどのような日本特有の乖離現象が生じてきたのかというお話がございました。

私が統計行政に関わるようになったのは実はごく最近の話で、現在も統計審議会委員の末席を汚しておりますけれども、その時にはすでに竹内先生からお話がありましたように、法施行型の審議会に移行しておりました。私の4年弱の短い経験から言えば、統計審議会に関わっている研究者、ここでいう学の立場から入っている人間が、どちらかと言えば統計行政の方に身を寄せて、その枠組みの中で検討するケースが大変多くなってきたのではないかと思います。これが本当に日本の統計を発展させる上で良いことなのか悪いことなのか、実はそういうことが起こる背景には、統計行政が対象とする問題の問題なのです。

実は制度設計を抜本的にやり直すとか政府統計の主要なものについてここでスクラップアンドビルドを前提にした審議を行うという前提がない限り、実は統計行政というものは一旦出来上がった統計の体系を踏襲していく。踏襲していくときに特段の問題が有るか無いかだけのチェックを統計審議会の中で、官と学との連携という形で行われているのではないかという気がしています。これは私自身の反省点でもあるのですが、そこを一步踏み越えて、何を為すべきであろうか。それが、実は統計審議会等々の審議機能をとりまく制度的な環境の変化に俟たざるを得ないであろう。その環境の変化というのが、先ほど竹内先生からもお話がありました、統計制度の改革に関わる久し振りに大きな議論が生じてきて、これが実は統計制度の抜本的な改革を目指して統計法の改正にまでつながり、いよいよこの10月から統計委員会に名を変えて始まりますが、私はこれが一つの大きなチャンスであると思います。何を以ってチャンスというかと言えば、先ほど申し上げましたように、抜本的な制度設計のやり方から考え直すのだということに関して言えば、真の意味での官と学との連携が必要になってくるであろう。

それと同時に、連携のあり方についてもここで見直しておく必要がある。学の方から加わった方々が何を代表して加わっているのかなかなか見えにくいのですが、統計行政に身を寄せることによって、学のサイドから制度設計に対して積極的な発言を行うということかと思えます。この点に関しては、伊藤先生が講演されたこととも関連しますが、幸か不幸か、日本の場合にはヨーロッパの国々のように、隣接する歴史的な過程がないままに日本の国内統計の整備に邁進してまいりました。それで、隣国との関係とか隣国の統計をわが国がどのように政策的に利用するか等々の観点がないために、国際的な原則の適用ということがなかなか出てこない。そうだとしますと、日本の場合には、国独自の統計原則というものをどこかで定めなければならない。これについては、官よりも学の方がより積極

的に関与すべきではないかと考えます。

もう一つだけ最後に申し上げておきたいことは、官と学との間の交流が一層促進されない限り、今現在、わが国の統計制度が持っている問題を解決するときに、あまり大きな進歩は期待できない。この交流という問題については、一部、松田先生などが積極的に官にあって統計の実務、統計の作成に関わっている人たちを学の世界に一時的にせよお招きして、その中で大変な議論を重ねてこられたことは私もよく承知しております。それが、もう少し大規模にわが国の政府統計全体の制度および作成に関わるところまでそのような連携が図られればいいのではないかと思います。

まだまだ申し上げたいことはありますが、一応、私の発言のポイントだけ申し上げて、この後で追加的にお話をさせていただきたいと思います。

<永山報告>

永山でございます。

今日のパネリストと討論者を見ますと、皆さん大学の先生で、官庁経験者は私一人のようですので、官の側からということで少しお話をさせていただきます。

竹内先生、松田先生、菊地先生から、官学連携についてそれぞれ大変興味あるお話を伺いました。その中で歴史的な展望のお話がありましたが、学の側から見ると、官学連携が進んでいる時は学者の言うことを官がよく聞く時であって、官が聞かない時には離れている、という感じに伺えるのです。そういう意味でいわれたわけではないでしょうが、どうもその辺が官と学との立場の違いで、多少、ニュアンスが変わってくるがあると思います。

ただ今、清水先生から統計の制度設計に関する官学連携について、かなり詳しいお話がありました。そこで私は、多少観点を変えて、統計理論と統計作成の実際とが、どう連携しているかについて、話してみたいと思います。

官と学の連携の場というのは、制度的には統計審議会の専門部会、あるいは吉川委員会とか、かつての「中長期構想」の検討会といった制度として設けられた場がございます。それとは別に、各省の内部に設けられる研究会あるいは部会という場があります。これはあまりオープンになっていないので、ご存じない方も多いかとは思いますが、かなり実質的な官と学との連携が行われているのです。

各省庁が内部に研究会を設ける目的は3つあります。一つは、新しい調査を企画する、あるいは大きな改正を行う、そういう時に学者の先生方といろいろ議論を重ねて企画が行われます。2番目は、物価指数とか国民経済計算といった加工統計、そういうものを検討するための研究会があります。新しい調査を企画するのは多くはアドホックな研究会ですが、加工統計の場合はかなり長期に継続的に行われている研究会です。それから3番目は、

統計の結果の分析あるいは利用を学者の先生方と一緒にする。これは、多くは民間団体などに委託して、外部に研究会を組織してもらってそこで研究するケースが多いかと思えます。官庁の統計担当者はなかなか最新の理論を追っている時間が少ないので、学者先生方から理論的なバックアップをしてもらい、また先生方も統計作成の実際を知るという点では、絶好の機会となっていると思えます。先ほど竹内先生から、若い先生はもっと統計の実際を知って欲しいというお話がございましたが、この研究会は、そういう役目も果たしているかと思えます。

一つの例として、物価指数研究会についてお話申し上げますと、この研究会が発足したのは昭和 20 年代のはじめです。ご存知だと思いますが、当時は統計研究会に各省が研究を委託して、指数部会とか労働部会、人口部会等々いろいろな研究部会が組織されました。そこへ大学からも官庁からも多くの若手が参加して自由な議論が行われました。今から見ればきわめて密度の高い官学連携が行われていたと思えます。その後それらの研究会は、各省に引き継がれてゆきました。ですから物価指数研究会は、指数部会から数えると 50 年以上の歴史を持っています。本日おいでの中村先生や溝口先生はじめ多くの先生方にご協力をいただいているわけです。

そういう内部の研究会では、理論的なバックアップ、物価指数の場合には、指数の理論を実際の物価指数にいかに関与させるかという細かい検討が行われます。また外部からの批判、高度経済成長時代には物価指数は低すぎるといわれるし、デフレの時には逆に指数が高すぎるといような批判に対して、やはり理論的、実際的にどう対処するかという検討もおこなわれ、指数の改善に役立ってきたと思えます。先ほど竹内先生から日経新聞の記事で米国の学者による批判の話が出ましたが、その中で日本は学者の意見を全く聞かなくて役所が勝手に物価指数を作っているというような主張がありましたが、実情は全く違います。ただ、日本は海外に対してもう少し PR しておく必要があるかと思えます。

統計審議会で検討される段階では、ある程度原案ができていますので、なかなか自由な議論というわけにはいきませんが、内部の研究会は固まる前の段階ですので、自由な実質的な検討が可能です。この研究会での討議の結果は報告書のような形で出されてはおりますが、外部からみるとやはり閉鎖的な感じはぬぐえない。また学者が一部に偏るのではないかという批判もあります。たしかに、もう少しオープンな形にしてゆく必要があるとは思いますが、それらの研究会は官学連携の場として大きな役割を果たしていることは確かです。今後、各省という枠を超えて、もう少し広い範囲の研究プロジェクトが出来て、官と学とが共同の目的で研究をする、そういう場ができてもいいのではないかと思えます。その場合、単なる議論ではなく、最終生産物の具体的な目標を掲げて、最後に成果物を出すという形で研究をしてゆけばまとまるかと思えます。

組織の問題とは別に、清水先生からお話のあった人的な交流の問題も重要と思えます。先に松田先生が、客員研究員として統計局の中に入っているいろいろご指導され成果をあげら

れましたが、今後客員研究員等いろいろな形で学者が官庁の中に入って交流の場を広げるということも非常に重要だと思います。最近ではマイクロデータの利用等と絡めて、客員の制度をもっと活用しようという方向に進んでいると思います。

パネリストや清水先生からお話のあった統計制度についての官学の連携ももちろん重要ですが、私は、理論と統計作成の実際とを結びつける実質的な官学連携を、具体的な形で進めることも極めて重要と考えております。

私の話はとりあえずこれで終わらせていただきます。

<溝口報告>

溝口でございます。

パネルディスカッションの一般的傾向かと思いますが、討論者が後になればなるほど自分が言おうと思っていたことが言われてしまいまして、新しく考え直さなくてははいけないわけです。先ほど竹内先生と松田先生から、戦前から戦後にわたる学界と官庁の統計をめぐる関わりのある方ということをお話になりましたので、それについて、若干補充をしたうえで、私の意見を加えたような形でお話をまとめてみたいと思います。

戦前につきましては松田先生のおっしゃった通りで、特にコメントはありません。大内委員会に関する議論では、一つ重要なことが落ちておりまして、大内委員会が当時、統計法を作りました時に、政治からの中立ということを非常に強く言われたことに注目する必要があります。皆様ご存知のように、欧州委員会等の統計の品質評価の中でも政治的中立があげられているわけです。この主張が、戦後の混乱期にかなり効果を持っていたことは、ここでやはり評価すべき点として付け加えておくべきであろうと思います。

その後、昭和30年代に至るまでの間は、非常に混乱期でありまして、その混乱期には、先ほど竹内先生も言われたように、「統計の階級性」をめぐるイデオロギー論争があったわけです。今から言えば、最近の消費者物価論争と同じ一種の神学論争だろうと思います。これをのりこえる過程で先ほど永山先生が追加されましたように、学界と統計作成者の間の交流が大きな役割をはたしました。当時の統計研究会の中で、やはり評価の中に加えておくべきであろうと思います。

その後、昭和30から40年にかけては、これはそれまでどちらかといえば、政府統計全般に対して批判的な側に立っておられましたマルクス主義統計学をやっておられた先生方が、緻密な統計調査の研究をされるようになりました。この結果は、当時の統計調査をやっておられました調査部局に一種の緊張感を持たせたわけです。その意味で、政府統計に対する間接的な効果としては非常に大きな効果を持っていたのではないかと思います。すなわち、政府が勝手に調査を進めるのではなく、慎重に作業が進められたという意味で、表にあらわれてはいない効果があったと私は思っております。

その当時、私は比較的若い年代で統計審議会の専門委員に入れていただいたのですが、検討委員会での指数の審議にあたって、そこではいろいろな意見を申し上げますと反論があり、たいてい潰されてしまうわけです。ところが、次の改訂時期になりますと、不思議なことにその意見が見事に反映された格好になっている。先ほど松田先生が言われた学界と作成当局との力関係で、まさに官が強かったのですが、それでも官が決して学者の言うことを無視していたわけではない。この点はやはり正当に評価してあげないと官庁側に失礼であると思いますのでこの点は是非ご理解していただきたいと思います。

さらに 1970 年代に大規模標本調査などに調査を拡大しますが、調査の設計については先ほど永山先生が言われましたように、いろいろな委員会が出来ていました。これを通じて学界の側からの意見をそれなりに反映させていただいたということで、非常にうまくいっていたのではないのでしょうか。ただ、この時期になりまして、学者側の対応の仕方がかなり変わってきたと思います。戦後初期の統計調査を取り扱っておられた学者の方々は、どちらかといえば全体の制度論とか統計体系全体を見るような人が比較的多かったのではないかと思います。

1970 年代に入ってまいりますと、個々の政府統計の分野でかなり詳細に研究された方々が官庁とお付き合いになるケースが増えてきました。一例を挙げますと慶応大学のグループは、産業連関表の作成に側面から多くの貢献をされたと理解しております。一方、先ほども話が出ておりましたが、倉林先生が作間先生などとともに、現在の国民経済計算を作っていく上で非常に大きな貢献をされました。また、最近、家計経済研究所による家計のパネル調査の発展が注目されています。これについては、予算はもちろん家計経済研究所が大変努力なさったわけですが、その企画立案については、複数の学者の方が大変深く関わっておられます。それから、先ほど永山先生が触れられましたが、松田先生を中心とする個票利用の促進について学者が関係したということがございます。

このように、多様な分野で学者が官庁に対して貢献してきたということがあります。これまで、現在実施されております統計調査に関連することでございます。このほかに多少、手前味噌になりますが、私ども一橋大学経済研究所が手掛けました仕事の中に、LTES（長期経済統計）の仕事があります。これは、官庁の統計を過去に遡って整理して行ってそれを使用可能な形に加工するという作業です。この作業は最近、統計局が肝いりで『日本統計年鑑』あるいは『帝國統計年鑑』の数字を使って長期時系列を作るという作業にもつながっています。これらは、どちらかといえば、学者がイニシアティブをとった作業の結果がこのような形となったものと思われま。

このようなことが実現されたのは、学者が努力したからということもございりますが、より大きな理由は、高度成長期に予算が比較的潤沢であったということであろうかと思えます。予算が潤沢な時期には、よく問題になります分権型と集権型のうち分権型の方がうまく機能する傾向があります。というのは、本来、各省庁が必要とする統計予算が不足した

場合別の予算項目を振り替えて調査を実施している例があるからであります。例えば、中小企業庁の予算を使って経済産業省が行っている大きな調査がありますが、そのようにして統計予算の確保には分権型が非常に便利であった。私が統計審議会の委員をやっていた時代は、このようなハッピーな状況でありました。審議会で発言すれば、何時とはなしに実現するという時代でした。

ところが、審議会の会長になった瞬間に状況が一変し、次第に統計予算に対する風当たりが強くなってきました。まず、統計調査に対する負担が大変だということで、官庁の方から嵐が吹いてきた。今度は、より強い強風がプライバシー意識ということで、民間から吹いてきた。その後でバブルが崩壊したわけです。そういうことで、一時、非常に悲観的になりました。

その時に考えたのでありますが、やはり統計というのは外部経済であるので、応援団がいなければなかなか発展していかない。その意味で私どもは、予算潤沢の時にやや自分の専門の興味だけに流れて統計全体を見ることをしなかったのではないかという反省を持っております。応援団を作るという意味では、統計を出来るだけ多くの人に利用していただくことが重要です。そういった面で見えますと、統計を一般に普及させる一つの方法は、データベースを国が作ってそれを広く開放することです。これはわが国でもかなり行われているとは思いますが、他の一部の国と比較いたしますと、データベースは各省庁の分散型になっている点に問題があります。全く素人の人がデータを得ようとした場合、分散型データベースにアクセスするにはかなり大きな努力が必要です。最近、韓国で統計庁が出来、データベースのシステムを作り直したわけですが、全ての省庁のデータベースについて、統計庁を通して非常に検索しやすくなっています。そのような努力を今後、学者も加わって是非やっていかなくてはいけないと思っています。

その他、もう一つ是非ここで希望しておきたいことは、現在の統計改革の中で行政資料の利用ということがあります。これは、統計調査を減らすという意味で大変プラスなことであり是非促進していただきたいと思いますが、行政資料を利用して何らかの統計を作ってしまった後、一般の人はただ出来上がった結果を眺めるだけということになりがちです。行政資料そのものを一般に対して公表するということは大変難しいことなのですが、これを一般の方々が出来るだけ細かいレベルで利用できるような形で加工した上で提供されることが望ましいと思います。それらの工夫は、国民へのサービスという意味で是非続けていっていただきたいと思います。

国民へのサービスの観点から一点だけ申し上げます。日本の統計で非常に優れた点は、遡及統計が非常に多い点です。国民経済計算では、現在のベースで過去への遡及が行われていますが、遡及統計の代表的なものとして、「〇〇統計何年史」というのがあります。『工業統計 50 年史』であるとか『家計調査〇年史』というものです。あの資料を組み替えることによって、過去の統計が生き返ってくる。この分野を学者がこれから担っていくのか

あるいは官庁にお願いするののかというのはありますが、この点を是非見落とさないで改革を進めていただきたいと思います。

＜美添報告＞

美添でございます。皆様方のお話を聞きながら珍しくメモを作ってなるべく重複を避けようと考えております。

まず、本日のテーマは「統計における官学連携」となっておりますが、統計という場合、民間統計も重要とは言いながら、われわれが教育、研究等で使う資料の殆どは国が作っているものです。そういう意味で大学の関係者が、必ずといってよいほどお世話になっているのが、官の作る統計ということになります。これに対して、大学関係者が何が出来るかということについては、昔から議論されております。先ほど溝口先生が紹介されましたように、いろいろな意見を表明してそれが取り入れられてきているということは従来の経緯ですが、最近の統計に関しては、利用者からの要望の水準が非常に高くなっていると思います。私が学生の頃であれば、殆どの新聞記事はいわゆるエコノミストといわれる方々が、統計の詳細には立ち入らず、出てきたものを受け入れてコメントするという時代でした。現在はそうではなくて、細かい活用の仕方やクセなどについて、さまざまな注文や疑問が表明される時代になってきています。

確かにコメントなどを見ましても、日本の統計の発表の仕方には、まだ改善の余地があるという点についてはほぼ合意が得られているようです。そういうこともあり、昨年、日本学術会議でシンポジウムが政府統計を対象として企画されて、ここにおいでの皆様方も何人かご出席いただき、声明を出しましたが、そこで座長を担当しました。

そこで意図したことは、今回の統計改革に関して側面から援護するという趣旨でしたが、結果的にこれから国会で議論されようとしている統計法の改正というところまで、当初予想した以上の成果が出そうな状況になってきました。

官が作成するという表現は余り適当でないかもしれませんが、要するに私たちが支払っている税金で国が行政のために作るという統計です。先ほど「官庁統計の基本原則」の紹介にもありましたように、基本的には国が政策を企画・立案するために必要なものですが、官庁統計は、今では政策の結果を評価するためにも使われるようになってきています。評価するために使うのは、現在の政府ではなく5年後、10年後の政府であるわけです。これはある意味では、他人になります。さらに広げると、その時代の国民も使うわけですし、われわれも国民の一人ですが、全ての国民が使えるような形で統計を提供しようというのが国際的な理解であり、それが今度の統計法に反映されていると思います。

それでわれわれ大学関係者は何をしたら良いかということに関して、先ほど清水先生は制度の話に直接関わることは難しいと言われましたが、私もそう思います。私自身は制度

に関わる能力もありませんし、そういう能力をお持ちの方は数人出れば良いのであって、一般の研究者は、個々の統計をどのように使うかということに専念していればいいと思います。結果としていろいろな要望が出るわけですし、そこで出てきた要望が、溝口先生のような立場にある方であればいつかは実現される。そういうことで今まである程度議論してきたと思っています。

そのような学界からの協力がさらに必要になって行くだらう。というのは、最近の国の統計を作っている統計職員の数が急激に減っているという事実があります。島村先生が昨年書かれた本によりますと、終戦直後に較べて現在、公務員の数は半数に減っていますが、統計職員に限定すると5分の1になっている。5分の1という減り方をしているのは、世界にも例がない。これを見ても、先ほど伊藤先生がお示しになりましたEUの統計原則に統計職員の充実、確保が必要であると書いてあるところが、日本では全く出来ていないというのは、私もその通りだと思います。

今更公務員の数を増やすわけにはいかないのは確かですが、しかし経験年数までどんどん減っているという現実があります。この点を補足する形で、研究者の立場からいろいろな形で共同の研究会に参加するか、あるいは個別の分析に関わるといった活動を続けていく。こういうことは、統計作成者からも当然歓迎されるべきことであると思います。

このような機会になされる要望や批判は、直接は耳の痛いものでしょうし、誤解に基づいている部分もあるでしょう。けれども、長い目で見ると、統計の改善に一番大事なものは、ユーザーからの積極的で率直な意見だと思います。これを汲み上げる体制を何としても作りたい。

実は、新しい統計法が出来ますと、今年の10月で現行の統計審議会はめでたく解散ということになりますので、統計審議会の歴代会長が勤められた後で、私が最後の幕切れの会長になりそうです。最後の会長として、今申し上げたような体制を実現するために何を検討していくか、少なくとも課題だけは整理して次の統計委員会に引き継ぎたいと考えています。

話題は出ましたが詳しく話されていないことで一つだけ補足しておきたいテーマに、データを保管することがあります。いくつか指摘されました海外の例で見ると、統計的なデータアーカイブという表現を使っています。わが国でも従来から統計数理研究所で民間のデータを中心とするデータアーカイブを作る計画があり、特にヨーロッパを中心とするデータアーカイブの団体とも交渉がありましたが、残念ながら10年ほど前に統数研は予算を取り損なって実現に至りませんでした。丁度その頃、どなたが仕掛けたかは申しませんが、何人かの熱心な仕事により、東京大学の社会科学研究所で民間の統計を対象としたデータアーカイブができました。

こういうものがないと、折角集められた統計データが失われます。考えるまでもなく、過去に遡って調査することは不可能ですから、データが消えると統計は永遠に失われてし

まう。データアーカイブには、この意味で、貴重な情報を保存するという大きな使命がある。この役割を果たす組織は、民間については東大の社研で始められている。ただ残念なことに職員数が少なく、これは拡大しなければいけないと思います。統数研が無事存続することが出来れば、そこも加わってさらに強力な民間のデータアーカイブが実現すると思います。

政府に関しても、データアーカイブが必要な事情は全く同じです。詳細は分かりませんが、過去の重要な統計が十分なバックアップがなされてないまま、年とともに失われているという実態があるようです。データを提供していただければ何が不足しているか分かるのですが、それすら出来ないような状況ですので、実態としては、重要な統計がどんどん失われていると心配しています。各省の受け皿となるような官庁統計のデータアーカイブを作らなければいけないと思います。

これは一部の省庁では試験的に始められており、例えば一橋大学の社会科学統計情報研究センターでは、総務省系のデータを中心としてデータアーカイブの機能を部分的に果たすようになっている。ただ、これではまるで足りない。今日は資料をお見せる余裕はありませんが、例えばCESSDAというヨーロッパを中心とするデータアーカイブのHPにアクセスしていただくと、多くのデータアーカイブにリンクが張ってありますが、その地図のどこを見ても日本は載っていません。大変悲しいことです。東大社研のデータアーカイブにも少なくとも直接リンクは張ってありません。

これは体裁だけの話ではなく、日本の大事な統計、要するに税金を使って作った、将来にも十分役に立つ、そういう情報の宝庫である統計を保存する機構が必要です。一方で、先ほど申し上げたように、国の統計職員は数が少ないわけですから、やろうと思っても殆ど無理です。そこで東大社研とか一橋の統計情報研究センターのように、何らかの形で学界側として協力することも考えられます。

この点に関して、私は必ずしも悲観的ではなく、先ほどの永山先生のお話のように、いくつかの省で実施している大学との共同研究では統計を利用することで間接的に統計の保管や維持に貢献しているわけです。もうひとつの例として、先ほど溝口先生が指摘されました、各省のマイクロデータを使った重点研究があります。これは4年間続いたプロジェクトです。予算として6億5000万円くらいで、文科系としては大きかった。研究代表者の松田先生によると、理科系の先生に言わせれば動物のえさ代にも足りない金額だそうです。動物のえさ代程度で結構ですので、将来も何年かに一度は、データの保存に役立つような企画を、若い世代の研究者に実現してもらいたい。

統計局と大学との関係ということでは、しばらく前にISIがあった折にフィンランドの統計局を訪問した時、彼らは、大学院生を対象に政府統計を分析させていることを自慢していました。当然、秘密遵守のための誓約書はとりますが、大学院生は研究を通じて博士論文を書いていく。博士論文が書けることは院生に対してインセンティブを与えるだけ

でなく、同時に彼らは官庁統計の良き理解者にもなるわけです。そういう人たちが将来、貴重な人材として育つことは十分期待できます。わが国でも、是非そのような動きが出てくることを期待したいと思います。

<討論>

〔司会〕 どうもありがとうございました。4名の予定討論者の方々、重複を懸命に避けながら、最も効率的に時間を使っていただきました。ありがとうございました。4名の先生方いずれも、それからパネリスト3人の先生方も共通にまだ話し足りない雰囲気が見えてますけれども、とりあえずここで、あと残り時間があまりありませんので、最優先でフロアの方からご意見をうかがって、多少5分か10分ぐらい延長するかもしれませんが、そういう形で進めさせていただきたいと思います。発言される方はすみませんがお名前とご所属を最初にお話をうえて、ご質問、それから、どなたにたいするご質問か、あるいは意見発表である、いずれでも構いませんので、そういう形でお伺いしたいと思います。それではどうぞどなたでも、はい舟岡先生。

〔舟岡史雄〕

信州大学の舟岡です。本日は、興味深い話をお伺いして、大変勉強になりました。

本日のシンポジウムのテーマは官と学の連携についてですが、松田先生によれば、官と学の距離が現在は、少し遠くなっている状況にあるということです。ただし、今回、統計法と統計制度の枠組みの大きな改正が見込まれていて、これについては、学が火を点けたことによって、制度設計にまで結びついた経緯もありますので、学の責任はこれまでよりも重くなったところがあるのではないかと思います。伊藤先生は、今回の統計制度改革のポイントとして、統計理念を確立し、それを法律上明記したこと、ならびに基本計画を策定し、それを閣議決定して、実効性のあるものとする、の2点が大きなポイントだとおっしゃいまして、私も同感であります。

法律の条文に理念を規定し、統計は広く国民が利用する社会の情報基盤であることを謳い文句にしておりますが、それは言ってみれば、国民が統計を使えば、意思決定、計画策定や政策評価において、非常に有効であることを意味しています。そのためには、それを学が実際に示して見せることも必要です。また、美添先生がおっしゃいましたように、最近では民間が統計を高度に利用するようになっていますが、実は間違った利用の仕方もある多々ありますので、そういう場合には、統計を正確に使うよう、学が情報を絶えず提供し、橋渡しをする役割を果たすことも必要です。その意味で、学の果たす役割は、統計が社会の情報基盤であることを実践する先導役として非常に重要ではないか。

2 点目の基本計画について言えば、今回の統計制度改革は、とりあえず現行の分散型統計機構を前提として構想されているので、基本計画のでき映えが統計の体系的な整備の可否を規定します。基本計画の策定には、やはり各省の利害が絡みますから、各省に任せていたら、相変わらず従来どおりの仕組みで統計の体系が作られてしまう。各省の利害とは無関係の、学が主導して統計体系のあるべき姿を示すことで、長期的に日本の統計が整備されていくのだらうと思います。さらに、基本計画についてのフォローアップも明示されています。最終的に基本計画を閣議決定するのは各省ですので、基本計画の責任者がみずからフォローアップするのもおかしいわけですし、フォローアップは、第三者的な立場にある、学が中心になるべきで、チェックの仕組みが明確に機能することで、日本の統計が良くなっていくのだらうと思います。そうした意味で、これから学の役割は、ますます大きくなっていく、なるべきだと、私は理解しています。

〔司会〕 はい、ありがとうございました。ほかにどなたかいらっしゃいますか。

〔伊藤セツ〕

昭和女子大学の伊藤セツと申します。3点ばかり意見をのべます。

第1に、最初、竹内先生のほうから、「研究者が、自分がこういうことを調べたいからとか、ドクター論文を書きたいから」ということの要求には、そうなかなか応じられない」というお話がありました。私は、研究での統計のユーザーでもあり、学部学生、マスターコース、ドクターコースの院生の教育にあたる立場での統計のユーザーでもあるわけですが、そこから出てくる問題意識は決して身勝手な問題ではなくて、それぞれの学生や院生のテーマは、非常に社会的な意味をもった問題であって、意味があるからこそ政府統計をいろいろと検討させていただいています。そうすると、「こう集計した方がいいのに」、「この程度の改善ならお金もかからないだろう」と思うことが出てくるわけです。そのような問題点について、マスターコース、ドクターコースは当然ですけれども、学部学生の段階から、政府担当者に質問したり意見を述べたりするように私は教育しています。研究者として決して身勝手なことだけでお伺いしているとは思っていないので、その点は誤解のないようにしていただきたいと思います。

第2に、私、この会場に入る時に、名簿のところを見ましたら、なぜか「ジェンダー」という分類のところに私の名前が書いてありまして、そこに丸をつけました。意外な思いがしたのですけれども、「それでは、一言ぐらい言わなければ」というわけで、言わせていただきます。国際的な標準にたいして官庁がどれだけ敏感であるかという問題がさきほども出ておりましたが、これはジェンダーばかりの問題ではないのですけれども、研究者として感ずるところがございます。いろいろありますが省略して簡単にいいますと、私は、日本統計協会発行の『世界の女性 2005－統計における前進』に、『世界の女性 2000』に統

いて翻訳者の一人に加えていただきました。国連の先進的動向を見ておきますと、なぜ国連統計部がこれだけ具体的提言をしているのに、統計先進国日本が、ジェンダーを統計のなかでメインストリームにすることができないのかということを感じます。それは、研究の側からのほうが強く感ずることかもしれませんし、また必ずしもそうではない行政に携わる官の側が感じて当然のことだと思ふ場合もあるのですけれども、必ずしもそうではないことを疑問に思っているということです。

第3点目ですけれども、先ほど永山先生がおっしゃったことなんですけれども、「公の統計審議会のほかに特別の研究会を起こして『学』を加えて意見を取り入れる例がある」という点についてです。20年ほど前に、永山先生が座長の、1981年と1986年の社会生活基本調査のための研究会に2度入れていただいたことがございます。私はそのとき「研究会」の位置がわからなくて、勤務先に出張願を出すとき困った経験を思い出します。あのときも何かインフォーマルであるという感じはしておりましたので。あのときは、研究者ばかりではなくて、地方の統計の担当者や民間機関の人も加わっておりました。私としては非常にいい意見の交換の場になっていたと思いますし、あそこでとても勉強させていただきました。ただ、ここでの意見はどう公表されるのか、どのようにフォーマルな審議会等に反映されて成果につながるのかとか不安だったわけです。しかし、確かに、あのとき私が出した意見は、社会生活基本調査に、永山先生のお力で確かに反映され、その変化と成果を確認できましたので、研究会は意味があったと実感できましたけれども、そのうちのある具体的調査は実施するまでいって公表されないままに終わったという事実もありました。クローズドでインフォーマルであれば、まあ、致し方ないのかということも私は勉強になったのですけれども、限界を感じたものです。

研究会が、「官」が「学」の意見を聞く場の一つと位置づけられているなら、よりオープンなものにして、永山先生のご発言のなかにもありましたが、官と学・地方行政・民が力をあわせていく方向に改善していただければと思います。

〔司会〕 今日の間までのご発言は、ほとんどが学の方の立場からのご発言だったんですけど、もし差し支えなければ、官の方から何か、じゃあ川崎さんどうぞ。

〔川崎茂〕

総務省統計局の川崎です。今日は大変このような貴重な機会に参加させていただきましたありがとうございます。先生方のお話、大変興味深く聞かせていただきました。ある部分、今後の統計の改善に役立てていきたいと思ひながら伺いました。

私なりに感想をいくつか申し上げてみたいと思います。これは私の個人的な意見であり、

私の役職として申し上げるのではなく、個人的な経験、先生方との交流の経験を基に申し上げるものです。

最初に、竹内先生が官と学の関係を変えて整理してくださいました。学は、官庁統計にとって、消費者、利用者、批評家、生産者、消費者の立場があると整理されたと思います。その整理は大変よく理解できました。その中で私ども統計作成者の観点から見て一番大事だと思うのは、健全な批評家としての立場ではないかと思います。「健全な」というのは、世の中にはいろんな批評家がおられる中で、統計に関して専門的なお立場から建設的な批判をしていただく、という意味で申しています。

批評家としての立場でどのようなことを期待し、お願いしたいか、いくつか申し上げます。まず、統計の作成には技術的な裏打ちが必要ですので、そのような観点から、例えば研究会などの場において技術的なアドバイスをいただきたいということです。統計の改善のために、先生方からお知恵をいただける場をできるだけ設けていきたいと考えます。先ほどの議論で、研究会の開き方がクローズドではないかのご指摘もありました。研究会に参加していただく方々の範囲を十分広げられず、あるいは足りないと感じになる面もあるかもしれません。しかし、お声をおかけする範囲には限界がありますし、私どもとしては必ずしもクローズドとしてやっているつもりではありません。ご批判がある理由の一つは、おそらく検討の結果を取りまとめた情報を発信することが不十分なためではないかと思います。検討の情報をより広く公表するよう努力したいと思います。今後とも研究会等ではご協力をお願いしたいと思います。

次に大事なことは、学界と官庁の統計の世界の橋渡しをしていただくことだと思います。この点は、最近、相当重くなっていると思います。先ほど舟岡先生が指摘された、今回の統計改革はかなり「学」からの働きかけがあって実現したという点、私も同感です。その背景には、現在、様々な分野の学者が政策に影響を持つようになっておられるという事情があると思います。例えば経済財政諮問会議の民間議員に代表されるように学識経験者が政策決定に関与されるケースが昔よりはるかに増えてきていると思います。そのような場に統計学が専門の学者が入られるケースは必ずしも多くないかもしれませんが、統計学者から政策に影響のある学者さんたちに重要なインプットをされることは大いにありうることだと思います。また、そのようなことは大切なことであると思います。統計作成者の立場では、学識経験者全般との関係が大切ですが、その場合に統計の学界の先生方とは最も関係が深いことから、統計学者の方々との関係は特に大切であると思います。

これに関する例として、先ほど話題の出ました民間開放の問題があります。民間開放のあり方については、政府の方針として、統計の信頼や正確性を確保しながら、統計の効率性を高めるよう民間開放にきちんと取り組んでいかなければなりません。民間開放をどのような形で進めていけば、統計の信頼性を低下させずに仕事の効率性を高められるか、専門的なお立場からの先生方のご意見は非常に大事だと思います。統計は学際的な性格が強

いものですので、まずは統計学者の方々のご理解を得ながら、それを他の分野の学者たちによりよく理解をしていただければありがたいと思います。

3 番目に期待するポイントですが、利用者への橋渡しというところがあると思います。最近いろんな意味での統計批判がごさいます。現在の統計で見直すべき点もあるとは思いますが、利用者側にもっと理解や勉強をしていただきたい点もあります。例えば、統計の質に関する情報の提供があります。最初に伊藤先生からのお話にありましたが、例えば統計の標本誤差、非標本誤差、あるいは非回答の状況などのデータなどは、統計作成者としてもっと提供をしていく必要があると思います。ただ、伝統的には統計部局は非常に慎重であったと思います。その理由は主に二つあり、ひとつは国民から「これぐらい回答率が悪いのなら自分も協力しなくてもいいのではないか」というような反応が出てくるおそれがあることです。もうひとつは、「これぐらい精度が悪いのだったら統計は使えないのではないか」と単なる批判に終わってしまうおそれがあることです。どちらも必ずしも建設的な動きにつながらないと思われるので、統計部局としては質に関する情報を提供することに慎重であったという背景があると思います。しかし、世界的な動きを見ても、また利用者をミスリードしないためにも、質の情報を提供することは必要であると思います。

それでも、そういう情報を提供した時にメディアの側はどう反応をするのだろうかという気はあります。そのような場合に、学界の方々には、作成者と利用者の中で統計の質に関する情報の解釈について、橋渡しの役割を担っていただけたらと思います。

4 番目をお願いしたいのは、統計の研究開発の面です。これは 1 番目の技術的なアドバースと関係します。

統計の重要な要素として挙げられるものの一つに、timeliness、relevance などがあります。これを実現するというのは実は結構難しいことだと思います。最近、特に難しいのは timeliness ではないと感じています。統計を迅速に提供するというと、ややもすると集計期間を短縮して、調査実施から公表までを早くするというイメージで考えられがちです。しかし、それでは十分ではありません。これから大切なのは、情報のニーズが明らかになってから結果が提供されるまでのトータルの期間を短縮することが求められていると思います。

この意味での timeliness を実現するには、統計を作成する過程のうち、プランニングの期間をいかに短くするかということが大切であると思います。例えば、最近、格差問題が大きな問題になっていますが、これについてごく最近の国会審議の中で、政治家には「すぐにも調査せよ」とおっしゃる方々もありました。しかし、もし本当にすぐ調査をしていたら、実はろくな調査ができないわけであり、調査する前にきちんとプランニングすることが良い統計を作る秘訣です。このプランニングというのは一種の研究開発での仕事であり、実際にはかなり時間がかかる作業であると思います。これは、アカデミックな蓄積にもとづきながら、実務的にどうやって統計として実現するか、官と学とでキャッ

チボールしながら、プランニングをやっていくことが必要です。その意味では、新しい統計のニーズ、社会的なニーズを予測するというようなことを含めて、統計に関する研究や開発をやっていく必要があると思います。そのような面で学界の先生方にはご支援ご協力をお願いしたいというふうに思います。

「官」から見ての「学」へのお願いばかりを述べましたが、それでは官の側は学に対して何をやってくれるのか、疑問をお持ちになるだろうと思います。私どもとしては、統計の利用者としての「学」に対して積極的にデータ提供を行うことを通じて学問の発展を側面から支援することが大切であると思います。その意味では、すでに先生方のご意見にもあった、データアーカイブの整備、マイクロデータの提供等々を着実にやっていくことが必要であると思います。現在、統計法が改正されようとしており、改正後はいままでよりもデータが使いやすくなるものと思います。それを踏まえていろいろなことをやっていきたいというふうに考えています。

大分長く発言させていただきましたが、松田先生のご指摘のように、統計はもともと学問と行政と一緒に発達した経緯があります。官学の間が疎遠にならないように、私どもも努力してまいりたいと思います。例えば、このような会合に参加して議論に加わらせていただくのも、連携強化のために有意義であると思います。必ずしもフォーマルな場でなくてもよいから、思い立ったら自由に率直にご相談できるような関係をもてたらと思っています。

ただ、連携強化のためのコミュニケーションの努力が必要とはいえ、統計の職場の実態を見ると、必ずしも容易でないところもあります。例えば、センサスの企画に関してアメリカやカナダの事例を聞きますと、1回のセンサスのプランニングをやるときに、ユーザー説明会を100回とか200回やったという話を聞きます。もし日本で100回、200回もやろうとしますと、おそらく1つの課の職員を全部それに振り向けないと対応できません。そうすると何も本来の仕事ができなくなります。アメリカやカナダとの対応の違いには、単に「やりたい」、「やればいい」といった意思の問題ではなく、組織の規模や持てるリソースの違いによることも大きいということをご理解いただきたいと思います。そのような中で、私どもも利用者、あるいは学会とのコミュニケーションも改善をしていきたいと思っています。

いろいろと申し上げましたが、今後ともぜひまたいろいろ遠慮なく、いろいろなご意見をいただければありがたいと思います。ありがとうございました。

〔司会〕 どうもありがとうございました。セッションでは主に学のほうから官にたいしているいろいろなプロポーザルをやってきたものですから、それにたいして、官のほうから代表していろいろ何か申し上げたいことがおそらくあられたようで、詳細にお話いただいたということで、一応まあいいかなという感じがしております。

<パネリストによる補足>

〔司会〕

本日のパネルディスカッションでは、主に学の方から官に対していろいろな意見表明が行われました。また、官の方からも、川崎局長に率直でしかも多面にわたるご意見を頂戴できました。まだ、フロアの皆さんあるいは予定討論者の先生方の中にもご発言を希望しておられる方が大勢いらっしゃるのではないかとと思いますが、すでに予定の時間を5分ほど超過しております。そこで、最後に、パネリストの各先生方から補足的なご意見をいただき、本日の討論を終了したいと思います。

〔竹内〕

永山先生がお話されていた官庁が設ける研究会は非常に有益だったと思いますが、2つ問題があると思います。一つは、各省庁でそれぞれの縄張りに対応しておやりになるので、予算が比較的潤沢にある省庁ではたくさんやられる。そうしますと、基本的にその省庁にとって関心がある政策課題についてしか基本的に問題が出てこない。そういう予算が十分確保できない省庁の場合、出てこない。それともう一つは、私もそういう研究会に度々参加させていただいたのですが、やはりそういう時に学者側から出た委員は、そこに出示されたデータをいかに利用するかということには関心はありますが、そのデータの作り方をもう少し変えたほうが良いのではないかとか、もっとこんな操作をした方がいいのではないかとことまで踏み込むことは余りない。従って、やはり本当の意味で統計のデータのいわば批判、批評を本当にやるところまで行かないわけです。もっと統計そのものをちゃんと研究対象にした研究が必要だと思います。それから先ほど川崎さんがおっしゃいましたが、今後、だんだん統計調査が建前どおりに行かないようになることが多くなる。全数調査が建前であっても、実は回答率が多くても85%だとか、標本調査でも代替標本が100%位になるということも起こりうるわけです。そういう時に、どうやってなるべく真実に近い数字にするか、そのためにいろいろな情報を総合的に利用してやって行くかということについて、次第に問題が出てくると思います。そういうレベルまで立ち入って共同研究組織を作り上げる必要がある。それでこれは私の一つの希望ですが、折角今度統計委員会が出来るわけですから、統計委員会直属で少し研究のための予算を確保できないものかなと思っています。国勢調査の予算の1%で十分です。そうすると毎年4億円ぐらいは使えることになりますから。それくらいあれば、何とかなるはずですよ。そのあたりのことも考えていただければと思っております。

〔松田〕

私の申し上げ方が拙くて若干の誤解を招いてしまったようなところがあるようですので、少し補足させていただきます。

永山貞則先生が、官と学との乖離について、官が学の言うことを聞かないのを、松田は乖離といているというようにおっしゃられたように思います。必ずしも「言うことを聞かないからけしからん」とそういうつもりで言った訳ではございません。

誤解を解くために、一二の例を挙げてみます。これは私が若い頃に、溝口敏行先生からいろいろと教わった中に、省庁縦割りの中で家計調査的な調査が行われていて、全体の所得分布というものを各省の統計調査の合成で求めて分析するのにいろいろと困難なことがあるというのがあります。溝口先生は、工夫を凝らして複数の調査結果から合成を試みられたが、それを省庁横断的に継続的にその後も政府が行うようには出来ませんでした。(学者の言うことをきかないから乖離があるというのではなく、学問の世界の常識であっても、行政機関に身を置く官庁の統計者は、省庁の権限に固執して実現できなかったといいたいのです。)

それからこれも溝口先生から教えてもらったのですが、「クラスター・サンプリングはもっと大事にすべきである」。世帯調査では、かつての厚生省の国民生活実態調査と統計局の住宅統計調査の二つが代表的なものでした。これらは、「所得分布を考える上でもっと大事にして発展させるべきだ」というのが、溝口敏行先生の統計審議会長時代以前からの持論でした。私も統計審議会委員の時には、「新中長期構想」の折などには、多様化した世帯概念の変化に即応して調査をする際に、その考えを生かすならば良い結果が得られると考えて、構想への書き込みに努力をしておりました。残念なことには、この問題に関連しての「新中長期構想」の提言のいくつかの重要な部分は無視されました。住宅統計調査の後身の住宅土地統計調査がいつの間にかクラスター・サンプリングを止めてしまった。平成15年調査からだと記憶してありますが、どこで発言の機会を逸したのか、もう審議会の委員を辞めた後で関係の研究会の縦割行政の中で見落として発言できなかったのか、その辺りの記憶が定かではないのですが。統計審議会の議論の中ではどのように議論されたのでしょうか。おそらく、詳細な地域表章の要求とサンプル削減の圧力の前で、多様化した世帯概念に対応するためにクラスター・サンプリングの利点を生かすのではなく、地域別詳細集計のために標本数確保を、調査区内も全数調査で無く標本抽出にして切り抜けたと言うのかもしれない。私の考えでは、社会の変化に対応した統計をつくるという目標から考えると、学の関心の方が官の関心より先行したための乖離の一例と思っています。

このように、やはり根本的なところでやはり乖離があるのではないかと私は考えております。

〔菊地〕

私からは一つだけ申し上げます。それは、地方での実査の現場、統計利用の現場を活気づけるということは不可能ではないように思います。統計改革においては、そうした戦略もまた立てていただければと思っております。

〔司会〕

パネリストの先生方、どうもありがとうございました。本日、パネリスト、予定討論者、さらにはフロアの先生方から多岐にわたる論点や問題提起を行っていただきました。

本日、ご出席いただいた皆様方からいろいろとお話を伺っていた中で、一つだけ共通の確認事項としてここで指摘させていただきたい点は、本日出されたような事項に関心を持つ若い世代の統計研究者をいかに養成するかということが、単に学だけでなく官と学の有効な連携、ひいてはわが国の統計の発展にとって不可欠であるとの認識だろうと思えます。

官学連携というテーマの下に、これだけ多くの学界人と政府統計関係者が一同に会するというのは、恐らくわが国では初めてではないかと思えます。その意味では、今日のテーマ設定それからその下で展開いただいた議論は、あくまでも kick off 的性格のものでございまして、むしろこれから各学会等の側でいろいろと深め、具体化していく際の議論の出発点として位置づけるべき性格のものではないかと主催者側では理解しています。

これを一つの契機として、わが国でも統計における有意義な官学連携の仕組みが構築され、わが国の統計が今後一層発展することを期待することで本日のシンポジュームのむすびとさせていただきたいと思えます。皆様、長時間お付き合いいただき、ありがとうございました。

研究所報(最近刊行分)

号数	タイトル	刊行年月日
17	地方統計	1990. 11. 30
18	厚生統計	1992. 03. 31
19	人口移動統計	1993. 03. 31
20	わが国における外国人労働者	1994. 01. 31
21	統計調査環境の変容と現状:1994年	1995. 07. 31
22	サービス業統計の現状と課題	1996. 02. 29
23	民間統計	1997. 01. 31
24	統計環境実態調査	1998. 01. 31
25	ミクロ統計データの現状と展望	1999. 01. 31
26	The2000-01 World Population Census and the Related Issues	2000. 01. 31
27	統計と人権および開発-IAOS 2000 をめぐって	2001. 03. 15
28	第4回日本・中国経済統計学国際会議	2002. 03. 15
29	職安求職者にみる失業の実態	2002. 12. 20
30	国連ミレニアム開発目標と統計	2003. 10. 20
31	Workshops on "the Population Censuses" and "the Use of Census Micro Data"	2003. 12. 20
32	ミクロデータとその利用	2004. 04. 20
33	International Symposia on Population Census and Micro Data Archives	2005. 01. 10
34	政府統計の二次的利用	2005. 04. 20
35	ジェンダー(男女共同参画)統計	2007. 02. 20
36	人口センサスの現状と新展開	2007. 04. 01

研 究 所 報 No. 37

2007年4月20日

発行所 法政大学 日本統計研究所

〒194-0298 東京都町田市相原 4342

Tel 042-783-2325,6

Fax 042-783-2332

jsri@s-adm.hosei.ac.jp

発行人 伊藤 陽一

BULLETIN
OF
JAPAN STATISTICS RESEARCH INSTITUTE

No.37

April 2007

Symposium
“Cooperation between Academia and Governments in Statistics”

Opening Address

Hiromi MORI

<Part One >

Keynote speeches

Professor Hyoe Oouchi and his Contributions to Japanese Statistics

Takafusa NAKAMURA

Quality of Japanese Official Statistics - a critical review with regard to
the European Statistics Code of Practice

Yoichi ITO

<Part Two >

Panel Discussion

“Cooperation between Academia and Governments in Statistics”

PANELISTS

Kei TAKEUCHI, Yoshiro MATSUDA, Susumu KIKUCHI

DISCUSSANTS

Masahiko SHIMIZU, Sadanori NAGAYAMA

Toshiyuki MIZOGUCHI, Yasuto YOSHIZOE

Edited by

JAPAN STATISTICS RESEARCH INSTITUTE
HOSEI UNIVERSITY
TOKYO, JAPAN

